

# 学 生 便 覧

2012(平成24)年度

神戸大学発達科学部

# 平成24年度

## 学 年 曆

前 期	前	期	開	始	4月1日
	春	季	休	業	自 4月1日 至 4月5日
	入授創	業	學 記	開 念	式 始 日
	立				4月6日 4月11日 5月15日
	補講	又は期末	試験	実施	期間
					自 7月25日 至 8月7日
	授業		終	了	8月7日
	夏	季	休	業	自 8月8日 至 9月30日
	前	期	終	了	9月30日
後 期	後授業	期業	開開	始始	10月1日 10月1日
	冬	季	休	業	自 12月25日 至 1月7日
	金曜日	の	振替	日	12月25日
	金曜日	( 3 ~ 5 時限 )	の	振替	日 12月26日
	月曜日	の	振替	日	1月7日
	補講	又は期末	試験	実施	期間
	(2/5(火)は月曜日の振替日, 2/6(水)は金曜日3~5时限の振替日)				自 1月22日 至 2月6日
	授業		終	了	2月6日
	学位	記	授与	式	3月26日
	春	期	休	業	自 3月27日
	後	期	終	了	3月31日



# 目 次

## 沿革略史

### I 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

1 神戸大学ディプロマ・ポリシー .....	3
2 発達科学部ディプロマ・ポリシー .....	4

### II 教学規則・共通細則・大学教育推進機構規則等

1 神戸大学教学規則 .....	7
2 神戸大学共通細則 .....	39
3 神戸大学学位規程 .....	46
4 神戸大学学生表彰規程 .....	58
5 神戸大学学生懲戒規則 .....	60
6 神戸大学大学教育推進機構規則等 .....	64
(1) 神戸大学大学教育推進機構規則 .....	64
(2) 神戸大学全学共通授業科目履修規則 .....	65
(3) 神戸大学日本語等授業科目履修規則 .....	73
(4) 再受験資格制度に関する内規 .....	74
(5) 追試験に関する内規 .....	75
(6) 神戸大学大学教育推進機構全学共通教育部における成績評価基準に関する内規 ..	76
(7) 交通機関の運休、気象警報の場合における授業、期末試験の休講措置について ..	77
(8) 全学共通授業科目の履修方法に関する申合せ .....	78
(9) 協定に基づき留学する学生の期末試験の取扱いに関する申合せ .....	80
7 神戸大学における授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額に関する規程 .....	81

### III 学部規則等

1 神戸大学発達科学部規則 .....	87
2 神戸大学発達科学部研究生規程 .....	124
3 神戸大学発達科学部聴講生規程 .....	126
4 神戸大学発達科学部科目等履修生規程 .....	128
5 神戸大学発達科学部外国人特別学生の入学に関する規程 .....	130
6 神戸大学発達科学部特別聴講学生に関する内規 .....	131
7 入学前の既修得単位の認定に関する内規 .....	132
8 神戸大学発達科学部規則第7条ただし書に関する申合せ .....	133
9 神戸大学発達科学部転学科に関する申合せ .....	134
10 教育実習の申し込み及び履修における単位修得、及び「プレ実習」について ..	135
11 「卒業研究」資格判定制度について .....	135
12 交通機関の運休、気象警報発令の場合における授業、学期末試験の休講措置について ..	136
13 学期末試験における不正行為に関する取扱い .....	137
14 外国人留学生のための日本語科目修得についての内規 .....	137
15 神戸大学発達科学部セクシュアル・ハラスメント防止のための指針 .....	138
16 神戸大学発達科学部、文学部、経済学部及び農学部ESDコース実施要領 .....	142

#### IV 学部（履修等）

1 履修方法及び履修に関する心得	149
(1) 履修のあり方について	149
(2) 発達科学部履修要件	150
(3) 履修及び受験手続きについて	150
(4) 他学部の授業科目の履修について	150
(5) 集中講義について	150
(6) 試験及び単位修得の認定について	150
(7) 学期末試験受験上の注意事項	150
(8) 成績評価について	151
(9) 卒業研究について	151
2 学科ごとの履修要件	154
3 資格免許のための科目	183
4 教育職員免許状取得に関する履修要項	185
5 教育職員免許以外の資格について	206
(1) 学芸員の資格に関する科目	206
(2) 社会教育主事の資格に関する科目	207
(3) 社会福祉主事任用資格に関する科目	208
6 交換留学制度	209

#### V 学生関係

1 学生の日常周知事項	213
(1) 学生への通知等について	213
(2) 証明書類の交付、発行等について	213
(3) 通学定期乗車券の購入について	214
(4) 住所等の変更の届出について	214
(5) 休学、復学、退学等願出について	214
(6) 授業料の納付について	214
(7) 学内掲示物について	215
(8) 学校施設の利用について	215
(9) 教材用印刷機の使用について	215
(10) 発達ホール（Dルーム）の利用について	215
(11) 禁煙について	216
(12) 車両による構内への乗り入れ禁止について	216
(13) 盗難の防止について	216
(14) その他	216
・発達科学部所在地及び電話番号	219
・発達科学部教員名簿	220
・六甲台地区建物配置図	225
・発達科学部配置図	226
・附属学校配置図	226

## 沿革略史

- 明治 7 年 5 月 兵庫県師範伝習所設置
- 明治10年 1 月 神戸師範学校と改称
- 明治19年 9 月 兵庫県尋常師範学校と改称
- 明治30年10月 兵庫県師範学校と改称
- 明治33年 4 月 兵庫県第一師範学校と改称
- 明治34年 2 月 姫路に兵庫県第二師範学校を設置
- 明治34年 8 月 兵庫県第一師範学校を兵庫県御影師範学校と改称  
兵庫県第二師範学校を兵庫県姫路師範学校と改称
- 明治35年 2 月 兵庫県明石女子師範学校設置
- 昭和11年 4 月 兵庫県御影師範学校と兵庫県姫路師範学校を兵庫県師範学校として統合
- 昭和18年 4 月 兵庫師範学校として兵庫県明石女子師範学校を包括し国立移管
- 昭和19年 4 月 兵庫青年師範学校国立移管
- 昭和24年 5 月 兵庫師範学校と兵庫青年師範学校を統合し神戸大学教育学部として発足
- 昭和51年 5 月 神戸大学教育学部附属教育工学センター設置
- 平成 2 年 6 月 神戸大学教育学部附属教育工学センターを神戸大学教育学部附属教育実践研究指導センターに改組
- 平成 4 年 10 月 神戸大学教育学部を改組し、神戸大学発達科学部を設置  
神戸大学教育学部附属教育実践研究指導センターを改組し、神戸大学発達科学部附属人間科学研究センターを設置
- 平成 9 年 4 月 神戸大学発達科学部と神戸大学国際文化学部を基礎とした神戸大学大学院総合人間科学研究科修士課程を設置
- 平成10年 3 月 養護教諭特別別科を廃止
- 平成11年 4 月 神戸大学大学院総合人間科学研究科博士課程後期課程設置
- 平成17年 3 月 附属人間科学研究センターを廃止
- 平成17年 4 月 3 学科12講座を 4 学科 6 講座に改組
- 平成17年 4 月 総合人間科学研究科発達支援インスティテュートを設置
- 平成19年 4 月 神戸大学大学院総合人間科学研究科を改組し、神戸大学大学院人間発達環境学研究科を設置



# I 学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)



# 1 神戸大学ディプロマ・ポリシー

神戸大学は、開放的で国際性に富む固有の文化の下、「真摯・自由・協同」の精神を發揮し、個性輝く人間性豊かな指導的人材の育成を通して、学問の発展、人類の幸福、地球環境の保全及び世界の平和に貢献することを目指している。

この目標達成に向け、本学では、教育課程を通じて授与する学位に関して、学部及び大学院において国際的に卓越した教育を保証するため、以下に示した2つの方針に従って当該学位を授与する。

○学部あるいは研究科に所定の期間在学し、卒業並びに修了に必要な単位を修得し、当該学部あるいは研究科が定める審査に合格する。

○卒業あるいは修了までに、本学学生が、それぞれの課程を通じて達成を目指す学習目標は次のとおりとする。

## 「人間性」

豊かな教養と高い倫理性を身につけ、知性、理性及び感性が調和し、自立した社会人として行動できる。

## 「創造性」

伝統的な思考や方法を批判的に継承し、自ら課題を設定して創造的に解決できる。

## 「国際性」

多様な価値観を尊重し、異文化のより深い理解に努め、優れたコミュニケーション能力を発揮できる。

## 「専門性」

それぞれの職業や学問分野において指導的役割を担えるように、学士課程にあっては、幅広い知識とそれを基盤とした専門的能力を、また大学院の各教育課程にあっては、深い学識と高度で卓越した専門的能力を備える。

## 2 発達科学部ディプロマ・ポリシー

神戸大学発達科学部は、広い知識と豊かな教養を授けるとともに、乳幼児期から高齢期に至るまでの人間の発達及びそれを取り巻く環境について様々な側面から教育研究し、これらに関する専門的知見及び問題解決能力をもった、自律的な人材の養成を目指す。

### ○ 学位授与の要件

本学部で定めた期間在学し、本学部の教育目的に沿って設定された授業科目を履修し、基準となる単位数を修得することが、学位授与の要件である。修得すべき授業科目の中には、講義、演習、実験、実習、実技及び卒業研究が含まれる。

### ○ 課程修了の目安

人間の発達及びそれを取り巻く環境についての専門的知見並びに問題解決能力を備え、自律的な人間として行動できる人材となっているかが、本学部での課程修了の目安となる。

## II 教学規則・共通細則・ 大学教育推進機構規則等



# 1 神戸大学教学規則

(平成16年4月1日制定)

## 目 次

第1章 総 則	
第1条 趣 旨	
第2条 教 育 憲 章	
第3条 学 部	
第4条 大 学 院	
第5条 乗 船 実 習 科	
第6条 収 容 定 員	
第7条 学 年	
第8条 学 期	
第9条 休 業 日	
第2章 学 部	
第1節 入 学	
第10条 入 学 許 可	
第11条 早 期 入 学	
第12条 入 学 期	
第13条 編 入 学	
第14条 転 入 学	
第15条 再 入 学	
第16条 入 学 志 頑	
第17条 入 学 手 続	
第18条 入学料の免除	
第19条 入学料の徴収猶予等	
第20条 死亡等による入学料の免除	
第21条 宣 誓	
第2節 修業年限、教育課程、課程の履修等	
第22条 修 業 年 限	
第23条 修業年限の通算	
第24条 在 学 年 限	
第25条 教 育 課 程	
第26条 授業科目の区分	
第27条 授業の方法	
第28条 履修方法及び試験	
第29条 履修科目の登録の上限	
第30条 成績評価基準	
第31条 単位の授与	

第32条	単位の基準
第33条	他学部の授業科目の履修
第34条	他の大学又は短期大学における授業科目の履修
第34条の2	休学期間に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位の取扱い
第35条	大学以外の教育施設等における学修
第36条	入学前の既修得単位等の認定
第37条	編入学、転入学、再入学者の修業年数等
第38条	転学部
第39条	転学科
第3節	留学及び休学
第40条	留学
第41条	休学の許可
第42条	休学の解除
第43条	休学の命令
第44条	休学期間の取扱い
第4節	退学及び除籍
第45条	退学
第46条	疾病等による除籍
第47条	入学校料等未納による除籍
第5節	卒業要件及び学士の学位
第48条	卒業要件
第49条	学士の学位授与
第6節	授業料
第50条	授業料の納期
第51条	授業料の免除
第52条	授業料の徴収猶予及び月割分納
第53条	休学者の授業料
第54条	退学者等の授業料
第7節	賞罰
第55条	表彰
第55条の2	懲戒
第3章	大学院
第1節	入学
第56条	修士課程、前期課程及び専門職学位課程の入学資格
第57条	修士課程、前期課程及び専門職学位課程への早期入学
第58条	後期課程の入学資格
第59条	医学研究科の博士課程の入学資格
第60条	医学研究科の博士課程への早期入学
第61条	進学

## 第 62 条 選考方法

第 2 節 修業年限、教育方法、修了要件等

- 第 63 条 標準修業年限
- 第 64 条 教育方法等
- 第 65 条 他大学大学院等の研究指導
- 第 66 条 研究指導のための留学
- 第 67 条 修士課程及び前期課程の修了要件
- 第 68 条 博士課程の修了要件
- 第 69 条 専門職学位課程の修了要件
- 第 70 条 学位論文及び最終試験
- 第 71 条 修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与

第 3 節 準用規定

- 第 72 条 準用規定
- 第 73 条 履修科目の登録の上限
- 第 74 条 他大学大学院の授業科目の履修
- 第 74 条の 2 休学期間に外国の大学の大学院において履修した授業科目の単位の取扱い
- 第 75 条 入学前の既修得単位の認定
- 第 76 条 留学
- 第 77 条 休学

第 4 章 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、聴講生、研究生、専攻生及び外国人特別学生

- 第 78 条 特別聴講学生
- 第 79 条 特別研究学生
- 第 80 条 科目等履修生
- 第 81 条 聴講生、研究生及び専攻生
- 第 82 条 授業料の納期
- 第 83 条 外国人特別学生

第 5 章 授業料、入学料及び検定料の額

- 第 84 条 授業料、入学料及び検定料の額
- 第 84 条の 2 授業料等の不徴収

第 6 章 教育職員免許状

- 第 85 条 教員の免許状授与の所要資格の取得

附 則

## 第 1 章 総 則

### (趣 旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人神戸大学学則（平成16年4月1日制定）第29条の規定に基づき、学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

### (教育憲章)

第 2 条 本学の教育は、神戸大学教育憲章（平成14年5月16日制定）に則り、行うものとする。

### (学 部)

第 3 条 本学の学部に置く学科は、次のとおりとする。

文 学 部	人文学科
国際文化学部	国際文化学科
発達科学部	人間形成学科、人間行動学科、人間表現学科、人間環境学科
法 学 部	法律学科
経 済 学 部	経済学科
経 営 学 部	経営学科
理 学 部	数学科、物理学科、化学科、生物学科、地球惑星科学科
医 学 部	医学科、保健学科
工 学 部	建築学科、市民工学科、電気電子工学科、機械工学科、応用化学科、情報知能工学科
農 学 部	食料環境システム学科、資源生命科学科、生命機能科学科
海事科学部	海事技術マネジメント学科、海洋ロジスティクス科学科、マリンエンジニアリング学科

### (大 学 院)

第 4 条 本学の大学院研究科に置く専攻及びその課程は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科名	専 攻 名	課程の別
人文学研究科	文化構造専攻、社会動態専攻	博士課程
国際文化学研究科	文化相関専攻、グローバル文化専攻	博士課程
人間発達環境学研究科	心身発達専攻、教育・学習専攻、人間行動専攻、人間表現専攻、人間環境学専攻	博士課程
法 学 研 究 科	理論法学専攻、政治学専攻	博士課程
	実務法律専攻	専門職学位課程
経 済 学 研 究 科	経済学専攻	博士課程
経 営 学 研 究 科	経営学専攻	博士課程
	現代経営学専攻	専門職学位課程

理学研究科	数学専攻, 物理学専攻, 化学専攻, 生物学専攻, 地球惑星科学専攻	博士課程
医学研究科	バイオメディカルサイエンス専攻	修士課程
	医科学専攻	博士課程
保健学研究科	保健学専攻	博士課程
工学研究科	建築学専攻, 市民工学専攻, 電気電子工学専攻, 機械工学専攻, 応用化学専攻	博士課程
システム情報学研究科	システム科学専攻, 情報科学専攻, 計算科学専攻	博士課程
農学研究科	食料共生システム学専攻, 資源生命科学専攻, 生命機能科学専攻	博士課程
海事科学研究科	海事科学専攻	博士課程
国際協力研究科	国際開発政策専攻, 国際協力政策専攻, 地域協力政策専攻	博士課程

2 人文学研究科, 国際文化学研究科, 人間発達環境学研究科, 法学研究科, 経済学研究科, 経営学研究科, 理学研究科, 保健学研究科, 工学研究科, システム情報学研究科, 農学研究科, 海事科学研究科及び国際協力研究科の博士課程は, これを前期2年の課程（以下「前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「後期課程」という。）に区分し, 前期課程は, これを修士課程として取り扱うものとする。

3 法学研究科実務法律専攻及び経営学研究科現代経営学専攻の専門職学位課程は, 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第99条第2項に規定する専門職大学院の課程とし, 法学研究科の専門職学位課程は, 専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項に規定する法科大学院とする。

#### （乗船実習科）

第5条 本学に置く乗船実習科に関することは, 神戸大学乗船実習科規則（平成16年4月1日制定）で定める。

#### （収容定員）

第6条 本学の収容定員は, 別表のとおりとする。

#### （学年）

第7条 学年は, 4月1日に始まり, 翌年3月31日に終る。

#### （学期）

第8条 学年を分けて, 次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

#### （休業日）

第9条 定期の休業日は, 次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

本学創立記念日 5月15日

春季休業 3月27日から4月5日まで

夏季休業 8月8日から9月30日まで

冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

2 臨時の休業日は、学長が定める。

3 教育上必要と認めるときは、第1項の規定にかかわらず、春季、夏季及び冬季休業の期間は、各学部及び各研究科において学長の承認を得て変更することができる。

4 教育上必要と認めるときは、第1項から前項までの規定にかかわらず、休業日において授業等を行うことができる。

## 第2章 学部

### 第1節 入学

#### (入学許可)

第10条 学長は、次の各号のいずれかに該当し、入学試験に合格した者で、第17条に規定する入学手続を完了した者（第18条の規定により入学料の免除を申請している者及び第19条の規定により入学料の徴収猶予を申請している者を含む。）に対し、入学を許可する。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、前号に相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者（昭和23年文部省告示第47号）
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号。以下「旧規程」という。）による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）
- (8) 法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学

における教育を受けさせるにふさわしい学力があると認めたもの

- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(早期入学)

第 11 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 高等学校に 2 年以上在学した者
- (2) 中等教育学校の後期課程、高等専門学校又は特別支援学校の高等部に 2 年以上在学した者
- (3) 外国において、学校教育における 9 年の課程に引き続く学校教育の課程に 2 年以上在学した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（高等学校の課程に相当する課程を有する者として指定したものと含む。）の当該課程に 2 年以上在学した者
- (5) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第152条の規定により文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において 2 年以上在学した者
- (6) 文部科学大臣が指定した者（平成13年文部科学省告示第167号）
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則第 4 条に定める試験科目の全部（試験の免除を受けた試験科目を除く。）について合格点を得た者（旧規程第4条に規定する受検科目の全部（旧検定の一部免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。）について合格点を得た者を含む。）で、17歳に達したもの

2 前項に関する必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(入学期)

第 12 条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

(編入学)

第 13 条 次の各号のいずれかに該当する者で、本学に編入学を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 法第104条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 施行規則附則第 7 条に規定した者

2 前項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で文学部、法学部、経済学部又は経営学部に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を

許可することができる。

- (1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 高等専門学校を卒業した者
- (4) 外国において、前3号と同程度の課程を修了した者

3 第1項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で発達科学部、理学部、工学部、農学部又は海事科学部に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することができる。

- (1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 高等専門学校を卒業した者
- (4) 外国において、前3号と同程度の課程を修了した者
- (5) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第10条各号のいずれかに該当する者に限る。）

4 第1項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で医学部保健学科に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することができる。

- (1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 外国において、前2号と同程度の課程を修了した者
- (4) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第10条各号のいずれかに該当する者に限る。）

5 第1項及び第3項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で工学部の第2年次に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することができる。

- (1) 外国において、学校教育における13年の課程を修了した者
  - (2) 前号に掲げる者と同等以上の学力があると認めた者
- （転入学）

第14条 他の大学に現に在学する者で、本学に転入学を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

（再入学）

第15条 本学を第45条の規定により中途退学した者又は除籍された者で、再び同一の学部に入学を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

### (入学志願)

第 16 条 入学を志願する者は、所定の日までに、検定料を納付したうえ、入学願書、検定料払込証明書及び別に指定する書類を提出しなければならない。

2 既納の検定料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該額に相当する額を還付するものとする。

- (1) 学部の入学試験において出願書類等により第一段階目の選抜を行い、その合格者に限り学力検査その他により第二段階目の選抜を行う場合において、第1段階目の選抜で不合格となった者が第二段階目の選抜に係る額の返還を申し出たとき。
- (2) 学部の入学試験において入学の出願を受理した後に本学が大学入試センター試験において受験することを課した教科・科目を受験していないことにより、出願の資格がないことが判明した者が第二段階目の選抜に係る額の返還を申し出たとき。
- (3) 検定料を納付した者が、所定の日までに入学願書を提出しなかった場合において、返還を申し出たとき。
- (4) 検定料を納付し、入学願書を提出した者が、受験を認められなかった場合において、返還を申し出たとき。

### (入学手続)

第 17 条 入学試験に合格した者は、所定の期日までに、入学料を添えて入学手続を行わなければならない。

2 既納の入学料は、還付しない。

### (入学料の免除)

第 18 条 入学料の納付が困難な者に対しては、本人の申請により入学料の全額又は半額を免除することがある。

2 入学料の免除の取扱いについては、別に定める。

### (入学料の徴収猶予等)

第 19 条 入学料の納付期限までに納付が困難な者に対しては、本人の申請により入学料の徴収を猶予することがある。

2 前条第1項の入学料の免除又は前項の入学料の徴収猶予を申請した者に係る入学料は、免除又は徴収猶予を許可し、又は不許可とするまでの間は、徴収を猶予する。

3 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除の許可をされた者（次項により徴収猶予の申請をした者を除く。）は、免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

4 入学料の免除を不許可とされた者又は半額免除の許可をされた者が、第1項に規定する徴収猶予を受けようとする場合は、免除の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に徴収猶予の申請を行わなければならない。

5 入学料の徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

(死亡等による入学料の免除)

第 20 条 前条第 1 項又は前条第 2 項の規定により入学料の徴収を猶予されている者が、その期間内において死亡したことにより除籍された場合は、未納の入学料の全額を免除する。

2 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者が、前条第 3 項に規定する入学料の納付期間内において死亡したことにより除籍された場合又は第47条第 1 号の規定により除籍された場合は、その者に係る未納の入学料の全額を免除する。

(宣 誓)

第 21 条 入学者は、所定の方法により宣誓を行わなければならない。

第 2 節 修業年限、教育課程、課程の履修等

(修業年限)

第 22 条 学部の修業年限は、4 年とする。ただし、本学に3年以上在学した者（施行規則第149条に規定する者を含む。）が、卒業の要件として学部規則に定める単位を優秀な成績で修得したものと認められ、かつ、学生が卒業を希望する場合には卒業することができる。

2 前項ただし書に規定する卒業の認定の基準は、学部規則において定め、公表するものとする。

3 医学部医学科については、第 1 項の規定にかかわらず、その修業年限は 6 年とする。

4 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教授会の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。

5 前項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(修業年限の通算)

第 23 条 科目等履修生（大学の学生以外の者に限る。）として本学において一定の単位を修得した者が本学に入学する場合においては、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、教授会の定めるところにより、修得した単位数その他の事項を勘案して前条の修業年限の2分の1を超えない期間を修業年限に通算することができる。

(在学年限)

第 24 条 学生は、修業年限の2倍を超えて在学することはできない。

2 第22条第 4 項の規定により履修を認められた学生（以下「長期履修学生」という。）の在学年限については、関係の学部規則で定める。

(教育課程)

第 25 条 教育課程は、本学、学部、学科及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を次条第 1 項に定める区分に従って開設し、体系的に編成するものとする。

(授業科目の区分)

第 26 条 授業科目の区分は、次のとおりとする。

教養原論

外国語科目

情報科目

健康・スポーツ科学

専門科目（専門基礎科目及び共通専門基礎科目を含む。）

関連科目

資格免許のための科目

その他必要と認める科目

2 前項に規定するもののほか、外国人留学生のための授業科目として、日本語及び日本事情に関する科目を置くことができる。

(授業の方法)

第 27 条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項に規定する授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第 1 項に規定する授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 第 1 項に規定する授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

5 前 4 項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(履修方法及び試験)

第 28 条 第26条第 1 項の区分に従って開設される授業科目及びその履修方法並びに試験に関することは、各学部規則及び神戸大学全学共通授業科目履修規則（平成16年4月1日制定。以下「履修規則」という。）で定める。

2 第26条第 2 項の規定により開設される授業科目（以下「日本語等授業科目」という。）及びその履修方法並びに試験に関することは、各学部規則及び神戸大学日本語等授業科目履修規則（平成16年4月1日制定）で定める。

(履修科目の登録の上限)

第 29 条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が 1 年間に履修科目として登録することがで

きる単位数の上限は各学部規則において定めるものとする。

- 2 各学部規則の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(成績評価基準)

第30条 各学部は、各授業における学習目標や目標達成のための授業の方法及び計画を明示するとともに、学生の授業への取組状況等を考慮した多元的な成績評価基準を定め、公表するものとする。

(単位の授与)

第31条 一の授業科目を履修した者に対しては、試験の上、単位を与える。ただし、第32条第4項の授業科目については、各学部規則で定める方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(単位の基準)

第32条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で各学部規則で定める時間の授業をもって1単位とする。
  - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で各学部規則で定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、当該学部規則で定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
  - (3) 一の授業について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部規則で定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項各号の規定にかかわらず、全学共通授業科目（履修規則で定める全学に共通する授業科目をいう。）については、次の基準により単位数を計算するものとする。
- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
  - (2) 演習、実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。
  - (3) 一の授業について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、日本語等授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、研究指導等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には、

これらに必要な学修等を考慮して、単位数を各学部規則で定めることができる。

(他学部の授業科目の履修)

第 33 条 学生は、他の学部の授業科目を履修することができる。この場合は、所属学部長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第 34 条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）との協定に基づき、学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことがある。

3 前 2 項の規定は、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修させる場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修させる場合について準用する。

4 前 3 項に関して必要な事項は、協定に定めるもののほか、関係の学部規則で定める。  
(休学期間中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位の取扱い)

第 34 条の 2 教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に本学と協定を締結している外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学において修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第 2 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 前 2 項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 35 条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、第34条第 2 項及び前条第 2 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 前 2 項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 36 条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。以下「既修得単位」という。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第 1 項に規定す

る学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第34条第2項、第34条の2第1項及び前条第1項により本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 前3項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(編入学、転入学、再入学者の修業年数等)

第37条 第13条から第15条までの規定により入学する者の修業すべき年数、履修すべき科目及びその単位については、教授会がこれを定める。

(転学部)

第38条 学生で、所属学部長の承認を得て転学部を希望する者があるときは、志望学部の教授会の議を経て、当該学部の学部長は、許可することがある。

(転学科)

第39条 転学科に関することは、学部規則で定める。

### 第3節 留学及び休学

(留学)

第40条 第34条第1項の規定に基づき、外国の大学又は短期大学に留学しようとする者は、所属学部長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第22条の修業年限に算入するものとする。

(休学の許可)

第41条 学生が、疾病その他の理由により、3か月以上修学を休止しようとするときは、所属学部長の許可を得て休学することができる。

2 前項の休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があると認めるとときは、学部長は、更に1年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

(休学の解除)

第42条 前条の休学期間にその理由が消滅したときは、所属学部長の許可を得て、復学することができる。

(休学の命令)

第43条 学生で、疾病により3か月以上修学を休止させることが適當と認められる者があるときは、学部長の申請により、学長が休学を命ずる。

(休学期間の取扱い)

第44条 休学の期間は、通算して3年を超えることはできない。

2 休学期間は、在学年数に算入しない。

#### 第 4 節 退学及び除籍

##### (退 学)

第 45 条 学生が、退学しようとするときは、その理由を具し、所属学部長に願い出て許可を受けなければならない。

##### (疾病等による除籍)

第 46 条 学生が、疾病その他の理由により、成業の見込みがないと認められるときは、学部長の申請により、学長がこれを除籍する。

##### (入学料等未納による除籍)

第 47 条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学部長がこれを除籍する。

- (1) 第18条又は第19条の規定により入学料の免除又は徴収猶予を申請した者で、免除若しくは徴収猶予が不許可になったもの又は半額免除若しくは徴収猶予が許可になったものが、その者に係る納付すべき入学料を納付期限内に納付しないとき。
- (2) 授業料の納付を怠り、督促を受けても、納付期限の属する学期の末日までに納付しないとき。

#### 第 5 節 卒業要件及び学士の学位

##### (卒業要件)

第 48 条 卒業の要件は、第22条に定める期間在学し、124単位（医学部医学科にあっては、188単位。以下同じ。）以上を各学部規則の定めるところにより修得することとする。

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき124単位のうち、第27条第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。ただし、124単位を超える単位数を卒業の要件としている場合においては、同条第1項に規定する授業により64単位（医学部医学科にあっては、128単位）以上を修得しているときは、60単位を超えることができるとしてする。

##### (学士の学位授与)

第 49 条 前条の規定により、学部所定の課程を修めて本学を卒業した者に対しては、学士の学位を授与する。

#### 第 6 節 授 業 料

##### (授業料の納期)

第 50 条 授業料は、次の 2 期に分け、年額の 2 分の 1 に相当する額をそれぞれその納付期間中に納付しなければならない。

期 別	納付期間
前 期（4月から9月まで）	4月1日から4月30日まで
後 期（10月から3月まで）	10月1日から10月31日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。
- 3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第 1 項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付することができる。
- 4 第 1 項の納付期間を経過した後において入学した者のその期の授業料は、入学日の属する月に納付しなければならない。
- 5 学年の中途において卒業する者の授業料は、その卒業の月までの分を、月割をもつて在学する期の納付期間内に納付しなければならない。
- 6 既納の授業料は、還付しない。ただし、第 2 項又は第 3 項の規定により授業料を納付した者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、納付した者の申出により当該各号に定める授業料相当額を還付するものとする。
  - (1) 第 2 項の規定により授業料を納付した者が、後期に係る授業料の納付期間前に休学又は第45条の規定により退学した場合 後期分の授業料に相当する額
  - (2) 第 3 項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の末日までに入学を辞退した場合 入学年度の前期分又は前期分及び後期分の授業料に相当する額
  - (3) 第 3 項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の末日までに入学年度の初日からの休学を申し出、第41条第 1 項の規定により休学を許可された場合 入学年度の前期分又は前期分及び後期分の授業料に相当する額

（授業料の免除）

第 51 条 経済的理由により授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀である者その他特別な事情がある者に対しては、本人の申請により授業料の全額又は半額を免除することがある。

- 2 前項に規定する授業料の免除の取扱いについては、別に定める。

（授業料の徴収猶予及び月割分納）

第 52 条 経済的理由により授業料の納付期限までに授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀である者その他特別な事情がある者に対しては、本人の申請により授業料の徴収猶予又は月割分納を許可することがある。

- 2 前項に規定する授業料の徴収猶予及び月割分納の取扱いについては、別に定める。

（休学者の授業料）

第 53 条 学生が授業料の納付期限までに休学を許可された場合又は授業料の徴収猶予を

受けている者が休学を許可された場合は、月割計算により休学当月の翌月（休学を開始する日が月の初日に当たる場合は、その月）から復学当月の前月までの授業料を免除する。

- 2 休学中の者が復学した場合は、復学当月以後のその期の授業料を月割をもって復学の際に納付しなければならない。

（退学者等の授業料）

第 54 条 第50条に定める期の中途において、第45条の規定により退学し、第55条の 2 第 1 項の規定により停学若しくは懲戒退学を命ぜられ、又は除籍された者は、その期の授業料を納付しなければならない。ただし、死亡し、若しくは行方不明となったことにより除籍された場合又は第47条の規定により除籍された場合は、その者に係る未納の授業料の全額を免除することがある。

- 2 授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されている者が退学を許可された場合は、月割計算により退学の翌月以後に納付すべき授業料の全額を免除することがある。

## 第 7 節 賞 罰

（表 彰）

第 55 条 学生として表彰に値する行為があったときには、所属学部長等の推薦により、学長は、これを表彰することがある。

- 2 前項に関し必要な事項は、神戸大学学生表彰規程（平成17年2月17日制定）で定める。

（懲 戒）

第 55 条の 2 本学の規定に違背し、学生の本分を守らない者があるときは、所定の手続により学長が懲戒する。

- 2 懲戒は、訓告、停学及び懲戒退学とする。  
3 停学 3 か月以上にわたるときは、その期間は、第22条の修業年限に算入しない。  
4 前 3 項に関し必要な事項は、神戸大学学生懲戒規則（平成16年4月1日制定）で定める。

## 第 3 章 大 学 院

### 第 1 節 入 学

（修士課程、前期課程及び専門職学位課程の入学資格）

第 56 条 修士課程、前期課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- (8) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

（修士課程、前期課程及び専門職学位課程への早期入学）

**第57条** 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 大学に3年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者

2 前項に関して必要な事項は、関係の研究科規則で定める。

（後期課程の入学資格）

**第58条** 後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位（法第104条第1項の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。）を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制

度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第74条において「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
- (7) 本学において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

（医学研究科の博士課程の入学資格）

**第 59 条** 医学研究科の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学、歯学、薬学（修業年限が6年であるものに限る。以下同じ。）又は獣医学（修業年限が6年であるものに限る。以下同じ。）を履修する課程を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学又は獣医学）を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者（昭和30年文部省告示第39号）
- (6) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (7) 本学において、個別の入学資格審査により、大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

（医学研究科の博士課程への早期入学）

**第 60 条** 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 大学（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）に4年以上在学し

た者

- (2) 外国において学校教育における16年の課程（医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程（医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者

2 前項に関して必要な事項は、関係の研究科規則で定める。

（進 学）

第 61 条 本学大学院の修士課程，前期課程又は専門職学位課程を修了し，引き続き後期課程又は医学研究科の博士課程に進学を志望する者については，当該研究科の定めるところにより，選考の上，進学を許可する。

（選考方法）

第 62 条 大学院の入学志願者に対する選考方法は，各研究科において別に定める。

第 2 節 修業年限，教育方法，修了要件等

（標準修業年限）

第 63 条 修士課程の標準修業年限は，2年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず，修士課程においては，主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって，教育研究上の必要があり，かつ，昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは，各研究科の定めるところにより，専攻又は学生の履修上の区分に応じ，標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。
- 3 前項に規定する修士課程を置く研究科及びその標準修業年限は，次のとおりとする。  
人間発達環境学研究科 教育・学習専攻（発達支援論コース）1年
- 4 人文学研究科，国際文化学研究科，人間発達環境学研究科，法学研究科，経済学研究科，経営学研究科，理学研究科，保健学研究科，工学研究科，システム情報学研究科，農学研究科，海事科学研究科及び国際協力研究科の博士課程の標準修業年限は，前期課程2年，後期課程3年の5年とする。
- 5 医学研究科の博士課程の標準修業年限は，4年とする。
- 6 経営学研究科現代経営学専攻の専門職学位課程の標準修業年限は，2年とする。ただし，教育研究上の必要があると認められるときは，研究科の定めるところにより，学生の履修上の区分に応じ，標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。
- 7 法学研究科実務法律専攻の専門職学位課程（以下「法科大学院」という。）の標準修業年限は，3年とする。

(教育方法等)

第 64 条 大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

- 2 専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査、双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他の適切な方法により授業を行うものとする。
- 3 研究科において教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。
- 4 各研究科における授業科目、その単位数及び研究指導並びにそれらの履修方法については、当該研究科規則で定める。

(他大学大学院等の研究指導)

第 65 条 教育上有益と認めるときは、他大学（外国の大学を含む。）の大学院又は研究所等（外国の研究機関を含む。）との協定に基づき、学生に当該大学の大学院又は当該研究所等において必要な研究指導を受けさせることがある。ただし、修士課程及び前期課程の学生については、当該研究指導を受けさせる期間は、1年を超えないものとする。

(研究指導のための留学)

第 66 条 前条の規定に基づき、外国の大学又は研究機関に留学しようとする者は、所属研究科長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けて留学した期間は、第63条の標準修業年限に算入する。

(修士課程及び前期課程の修了要件)

第 67 条 修士課程及び前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間にに関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士課程の修了要件)

第 68 条 博士課程（医学研究科の博士課程を除く。）の修了要件は、後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間にに関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年（2年未満の在学期間をもって修士課程又は前期課程を修了した者にあっては、当該在学期間を含めて3年）以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第156条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

又は専門職学位課程を修了した者が、博士課程の後期3年の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院（専門職大学院を除く。以下この項において同じ。）に3年（専門職大学院設置基準第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあっては、2年）以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあっては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

3 医学研究科の博士課程の修了要件は、当該課程に4年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

（専門職学位課程の修了要件）

第69条 専門職学位課程（法科大学院を除く。以下この条において同じ。）の修了要件は、当該課程に2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在学し、所定の単位を修得することとする。

2 専門職学位課程の在学期間に関しては、第75条の規定により認定された入学前の既修得単位（法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

3 法科大学院の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、所定の単位を修得することとする。

4 法科大学院の在学期間については、第75条の規定により認定された入学前の既修得単位（法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

5 法科大学院は、法学の基礎的な学識を有すると認める者に関しては、第3項に規定する在学期間については、前項の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えない範囲で研究科が認める期間在学したものと、同項に規定する単位については、第74条及び第75条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えない範囲で研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。

（学位論文及び最終試験）

第70条 学位論文及び最終試験に関することは、学位規程に定めるところによる。

（修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与）

第 71 条 各研究科において、所定の課程を修了した者に対しては、その課程に応じて修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

2 前項の学位に関することは、学位規程に定めるところによる。

### 第 3 節 準用規定

#### (準用規定)

第 72 条 第12条（入学期）、第14条（転入学）、第15条（再入学）、第16条（入学志願）、第17条（入学手続）、第18条（入学科の免除）（第2項を除く。）、第19条（入学科の徵収猶予等）、第20条（死亡等による入学科の免除）、第21条（宣誓）、第22条（修業年限）（第1項、第2項及び第3項を除く。）、第24条（在学年限）、第27条（授業の方法）、第31条（単位の授与）、第32条（単位の基準）（第2項及び第3項を除く。）、第33条（他学部の授業科目の履修）、第38条（転学部）、第39条（転学科）、第45条（退学）、第46条（疾病等による除籍）、第47条（入学科等未納による除籍）、第50条から第54条まで（授業料）、第55条（表彰）及び第55条の2（懲戒）の規定は、大学院に準用する。ただし、第24条を準用する場合において、医学研究科の博士課程以外の博士課程にあっては、標準修業年限を前期課程と後期課程に分ける。

#### (履修科目の登録の上限)

第 73 条 専門職大学院学生の履修科目の登録の上限に関しては、第29条第1項を準用する。この場合において、「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

#### (他大学大学院の授業科目の履修)

第 74 条 大学院学生の他大学（外国の大学を含む。）の大学院の授業科目の履修に関しては、第34条を準用する。この場合において、同条第2項中「60単位」とあるのは、「10単位（ただし、専門職大学院学生（法科大学院学生を除く。）にあっては15単位、法科大学院学生にあっては30単位）」と、同条第3項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修させる場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を」と、同条第4項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

#### (休学期間に外国の大学の大学院において履修した授業科目の単位の取扱い)

第 74 条の2 大学院学生が休学期間に外国の大学において履修した授業科目について修得した単位に関しては、第34条の2を準用する。この場合において、同条第1項中「外国の大学又は短期大学」とあるのは「外国の大学の大学院」と、同条第2項中「60単位」とあるのは、「10単位（ただし、専門職大学院学生（法科大学院学生を除く。）にあっては15単位、法科大学院学生にあっては30単位）」と、同条第3項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第 75 条 大学院学生の入学前の既修得単位の認定に関しては、第36条（第2項を除く）を準用する。この場合において、同条第1項中「大学又は短期大学」とあるのは「大学院」と、同条第3項中「第34条第2項、第34条の2第1項及び前条第1項により本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数と合わせて60単位」とあるのは、「10単位（ただし、専門職大学院学生（法科大学院学生を除く。）にあっては第74条及び第74条の2の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて15単位、法科大学院学生にあっては第74条及び第74条の2の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位）」と、同条第4項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(留 学)

第 76 条 大学院学生の外国の大学への留学に関しては、第40条を準用する。この場合において、同条第1項中「第34条第1項」とあるのは「第74条」と、「所属学部長」とあるのは「所属研究科長」と、同条第2項中「第22条」とあるのは「第63条」と読み替えるものとする。

(休 学)

第 77 条 大学院学生の休学に関しては、第41条第1項、第42条、第43条及び第44条第2項を準用するほか、各研究科規則で定める。

第 4 章 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、  
聴講生、研究生、専攻生及び外国人特別学生

(特別聴講学生)

第 78 条 他の大学、短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）又は高等専門学校との協定に基づき、当該大学（大学院を含む。）、短期大学又は高等専門学校の学生で、本学の授業科目を履修しようとする者があるときは、特別聴講学生として許可することがある。

2 特別聴講学生については、協定に定めるもののほか、関係の学部規則及び研究科規則で定める。

(特別研究学生)

第 79 条 他大学（外国の大学を含む。）の大学院との協定に基づき、当該大学院の学生で、本学において研究指導を受けようとする者があるときは、特別研究学生として許可することがある。

2 特別研究学生については、協定に定めるもののほか、関係の研究科規則で定める。

(科目等履修生)

第 80 条 本学が開設する1又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、科目等履修生として許可することがある。

2 科目等履修生に対しては、単位を与えることができる。

3 科目等履修生については、関係の学部規則及び研究科規則で定める。

(聴講生、研究生及び専攻生)

第 81 条 本学が開設する 1 又は複数の授業科目を聴講しようとする者があるときは、聴講生として許可することがある。

2 特定の事項について研究しようとする者があるときは、研究生として許可することがある。

3 本学学部卒業者で、特定の専門事項について攻究しようとする者があるときは、専攻生として許可することがある。

4 聴講生、研究生及び専攻生については、それぞれ関係の学部規則、研究科規則及び専攻生規則で定める。

(授業料の納期)

第 82 条 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、聴講生、研究生及び専攻生の授業料については、それぞれの在学予定期間に応じ、3か月分又は6か月分に相当する額を当該期間における当初の月に納付するものとし、在学予定期間が3か月未満又は6か月未満であるときは、その期間分に相当する額を当該期間における当初の月に納付しなければならない。

(外国人特別学生)

第 83 条 外国人で、第10条、第56条、第58条又は第59条の規定によらないで、外国人特別学生として本学の学部又は大学院に入学を志願する者があるときは、教授会の議を経て許可する。

2 前項の学生で、学部又は大学院の課程を修了した者には、第49条又は第71条に定める学位を授与する。

## 第 5 章 授業料、入学料及び検定料の額

(授業料、入学料及び検定料の額)

第 84 条 本学の授業料、入学料及び検定料（以下「授業料等」という。）の額は、神戸大学における授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額に関する規程（平成16年4月1日制定）に定められた額とする。

(授業料等の不徴収)

第 84 条の 2 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に基づく国費外国人留学生の授業料等については、前条の規定にかかわらず、不徴収とする。

2 特別聴講学生及び特別研究学生の授業料等については、第82条及び前条の規定にかかわらず、第78条第1項又は第79条第1項の協定に基づき、不徴収とすることができる。

3 外国人特別学生の授業料等については、学長が認めたときは、前条の規定にかかわ

らず、不徴収とすることができます。

## 第 6 章 教育職員免許状

### (教員の免許状授与の所要資格の取得)

第 85 条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 前項の規定により所要資格を取得できる教員の免許状の種類等については、関係の学部規則及び研究科規則の定めるところによる。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、別表第1学部の表の規定中海事科学部の第3年次編入学定員に係る部分は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 神戸大学学則等を廃止する規則（平成16年4月1日制定）第1条の規定による廃止前の神戸大学学則（以下「旧学則」という。）第2条第2項に規定する法学研究科経済関係法専攻、公共関係法専攻及び政治社会科学専攻は、改正後の神戸大学教学規則（以下「新規則」という。）第4条第1項の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該専攻の前期課程又は後期課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 旧学則の規定により存続するものとされた学部の学科及び研究科の専攻のうち、平成16年3月31において現に学生が在学する学科又は専攻は、新規則第3条及び第4条第1項の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該学科若しくは当該専攻の前期課程又は後期課程に在学する者が当該学科又は当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第17条の規定の基づき、神戸商船大学において同大学を卒業するため又は同大学の大学院の課程を修了するため必要であった教育課程の履修を引き続き本学において行うため、平成16年3月31において現に神戸商船大学に在学する者（以下「在学者」という。）が在学しなくなるまでの間、海事科学部及び自然科学研究科に次に掲げる課程及び専攻を置く。

#### 海事科学部

商船システム学課程、輸送情報システム工学課程、海洋電子機械工学課程、動力システム工学課程

#### 自然科学研究科

前期 2 年の課程 商船システム学専攻、輸送情報システム工学専攻、海洋電子機械工学専攻、動力システム工学専攻

後期 3 年の課程 海上輸送システム科学専攻、海洋機械エネルギー工学専攻

- 5 前項に規定する課程及び専攻における教育課程の履修その他在学者の教育に関し必

要な事項は、海事科学部教授会及び自然科学研究科教授会が定めるものとする。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、別表第1学部の表の規定中発達科学部の第3年次編入学定員に係る部分は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 第34条第3項、第56条、第58条及び第59条の改正規定は、平成16年12月13日から適用する。
- 3 国際文化学部コミュニケーション学科及び地域文化学科並びに発達科学部人間発達科学科、人間環境科学科及び人間行動・表現学科は、改正後の第3条の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 文学研究科哲学専攻、芸術学芸術史専攻、社会学専攻、史学専攻、国文学専攻及び英米文学専攻は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

#### 附 則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行し、改正後の第13条第1項第2号及び第56条第2号の規定については、平成17年10月1日から適用する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成18年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者は、改正後の第26条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成18年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者は、改正後の第47条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成19年3月20日から施行し、改正後の神戸大学教学規則の規定は、平成19年3月1日から適用する。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成19年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の第67条の規定を除き、なお従前の例による。
- 3 工学部建設学科は、改正後の第3条の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該

学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

- 4 文学研究科文化基礎専攻及び文化動態専攻、総合人間科学研究科コミュニケーション学専攻、地域文化学専攻、人間発達科学専攻、人間環境科学専攻、人間行動・表現学専攻、人間形成科学専攻、コミュニケーション科学専攻及び人間文化科学専攻、文化学研究科文化構造専攻及び社会文化専攻並びに自然科学研究科数学専攻 物理学専攻 化学専攻 生物学専攻 地球惑星科学専攻 建設学専攻 電気電子工学専攻 機械工学専攻 応用化学専攻 情報知能工学専攻、応用動物学専攻、植物資源学専攻、生物環境制御学専攻、生物機能化学専攻、食料生産環境工学専攻、海事技術マネジメント学専攻、海上輸送システム学専攻、マリンエンジニアリング専攻、数物科学専攻、分子物質科学専攻、地球惑星システム科学専攻、情報・電子科学専攻、機械・システム科学専攻、地域空間創生科学専攻、食料フィールド科学専攻 海事科学専攻、生命機構科学専攻及び資源生命科学専攻は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

#### 附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成19年12月25日から施行する。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行し、改正後の第4条第3項、第10条第8号、第11条第1項第5号、第13条第1項第2号及び第3号、第22条第1項、第56条第2号及び第8号、第58条第1号、第59条第6号、第68条第2項並びに第69条第2項及び第4項の規定は、平成19年12月26日から適用する。ただし、別表第1学部の表の規定中農学部及び海事科学部の第3年次編入学定員に係る部分は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 農学部応用動物学科、植物資源学科、生物環境制御学科、生物機能化学科及び食料生産環境工学科並びに海事科学部海事技術マネジメント学課程、海上輸送システム学課程及びマリンエンジニアリング課程は、改正後の第3条の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該学科又は課程に在学する者が当該学科又は課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 経済学研究科経済システム分析専攻及び総合経済政策専攻並びに医学系研究科バイオメディカルサイエンス専攻、医科学専攻及び保健学専攻は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

#### 附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 工学研究科情報知能学専攻は、改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

この規則は、平成22年10月26日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

別表 収容定員

## 1 学 部

区分		入学定員		2年次編入学定員		3年次編入学定員		総定員	
		学科別	計	学科別	計	学科別	計	学科別	計
文学部	人文学科	115	115					460	460
国際文化学部	国際文化学科	140	140					560	560
発達科学部	人間形成学科	90	280			学科共通 10	10	360	1,140
	人間行動学科	50						200	
	人間表現学科	40						160	
	人間環境学科	100						400	
法学部	法律学科	180	180			20	20	760	760
経済学部	経済学科	270	270			20	20	1,120	1,120
経営学部	経営学科	260	260			20	20	1,080	1,080
理学部	数学科	25	140			学科共通 25	25	100	610
	物理学科	35						140	
	化学科	25						100	
	生物学科	20						80	
	地球惑星科学科	35						140	
医学部	医学科	108	268	5	5	学科共通 0	10	631	1,306
	保健学科	看護学専攻						10	
		検査技術科学専攻						0	
		理学療法学専攻						0	
		作業療法学専攻						0	
工学部	建築学科	90	540			学科共通 20	20	270	2,050
	市民工学科	60						180	
	電気電子工学科	90						360	
	機械工学科	100						400	
	応用化学科	100						400	
	情報知能工学科	100						400	
農学部	食料環境システム学科	35	150			学科共通 20	20	140	640
	資源生命学科	53						213	
	生命機能学科	62						248	
海事科学部	海事技術マネジメント学科	90	200			学科共通 10	10	360	820
	海上ロジスティクス学科	50						200	
	マリンエンジニアリング学科	60						240	
合 計			2,543		5		155		10,696

2 大 学 院

区 分		入 学 定 員								總 定 員										
		修士課程		博士課程				専門職 学位課程		修士課程		博士課程				専門職 学位課程				
				前期		後期						前期		後期						
専攻別		計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計		
人文学 研究科	文化構造専攻		20	50	8	20						40	24	60						
	社会動態専攻		30		12							60	100		36					
国際文化学 研究科	文化相関専攻		20	50	6	15						40	18	45						
	グローバル文化専攻		30		9							60	100		27					
人間発達環境 学研究科	心身発達専攻		18	96	3	17						36	9	51						
	教育・学習専攻		18		4							36	12							
	(発達支援論コース)		4									4	188							
	人間行動専攻		6		2							12	6							
	人間表現専攻		10		2							20	6							
	人間環境学専攻		40		6							80	18							
法学 研究科	理論法学専攻		28	40	14	20						56	42	60						
	政治学専攻		12		6							24	18							
	実務法律専攻								80	80							240	240		
経済学研究科	経済学専攻		83	83	34	34							166	166	102	102				
経営学 研究科	経営学専攻		51	51	34	34							51	51	34	34				
	現代経営学専攻									69	69							138	138	
理学 研究科	数学専攻		22	122	4	29						44	12	89						
	物理学専攻		24		5							48	15							
	化学専攻		28		6							56	242		18	89				
	生物学専攻		24		7							46	23							
	地球惑星科学専攻		24		7							48	21							
医学 研究科	バイオメデカルサイエンス専攻	25	25									50	50							
	医科学専攻									78	78							312	312	
保健学研究科	保健学専攻		56	56	25	25							112	112	75	75				

工 学 研究科	建築学専攻	324	65	42	8				130	24	126	
	市民工学専攻		43		6				86	18		
	電気電子工学専攻		65		8				130	24		
	機械工学専攻		78		10				156	30		
	応用化学専攻		73		10				146	30		
システム 情報学 研究科	システム科学専攻	80	28	14	3				50	9	42	
	情報科学専攻		28		3				56	160		
	計算科学専攻		24		8				48	24		
農 学 研究科	食料共生システム学専攻	119	27	25	6				54	18	75	
	資源生命科学専攻		42		8				84	238		
	生命機能科学専攻		50		11				100	33		
海事科学研究科	海事科学専攻		60	60	11	11			120	120	33	33
国際 協力 研究科	国際開発政策専攻	70	25	25	9				52	29	80	
	国際協力政策専攻		23		7				44	140		
	地域協力政策専攻		22		9				44	27		
合 計		25	1,201	311	78	149	50	2,345	867	312	378	

## 2 神戸大学共通細則

(平成16年4月1日制定)

### (入学志願)

第1条 入学志願者は、所定の期日までに次の書類を提出しなければならない。

#### 入学願書

出身学校長の調査書又はこれに代わる書類

写 真

その他の書類

### (合否の判定)

第2条 入学試験の合否の判定は、学力試験及び出身学校長の調査書又はこれに代わる書類の成績等を総合して教授会が行う。

### (宣 誓)

第3条 入学者は、次の誓詞により学長に対し宣誓書を提出しなければならない。

私は、神戸大学の学生として学業に励み、本学の規律を守ることを誓います。

### (成 績)

第4条 授業科目の成績は、100点を満点として次の区分により評価し、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

秀(90点以上)

優(80点以上90点未満)

良(70点以上80点未満)

可(60点以上70点未満)

不可(60点未満)

### (学 生 証)

第5条 学生は、学生証の交付を受け、これを携行し本学職員の請求があったときは、いつでも、これを提示しなければならない。

2 学生証は、入学したときに学長が発行する。

3 学生証を携帯しない場合には、教室、研究室、図書館その他学内施設の利用を許さないことがある。

4 学生証を紛失したとき若しくは使用に耐えなくなったとき、又は休学等によりその有効期間が経過したときは、速やかに発行者に届け出て再交付を受けなければならない。

5 学生は、卒業、退学等により学籍を離れた場合は、速やかに学生証を発行者に返納しなければならない。

6 学生証の再交付手続き及び返納は、学生の所属学部又は研究科において行うものとする。

### (欠 席 届)

第6条 学生が、3週間以上欠席するときは、理由を具し、欠席届を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

(学生登録票)

第 7 条 学生は、入学したときは、速やかに学生登録票を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

(身上異動・住所変更届)

第 8 条 学生は、改姓、改名等、身上に異動があったとき、又は住所（保護者等の住所等を含む。）を変更したときは、速やかに身上異動・住所変更届を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

第 9 条 大学院における入学志願及び合否の判定については、第 1 条及び第 2 条の規定にかかわらず、各研究科において定めるものとする。

2 大学院における授業科目の成績については、第 4 条に定めるもののほか、必要があると認めるときは、各研究科において定めることができる。

(健康診断)

第 10 条 学生は、毎年本学で行う健康診断を受けなければならない。

(様 式)

第 11 条 諸願届等の様式は、別紙のとおりとする。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年7月29日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成23年4月1日から施行する。

2 この細則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成23年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の第 4 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この細則は、平成24年4月1日から施行する。

2 この細則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成24年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

様式1号

入 学 許 可 書	
受験番号	番
氏 名	
神戸大学 学部に入学を許可する。	
年 月 日	
神戸大学長	

A4 (297mm×210mm)

様式2号

宣 誓 書	
私は、神戸大学の学生として学業に励み、 本学の規律を守ることを誓います。	
年 月 日	
神 戸 大 学 長 殿	
署 名	

A4 (297mm×210mm)

様式3号

神戸大学 殿	年 月 日
	学部
	学科
学籍番号	番
住 所	
氏 名	(印)
休 学 願	
下記のとおり休学したいので御許可願います。	
記	
1 理 由	
2 期 間 自 年 月 日	
至 年 月 日	

注 病気の場合は診断書添付のこと。A4 (297mm×210mm)

様式4号

神戸大学 殿	年 月 日
	学部
	学科
学籍番号	番
住 所	
氏 名	(印)
復 学 願	
下記のとおり復学したいので御許可願います。	
記	
1 理 由	
2 復学年月日	年 月 日

注 病気の場合は健康診断書添付（復学意見書）添付のこと。  
A4 (297mm×210mm)

様式5号

神戸大学 殿	年 月 日
	学部 学科
学籍番号 本人住所 氏 名	番 (印)
退 学 願	
下記のとおり退学したいので御許可願います。	
記	
1 理 由	
2 退学年月日	年 月 日

注 病気の場合は診断書添付のこと。A4 (297mm×210mm)

様式8号

神戸大学 殿	年 月 日
	学部 学科
学籍番号 住 所 氏 名	番
欠 席 届	
下記のとおり欠席しますからお届けします。	
記	
1 理 由	
2 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日

A4 (297mm×210mm)

## 樣式 6 号

(表)

神戸大学学生証

写 真

属号名  
番籍年月

上記の者は、本学の学生であることを証明する。

発行年月日 年 月 日  
有効期限 年 月 日

(図書館利用 I D)

神戸大学長印

(生協組合番号)

(裏)

## ■ 注意事項

- 1 本学学生は常にこの学生証を携帯し、次の場合は、これを提示しなければならない。  
(1)本学教職員の請求があった場合  
(2)通学定期乗車券又は学生用割引乗車券の購入及びこれによって乗車船し、係員の請求があった場合  
(3)本学図書館を利用する場合  
(表面顔写真下の数字は図書館利IDです。)

2 本証は他人に貸与又は譲渡してはならない。

3 本証を紛失したときは、又は記載内容に変更が生じたときは、直ちに発行者に届け出ること。

4 卒業、退学等により学籍を離れたときは、直ちに発行者に返納すること。

(シール貼付スペース)

神戸大学 〒657-8501 神戸市灘区六甲台 1-1 TEL(078)881-1212 (大代表)

様式 7 号

### 通学定期乗車券発行控（ 年度）

学籍番号						氏名		神戸大 学長印
住所							印	

通 学 区 間		
・ 間 経由	・ 間 経由	・ 間 経由
・ 間 経由	・ 間 経由	・ 間 経由
・ 間 経由	・ 間 経由	・ 間 経由
・ 間 経由	・ 間 経由	・ 間 経由

この通学定期乗車券発行控の有効期限は 年3月31日までとする。

## 注 意

- ① 通学定期乗車券を購入する際は学生証と共に本証を提示すること。

② 本証の取扱いは学生証に準ずるものとする。

③ 主な所在地 神戸市灘区六甲台町 1 - 1

④ 医学部（楠キャンパス） 神戸市中央区楠町 7 - 5 - 1

⑤ 医学部（名谷キャンパス） 神戸市須磨区友が丘 7 - 10 - 2

⑥ 海事科学部（深江キャンパス） 神戸市東灘区深江南町 5 - 1 - 1

⑦ 全学共通授業科目を受講する者は、 大学教育推進機構全学共通教育  
部（鶴甲第1キャンパス）（所在地：神戸市灘区鶴甲 1 - 2 - 1）  
へ通学する。

様式9号

## 学 生 登 錄 票

年 月 日提出

学 部 学 科	20 (平成 )年 月 日 入学・進学	学籍番号	
研究科	フリガナ	左詰で記入してください。(姓と名の間は1マス空け、濁音・半濁音文字は1マスに記入)	
課 程	ローマ字	左詰で記入してください。(姓の全て及び名の頭文字は大文字とし、姓と名の間は1マス空けて記入)	
専 攻	氏 名		
指導教員(該当者のみ)	戸籍どおり楷書で記入してください。(学籍及び学位記の字体として使用)		
	生年月日 19 (昭和 平成 )年 月 日生	国籍 外国籍	
現 住 所 (入学後の住所)	自宅・学生寮・その他 ( )	Eメールアドレス	
	〒	携帯 @	
	住 所	都道府県	
	[固定電話]		
	[携帯電話]		
大学が付与するアドレス以外を記入してください。			
本人の勤務先等 (該当者のみ)	名称	電話	
履 学 歴 歴 認定試験等 職 歴 そ の 他	年 月	立	高等学校卒業
	・		
	・		
	・		
	・	高等学校卒業程度認定試験、大学入学資格検定試験	年度 合格
	・		
保護者等の住所等 ※学生本人が 独立生計者の場合、 世帯主の 氏名・住所等を 記入してくださ い。	フリガナ	左詰で記入してください。(姓と名の間は1マス空け、濁音・半濁音文字は1マスに記入)	
	氏 名	本人との続柄( )	
	〒		
	住 所	都道府県	
	[固定電話]		
	[携帯電話]		
緊急時の連絡先 ※該当する□に チェックして ください。	<input type="checkbox"/> 上記(保護者等の住所等)と同じ。(以下の記入不要) <input type="checkbox"/> 上記(保護者等の住所等)以外の連絡先がある。(以下に記入)		
	フリガナ 氏 名	本人との続柄( )	
	[固定電話]		{ <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> 自宅
	[携帯電話]		

注 1. 本人の氏名、生年月日は戸籍どおり(外国人は外国人登録原票記載事項証明書どおり)正確に記入してください。

2. 高校卒業後の学歴を有する者は、最終出身学校名・学部・学科等(中退を含む。)まで記入してください。

3. 在学中に、改姓・改名、現住所変更、保護者等の住所変更等があった場合は、速やかに身上異動・住所変更届を、  
所属学部又は研究科の担当係に提出してください。4. この学生登録票に記載された個人情報については、個人情報保護法等を遵守の上、適切に取り扱うこととし、在学  
中において、授業料関係書類の送付、広報誌等資料の送付など本学から連絡(発信)する場合のほか、教学上の名簿  
作成、修学指導上必要な場合に限り利用します。

## 様式10号

## 身上異動・住所変更届

年 月 日届出

神戸大学

学部長 殿  
研究科長 殿

学 部	昼間主・夜間主 コース	学 科	課 程
研究科	専 攻 課 程		
学籍番号	フリガナ 氏 名 戸籍どおり楷書で記入してください。（学籍及び学位記の字体として使用）		

下記のとおり 身上異動・住所変更等 がありましたのでお届けします。

記

改姓 改名 現住所等変更 父母等の住所等変更 その他の変更 ( )  
 (以下は、変更した事項のみ記入してください。)

身上移動 (改姓、改名等) 現住所	ローマ字 <input type="text"/> 左詰めで記入してください。（姓の全て及び名の頭文字は大文字とし、姓と名の間は1マス空けて記入）			
	新		異動年月日 年 月 日	
	旧			※証明書類を必ず添付してください。
	自宅・学生寮・その他 ( )		Eメールアドレス ( <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> PC) @ 大学が付与するアドレス以外を記入してください。	
	郵便番号 -			
	住 所 都道府県			
	〔固定電話〕 - -			
	〔携帯電話〕 - -			
	本人の勤務先等 (該当者のみ)		勤務先名 電話 - -	
	保護者等の住所等 ※ 学生本人が独立生計者の場合は世帯主の氏名・住所等を記入してください。		フリガナ 氏 名	本人との続柄
緊急時の連絡先		郵便番号 -	〔固定電話〕 - -	
			〔携帯電話〕 - -	
		住 所 都道府県	電話番号	
<input type="checkbox"/> 保護者等の住所等と同じ。（以下の記入不要） <input type="checkbox"/> 保護者等の住所等以外の連絡先がある。（以下に記入）				
フリガナ 氏 名		本人との続柄		
〔固定電話〕 - -		<input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> 自宅		
〔携帯電話〕 - -				

注 この身上異動・住所変更届に記載された個人情報については、個人情報保護法等を遵守の上、適切に取り扱うこととし、在学中において、授業料関係書類の送付、広報誌等資料の送付など本学から連絡(発信)する場合のほか、教学上の名簿作成、修学指導上必要な場合に限り利用します。

### 3 神戸大学学位規程

(平成16年4月1日制定)

#### (趣旨)

第1条 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項の規定により、神戸大学（以下「本学」という。）が授与する学位については、神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定。以下「教学規則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

#### (学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

#### (学士の学位の授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

#### (修士の学位の授与の要件)

第4条 修士の学位は、次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

- (1) 本学大学院研究科（以下「研究科」という。）の修士課程を修了した者
- (2) 研究科の博士課程の前期課程を修了した者

#### (博士の学位の授与の要件)

第5条 博士の学位は、研究科の博士課程を修了した者に授与する。

2 博士の学位は、次の要件を満たす者にも授与する。

- (1) 研究科において前項に該当する者と同等以上の学力があると確認されたこと。  
(この確認を以下「学力の確認」という。)
- (2) 研究科において行う博士論文の審査及び試験に合格したこと。

#### (専門職学位の授与の要件)

第6条 専門職学位は、次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

- (1) 研究科の専門職大学院の課程（次号の課程を除く。）を修了した者
- (2) 研究科の法科大学院の課程を修了した者

#### (研究科の在学者の論文等提出手続)

第7条 研究科に在学する者の学位論文又は教学規則第67条に規定する特定の課題についての研究成果は、当該研究科長に提出するものとする。

2 博士論文は、学位論文審査願、論文目録及び履歴書とともに提出しなければならない。

3 学位論文は、修士の場合は1編、1通を、博士の場合は1編、3通を提出するものとする。ただし、参考として他の論文を附加して提出することを妨げない。

4 審査のため必要があるときは、提出論文の数を増加し、又は論文の訳本、模型若しくは標本等の資料その他を提出させることがある。

5 第1項に定める研究の成果（以下「研究の成果」という。）の提出に関することは、各研究科において別に定める。

(研究科の在学者の論文審査)

- 第 8 条 研究科長は、前条の規定による博士論文の提出があったときは、教授会において当該研究科の教授のうちから 2 人以上の審査委員を選定して、博士論文の審査を行わせるものとする。
- 2 研究科長は、前条の規定による修士論文又は研究の成果の提出があったときは、教授会において当該研究科の教授及び准教授のうちから 2 人以上の審査委員を選定して、修士論文又は研究の成果の審査を行わせるものとする。ただし、少なくとも教授 1 人を含めなければならない。
- 3 教授会において審査のため必要があると認めるときは、博士論文の審査にあっては第 1 項の審査委員のほか、当該研究科の教授以外の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を、修士論文又は研究の成果の審査にあっては前項の審査委員のほか、当該研究科の教授及び准教授以外の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。
- 4 教授会において審査のため必要があると認めるときは、当該研究科の教授以外の者（修士論文又は研究の成果の審査のため必要があると認めるときは、当該研究科の教授及び准教授以外の者）にも調査を委嘱することができる。

(研究科の在学者の最終試験)

- 第 9 条 審査委員及び前条第 4 項の規定により調査を委嘱された者は、学位論文又は研究の成果を中心として、これに関連ある科目について、筆答又は口頭により最終試験を行う。

- 2 最終試験の期日は、その都度公示する。

(博士課程を経ない者の学位論文の提出手続)

- 第 10 条 第 5 条第 2 項の規定による学位申請者の学位論文は、論文審査料 57,000 円を添え、学位申請書、論文目録及び履歴書とともに、その申請に応じた研究科長を通じて学長に提出するものとする。

- 2 本条の規定による論文の提出については、第 7 条第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。

(博士課程を経ない者の論文審査及び試験)

- 第 11 条 学長は、前条第 1 項の規定による学位論文の提出があったときは、当該研究科長にその論文の審査を付託し、研究科長は、第 8 条の規定に準じて論文の審査を、第 9 条の規定に準じて試験を行わせるものとする。

- 2 前項の学位論文は、それを受理した日から 1 年以内に審査を終了するものとする。ただし、特別の理由があるときは、教授会の議決により審査期限を延長することができる。

(博士課程を経ない者の学力の確認)

- 第 12 条 第 10 条第 1 項の規定による学位論文の提出があったときは、教授会は、学位申請者の学力の確認を行う。

- 2 学力の確認は、筆答又は口頭による試問の結果に基づいて行う。ただし、学位申請

者の学歴、業績等に基づいて学力の確認を行うことができる場合は、試問を省略することができる。

3 学力の確認のため必要があるときは、学位申請者にその著書、論文その他を提出させることがある。

4 教授会が学力の確認の議決をする場合には、第15条第2項の規定を準用する。

(退学者の学位論文の提出手続、論文審査、試験及び学力の確認)

第13条 研究科の博士課程において所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な博士論文の作成等に対する指導を受けて退学した者が、再入学しないで学位の授与を受けようとするときは、前3条の規定による。

2 前項に該当する者が、退学後5年以内に学位論文を提出して審査を受けるときは、第5条第1項に該当する者と同等以上の学力を有するものとみなす。

(論文及び審査料の不返還)

第14条 提出された修士論文又は博士論文及び納入した審査料は、その理由のいかんを問わず返還しない。

2 提出された研究の成果の返還に関することは、各研究科において別に定める。

(修士及び博士の学位授与の決定)

第15条 教授会は、研究科に在学する者については、論文審査及び最終試験の結果報告に基づいて、また第12条の規定により学力を確認された者及び第13条第2項に該当する者については、論文審査及び試験の結果報告に基づいて、学位を授与すべきか否かを決定する。

2 前項の教授会は、当該教授会構成員の3分の2以上の出席があることを要し、学位を授与すべきものと議決するには、無記名投票の方法により、出席者の3分の2以上の賛成があることを要する。

(審査結果の報告)

第16条 研究科長は、教授会において修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与すべきものと決定したときは、次に掲げる事項を記載した書類を学長に提出しなければならない。

(1) 授与しようとする学位（専攻分野の名称を付記したもの）

(2) 授与しようとする年月日

(3) 博士の場合は、第5条第1項又は第2項のいずれの規定によるかの別

(4) 博士の場合は、論文審査及び最終試験又は試験の結果の要旨

(5) 博士の場合は、論文審査及び最終試験又は試験を担当した機関に関する事項

(6) 第5条第2項による博士の場合は、学力の確認の結果及び学力の確認を担当した機関に関する事項

2 前項の学位を授与できないと決定した者については、その旨を学長に報告する。

(学位の授与)

第17条 学長は、第3条に規定する者に対しては、学位記を交付して学士の学位を授与する。

2 学長は、前条に規定する報告に基づき、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与すべきものと決定した者に対しては、学位記を交付して当該学位を授与し、当該学位を授与できないと決定した者に対しては、その旨を通知する。

3 前項の規定により博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告する。

(審査要旨の公表)

第 18 条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から 3 月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

(学位論文の公表)

第 19 条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から 1 年以内にその学位論文を印刷公表しなければならない。ただし、既に印刷公表したときはこの限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない理由がある場合には、当該教授会の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを作成することができる。

(専攻分野の名称)

第 20 条 学位を授与するに当たっては、別表に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

(学位の名称)

第 21 条 本学において学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、神戸大学の文字を付記するものとする。

(修士及び博士の学位並びに専門職学位の取消し)

第 22 条 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、不正の方法により当該学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、当該教授会及び教育研究評議会の議を経て、その学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

2 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があったときは、前項の規定に準じてその学位を取り消すことができる。

3 教授会が前 2 項の規定による議決をする場合には、第 15 条第 2 項の規定を準用する。

(様 式)

第 23 条 学位記、学位簿その他の様式は、別記様式のとおりとする。

(補 則)

第 24 条 この規程の施行に必要な事項は、各学部又は各研究科においてこれを定める。

附 則

1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 神戸大学教学規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）附則第 4 項に規定する海事科学部の課程を卒業した者及び自然科学研究科の専攻を修了した者に授与する学位に付記する専攻分野の名称は、別表の規定にかかわらず、商船学又は工学とするものとする。

## 附 則

この規程は、平成17年1月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成18年3月1日から施行する。

## 附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規程施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成19年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 この規程施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成20年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 文学研究科及び文化研究科が存続する間、改正後の第8条第1項中「教授会」とあるのは「教授会又は研究科委員会（以下「教授会等」という。）」と、同条第3項及び第4項並びに第11条から第22条までの規定中「教授会」とあるのは「教授会等」と読み替えて適用する。

## 附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成23年11月24日から施行する。

別表（第20条関係）

1 学士の学位を授与する場合

学部名等	専攻分野の名称
文 学 部	文学
国 際 文 化 学 部	国際文化学
発 達 科 学 部	発達科学
法 学 部	法学
経 済 学 部	経済学
経 営 学 部	経営学又は商学
理 学 部	理学
医学部 医 学 科	医学
医学部 保 健 学 科	看護学, 保健衛生学又は保健学
工 学 部	工学
農 学 部	農学
海 事 科 学 部	海事科学

2 修士の学位を授与する場合

研究科名	専攻分野の名称
人 文 学 研 究 科	文学
国 際 文 化 学 研 究 科	学術
人間発達環境学研究科	学術, 教育学又は理学
法 学 研 究 科	法学又は政治学
経 済 学 研 究 科	経済学
経 営 学 研 究 科	経営学又は商学
理 学 研 究 科	理学
医 学 研 究 科	バイオメディカルサイエンス
保 健 学 研 究 科	保健学
工 学 研 究 科	工学
シス テ ム 情 報 学 研 究 科	システム情報学又は工学
農 学 研 究 科	農学
海 事 科 学 研 究 科	海事科学
国 際 協 力 研 究 科	国際学, 経済学, 法学又は政治学

3 博士の学位を授与する場合

研究科名	専攻分野の名称
人 文 学 研 究 科	文学又は学術
国 際 文 化 学 研 究 科	学術
人間発達環境学研究科	学術, 教育学又は理学
法 学 研 究 科	法学又は政治学
経 済 学 研 究 科	経済学
経 営 学 研 究 科	経営学又は商学
理 学 研 究 科	理学又は学術
医 学 研 究 科	医学
保 健 学 研 究 科	保健学
工 学 研 究 科	工学又は学術
シス テ ヌ 情 報 学 研 究 科	システム情報学, 工学, 学術又は計算科学
農 学 研 究 科	農学又は学術
海 事 科 学 研 究 科	海事科学, 工学又は学術
国 際 協 力 研 究 科	学術, 法学, 政治学又は経済学

4 専門職学位を授与する場合

研究科名	専攻分野の名称
経 営 学 研 究 科	経営学

別記様式第1（第3条により学位を授与する場合）

大学印	学位記			○第号
	氏名	年月日	生	
本学○○学部○○○所定の課程を修め本学を卒業したので 学士（○○）の学位を授与する				
年月日				
神戸大学長			氏名	印

別記様式第2（第4条第1号により学位を授与する場合）

神戸大学	年月日	与する	程を修了したので修士（○○）の学位を授	本学大学院○○研究科○○専攻の修士課	大学印	修第号
					学位記	年月日生名

別記様式第3（第4条第2号により学位を授与する場合）

修 第 号	学 位 記	大 学 印
年 月 日	氏 年 月 日 生 名	
神 戸 大 学	本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程の前期課程を修了したので修士（○○）の学位を授与する	

別記様式第4（第5条第1項により学位を授与する場合）

博 い 第 号	学 位 記	大 学 印
年 月 日	氏 年 月 日 生 名	
神 戸 大 学	本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程を修了したので博士（○○）の学位を授与する	

別記様式第5（第5条第2項により学位を授与する場合）

神 戸 大 学	年 月 日	本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士（○○）の学位を授与する	大学印	博 ろ 第 号
			氏 年 月 日生 名	学 位 記

別記様式第6（第6条第1号により学位を授与する場合）

神 戸 大 学	年 月 日	本学大学院○○研究科○○専攻の専門職門職）の学位を授与する	大学印	專 第 号
			氏 年 月 日生 名	学 位 記

別記様式第7（第6条第2号により学位を授与する場合）

神 戸 大 学	年 月 日	本学大学院○○研究科○○専攻の法科大 学院の課程を修了したので法務博士（専門 職）の学位を授与する	大学印	法第 号
			氏 年 月 日生名	学位記

別記様式第8（第4条から第6条により学位を授与する場合（英文学位記））

HEREBY CONFERS THE DEGREE OF ○○○○○○○ <b>of</b> ○○○○○○○ UPON ○○○○ ○○○○  FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED THE ○○○○ PROGRAM IN THE FIELD OF ○○○○○○○○ ADMINISTERED BY THE GRADUATE SCHOOL OF ○○○○○○○○ ON THIS ○○○○ DAY OF ○○○○ IN THE YEAR ○○○○  ○○○○ ○○○○ President of Kobe University		大学印	○○○○ ○○○○ Dean of Graduate School of ○○○○○○○○
---	--	-----	---

別記様式第9

年	月	日
○○研究科長	殿	
学籍番号		
氏	名	印
学位論文審査願		
神戸大学学位規程第7条の規定により下記の書類を提出いたしますから審査をお願いします。		
記		
学位論文	通	
論文目録	通	

別記様式第10

年	月	日
神戸大学長	殿	
氏	名	印
学位申請書		
神戸大学学位規程第10条の規定により学位論文に論文目録及び履歴書を添え博士（○○）の学位の授与を申請いたします。		
備考 退学者が再入学しないで学位を申請する場合には「第10条」を「第13条」に読み替えるものとする。		

別記様式第11

論 文 目 錄	年 月 日
	氏 名 印
論 文	
1 題 目	
2 印刷公表の方法及び時期	
方 法	
時 期	
3 冊 数	冊
参考論文	
1 題 目	
2 冊 数	冊

別記様式第12

備考 学位簿の表紙には、学位簿と標記し、博士の専攻分野の名称の順に登録する。					契 印
					印 番 号
					年 月 日 授 与
					氏 名
					論 文 題 目
					者 印 取 扱

博士 (○○) 学 位 簿

## 4 神戸大学学生表彰規程

(平成17年2月17日制定)

### (趣旨)

第1条 この規程は、神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定）第55条第2項の規定に基づき、神戸大学（以下「本学」という。）の学生及び学生団体の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

### (表彰の基準)

第2条 表彰は、学生又は学生団体のうち、次の各号のいずれかに該当するものについて行うものとする。

- (1) 学術研究活動において、次のいずれかに該当すると認められるもの
  - イ 国際的規模又は全国的規模の学会から賞を受けたもの
  - ロ その他これらに準ずる学会等から高い評価を受けたもの
- (2) 本学公認課外活動団体の活動において、次のいずれかに該当すると認められるもの
  - イ 国際的規模の競技会、公演会、展覧会等（以下「競技会等」という。）において優秀な成績を修め、又は高い評価を受けたもの
  - ロ 全国的又は地区的規模の競技会等において優秀な成績を修めたもの
  - ハ 公的機関等から表彰を受ける等高い評価を受けたもの
  - ニ 卒業年度に当たる者で、在学中の課外活動において特に顕著な功労があったもの
- (3) 社会活動において、次のいずれかに該当すると認められるもの
  - イ ボランティア活動等において、公的機関等から表彰を受ける等社会的に特に高い評価を受けたもの
  - ロ 人命救助、犯罪防止、災害救助等に貢献したことにより、公的機関等から表彰を受ける等社会的に特に高い評価を受けたもの
  - ハ その他社会活動において特に高い評価を受けたもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に優れた業績、功績等があったと認められるもの

### (表彰候補者の推薦)

第3条 各学部長、各研究科長、各課外活動団体の顧問教員等は、前条各号のいずれかに該当すると認められる学生又は学生団体（以下「表彰候補者」という。）がある場合は、別記様式第1により学長に推薦するものとする。

### (被表彰者の選考及び決定)

第4条 学長は、前条の規定に基づき推薦された表彰候補者について、学生委員協議会の議を経て、表彰される者（以下「被表彰者」という。）を決定する。

### (表彰の方法)

第5条 表彰は、学長が別記様式第2の表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状に添えて、記念品を贈呈することができる。

(表彰の時期)

第 6 条 表彰は、被表彰者が決定された後、速やかに行うものとする。ただし、第 2 条第 2 号に該当する表彰については、原則として毎年 3 月に行うものとする。

(事務)

第 7 条 表彰に関する事務は、学務部学務課又は学務部学生生活課において処理する。

(雑則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、学生及び学生団体の表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行し、施行日以後の学生及び学生団体の活動について適用する。

別記様式第 1 , 2 (略)

## 5 神戸大学学生懲戒規則

(平成16年4月1日制定)

### (趣旨)

第1条 この規則は、神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定）第55条の2（第72条において準用する場合を含む。）に規定する学生の懲戒について必要な事項を定めるものとする。

### (懲戒)

第2条 懲戒は、本学の規定に違背し、学生としての本分を守らない者があるときに行われるものとする。

### (懲戒の内容)

第3条 懲戒の内容は、次のとおりとする。

(1) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒めること。

(2) 停学 有期又は無期とし、この間の登校及び次の行為を禁止すること。

イ 本学の施設及び設備を利用すること（本学が発行したアカウントを用いて、本学の管理する電子計算機及び情報ネットワーク機器を利用するこを含み、特に退去を命ぜられない限り、本学の学生寮又は外国人留学生宿舎に居住することを除く。）。

ロ 本学の公認課外活動団体の活動に参加すること。

(3) 懲戒退学 命令により退学させ、再入学を認めないこと。

### (懲戒の発議)

第4条 懲戒の対象となりうる行為があったと認めるときは、当該行為を行った学生の所属学部の教授会（以下「教授会」という。）は、その事実関係を調査し、懲戒処分の要否等について審議するものとする。

2 学長が指名した理事は、前項の調査及び審議に際し、必要があると認めるときは、教授会に対し意見を述べることができる。

3 教授会は、懲戒処分の必要があると認めたときは、事実関係についての調査報告書及び懲戒処分案を作成し、学長に懲戒の発議を行わなければならない。

### (複数の学部に係わる場合の懲戒手続)

第5条 懲戒の対象となりうる行為が、異なる学部に所属する複数の学生によって引き起こされた場合は、教授会は、事実関係の調査及び審議に際して、相互に連絡し、調整するものとする。

### (弁明)

第6条 教授会は、第4条第1項の事実関係の調査を行うに当たり、当該学生にその旨を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。

2 当該学生は、弁明の際、必要な証拠を提出し、証人の喚問を求めることが可能と

ともに、補佐人を指名し、その補佐を受けることができる。

- 3 弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由もなく当該学生が欠席し、又は弁明書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。

(懲戒処分の決定)

第 7 条 学長は、第 4 条第 3 項により教授会から発議があったときは、教育研究評議会(以下「評議会」という。)の議を経て、懲戒処分を決定する。

- 2 評議会は、前項の審議において必要があると認め、改めて事実関係の調査及び審議を行う場合においては、前条の規定を準用する。

(懲戒処分の通知)

第 8 条 学長は、懲戒処分を決定した場合は、当該学生に通知しなければならない。

- 2 懲戒処分の通知は、処分理由を記載した懲戒処分書を当該学生に交付することにより行う。ただし、交付の不可能な場合には、他の適当な方法により通知する。

(懲戒の発効)

第 9 条 懲戒の発効日は、懲戒処分書の交付日とする。ただし、やむをえない場合は、この限りでない。

(無期停学の解除)

第 10 条 教授会は、無期停学の学生について、その発効日から起算して 6 月を経過した後、停学の解除が妥当であると認めたときは、学長に停学の解除を発議することができる。

- 2 学長は、前項の発議に基づき、停学を解除する。

(異議申立て)

第 11 条 懲戒処分を受けた者は、事実誤認、新事実の発見その他の正当な理由があるときは、懲戒の発効日から起算して 14 日以内に、文書により学長に異議申立てを行うことができる。

- 2 学長は、前項の異議申立てがあったときは、再審査の要否を評議会に付議するものとする。

- 3 評議会が再審査の必要があると認めたときは、学長は、教授会に再審査を要請するものとする。

(読替規定)

第 12 条 この規則の大学院学生への適用に当たっては、「学部」を「研究科」に、「教授会」を「教授会(文学研究科及び文化学研究科にあっては研究科委員会)」に読み替えるものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行前に神戸大学学則等を廃止する規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)の規定による廃止前の神戸大学学生懲戒規則の規定によりなされた処分その他の行為は、この規

則の規定によりなされた処分その他の行為とみなす。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年12月25日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行し、改正後の神戸大学学生懲戒規則の規定は、施行日以後に第7条第1項の規定により決定される懲戒処分から適用する。

# 神戸大学学生懲戒規則に関する申合せ

(平成16年4月1日 教育研究評議会決定)

神戸大学学生懲戒規則は、これまでともすれば不明確なままに運用されてきた懲戒に関する手続を透明化し、あわせて学生に対して手続的な権利を認めることにより、懲戒処分にふさわしい適正な手続を定めるものである。

このような手続の適正化、透明化を図るに当たっては、懲戒処分に該当する行為それ自体もあらかじめ明確に特定しておくことが望まれることから、懲戒規則の制定にあわせて、次の申合せを行うものとする。

1 懲戒の対象となりうる行為は、次の行為とする。

- (1) 学生の本分に反する重大な犯罪行為
- (2) 本学の教職員又は学生に対する暴力行為
- (3) 本学の施設・設備への重大な破壊行為
- (4) 本学の教育・研究活動に対する重大な妨害行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

2 教育研究機関としての大学のなす懲戒は、教育的な配慮から慎重に行われなければならず、学生の自主的な活動に対しては、特に慎重な配慮が加えられなければならない。

3 申合せ第1項は、懲戒対象行為を限定し、その明確化を図ることを旨とし、従来了解してきたその範囲を拡大するものではない。

## 6 神戸大学大学教育推進機構規則等

### (1) 神戸大学大学教育推進機構規則

(平成17年4月1日制定)  
最終改正 平成22年1月26日

#### (趣 旨)

第1条 この規則は、国立大学法人神戸大学学則（平成16年4月1日制定）第2条の2第3項の規定に基づき、神戸大学大学教育推進機構（以下「機構」という。）の目的、組織、運営等について定めるものとする。

#### (目 的)

第2条 機構は、大学教育の推進を図ることを目的とする。

#### (業 務)

第3条 機構は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 大学教育の推進のための全学的な取組に係る企画立案及び評価に関すること。
- (2) 全学共通教育に係る教育課程の編成並びに全学共通教育の実施及び担当教員に関すること。
- (3) 大学教育の推進に係る研究及び大学教育の支援に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要なこと。

#### (組 織)

第4条 機構に、次の組織を置く。

- (1) 大学教育推進部（以下「推進部」という。）
- (2) 全学共通教育部（以下「教育部」という。）
- (3) 大学教育支援研究推進室（以下「研究推進室」という。）

2 推進部、教育部及び研究推進室の業務については、別に定める。

#### (職 員)

第5条 機構に、次の職員を置く。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) 大学教育推進部長
- (4) 全学共通教育部長
- (5) 大学教育支援研究推進室長
- (6) 大学教育推進部副部長
- (7) 教授、准教授、助教及び助手
- (8) その他の職員

（以下略）

## (2) 神戸大学全学共通授業科目履修規則

(平成16年4月1日制定)  
最終改正 平成20年3月18日

### (趣 旨)

第1条 この規則は、神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定。以下「教学規則」という。）第28条第1項の規定に基づき、全学に共通する授業科目（以下「全学共通授業科目」という。）の履修方法、試験等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (全学共通授業科目の区分)

第2条 全学共通授業科目の区分は、次のとおりとする。

教養原論

外国語科目

情報科目

健康・スポーツ科学

共通専門基礎科目

資格免許のための科目

その他必要と認める科目

### (全学共通授業科目及び単位数)

第3条 全学共通授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

2 前項に規定するもののほか、臨時に全学共通授業科目を開設することがある。

3 前項の授業科目及び単位数は、開設の都度定める。

### (全学共通授業科目の年次配当)

第4条 全学共通授業科目の各年次の配当は、各学部規則の定めるところによる。

### (履修要件)

第5条 全学共通授業科目の履修要件は、各学部規則の定めるところによる。

### (履修手続)

第6条 学生は、毎学期指定の期日までに、履修しようとする全学共通授業科目を所属学部長に届け出なければならない。

### (試 験)

第7条 試験は、授業が終了した学期末に行う。ただし、必要がある場合は、学期末以外の時期に行うことがある。

2 前項の規定にかかわらず、平常の成績をもって試験に代えることがある。

3 不合格となった全学共通授業科目については、再試験を行わない。ただし、別に定める条件を満たす場合は、この限りでない。

4 試験に欠席した者に対しては、追試験を行わない。ただし、神戸大学大学教育推進機構全学

共通教育部（以下「全学共通教育部」という。）において特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

（受験手続）

第8条 学生は、毎学期指定の期日までに、受験しようとする全学共通授業科目を所属学部長に届け出なければならない。

（成績評価基準）

第9条 教学規則第30条に規定する成績評価基準については、別に定める。

（雑 則）

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、全学共通教育部長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成16年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、神戸大学学則等を廃止する規則（平成16年4月1日制定）第2条の規定による廃止前の神戸大学全学共通授業科目履修規則の規定の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成17年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成18年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成19年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成20年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の別表の規定に

かかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成21年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成22年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

## (1) 全学共通授業科目及び単位数（昼間授業科目）

授業科目の区分等		授業科目	単位	備考
教養原論	人間形成と思想	哲学	2	
		行為と規範	2	
		論理学	2	
		心理学	2	
		心と行動	2	
		教育学	2	
		教育と人間形成	2	
		科学技術と倫理	2	
教養原論	文学と芸術	日本の文学	2	
		世界の文学	2	
		言語と文化	2	
		伝統芸術	2	
		芸術と文化	2	
	歴史と文化	日本史	2	
		西洋史	2	
		アジア史	2	
		考古学	2	
		歴史と現代	2	
		科学史	2	
		芸術史	2	
教養原論	人間と社会	社会学	2	
		社会思想史	2	
		地理学	2	
		文化人類学	2	
		現代社会論	2	
		越境する文化	2	
		生活環境と技術	2	
		学校教育と社会	2	
	法と政治	法の世界	2	
		社会生活と法	2	
		国家と法	2	
		政治の世界	2	
		現代社会と政治	2	

教 養	経　　済　　と　社　　会	経済入門	2	
		経済社会の発展	2	
		現代の経済	2	
		企業と経営	2	
	数　理　と　情　報	構造の数理	2	
		現象の数理	2	
		数理の世界	2	
		「カタチ」の文化学	2	
		「カタチ」の科学	2	
		情報の世界	2	
	物　質　と　技　術	素粒子と宇宙	2	
		現代の物性科学	2	
		分子の世界	2	
		物質の成り立ち	2	
		資源・材料とエネルギー	2	
		ものづくりと科学技術	2	
		情報化社会を支える基盤技術	2	
		惑星系の起源・進化・多様性	2	
原 論	生　命　と　環　境	身体の成り立ちと働き	2	
		健康と病気	2	
		生命の成り立ちと営み	2	
		生物の多様性と進化	2	
		生物の生態と自然環境	2	
		生物資源と農業	2	
		食と健康	2	
		地球と惑星	2	
	総　合　教　養	社会と人権	2	
		神戸大学の研究最前線	2	
		神戸大学史	2	
		社会科学のフロンティア	2	
		海への誘い	2	
		瀬戸内海学入門	2	
		国際協力の現状と課題	2	
		阪神・淡路大震災	2	
		環境学入門	2	
		ESD基礎(持続可能な社会づくり)	2	
		企業社会論	2	

外 国 語 科 目	外 国 語 第 I	英語リーディング I	1
		英語リーディング II	1
		英語リーディング III	1
		英語オーラル I	1
		英語オーラル II	1
		英語オーラル III	1
		英語アドバンスト A	1
		英語アドバンスト B	1
		英語アドバンスト C	1
		独語 I A	1
	外 国 語 第 II	独語 I B	1
		独語 II A	1
		独語 II B	1
		独語 S A	1
		独語 S B	1
		独語 III A	1
		独語 III B	1
		独語 IV A	1
		独語 IV B	1
		仏語 I A	1
		仏語 I B	1
		仏語 II A	1
		仏語 II B	1
		仏語 S A	1
		仏語 S B	1
		仏語 III A	1
		仏語 III B	1
		仏語 IV A	1
		仏語 IV B	1
		中国語 I A	1
		中国語 I B	1
		中国語 II A	1
		中国語 II B	1
		中国語 S A	1
		中国語 S B	1
		中国語 III A	1
		中国語 III B	1
		中国語 IV A	1

外 国 語	外 国 語 第 II	中国語IV B	1		
		ロシア語 I A	1		
		ロシア語 I B	1		
		ロシア語II A	1		
		ロシア語II B	1		
		ロシア語III A	1		
		ロシア語III B	1		
		ロシア語IV A	1		
		ロシア語IV B	1		
		独語X I	1		
科 目	外 国 語 第 III	独語X II	1		
		仏語X I	1		
		仏語X II	1		
		韓国語X I	1		
		韓国語X II	1		
		スペイン語X I	1		
		スペイン語X II	1		
		イタリア語X I	1		
		イタリア語X II	1		
		情報基礎	1		
情 報 科 目		情報科学	2		
健 康 ・ ス ポ ー ツ 科 学		健康・スポーツ科学講義	2		
		健康・スポーツ科学実習 I	1		
		健康・スポーツ科学実習 II	1		
共 通 専 門 基 础 科 目		論理学S	2		
		心理学S	2		
		文化人類学S	2		
		社会学S	2		
		社会思想史S	2		
		地理学S	2		
		日本国憲法	2		
		線形代数学入門	2		
		線形代数学 1	2		
		線形代数学 2	2		
		微分積分学入門	2		
		微分積分学 1	2		
		微分積分学 2	2		
		数理統計学	2		

共通専門基礎科目	物理学B 1	2	
	物理学B 2	2	
	物理学B 3	2	
	物理学C 1	2	
	物理学C 2	2	
	物理学C 3	2	
	物理学C 4	2	
	物理学実験	2	
	無機化学基礎	2	
	基礎無機化学	2	
	素材化学 I	2	
	素材化学 II	2	
	材料化学	2	
	基礎物理化学	2	
	物理化学 I	2	
	物理化学 II	2	
	有機化学基礎	2	
	基礎有機化学	2	
	有機化学 I	2	
	有機化学 II	2	
	化学実験	2	
	生物学 I	2	
	生物学 II	2	
	生物学 III	2	
	生物学実験	2	
	基礎地学	2	
	地球物質学	2	
	地学実験	2	
	図学	2	
	図学演習	1	
資格免許のための科目	日本国憲法	2	
その他必要と認める科目	総合科目 I		その都度定める。
	総合科目 II		その都度定める。

### (3) 神戸大学日本語等授業科目履修規則

(平成16年4月1日制定)

#### (趣旨)

第1条 この規則は、神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定。）第28条第2項の規定に基づき、日本語及び日本事情に関する科目（以下「日本語等授業科目」という。）の履修方法、試験等に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (日本語等授業科目及び単位数)

第2条 日本語等授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

#### (履修手続)

第3条 学生は、学期指定の期日までに、履修しようとする日本語等授業科目を所属学部長に届け出なければならない。

#### (試験)

第4条 試験は、授業が終了した学期末に行う。ただし、必要がある場合は、学期末以外の時期に行うことがある。

2 前項の規定にかかわらず、平常の成績をもって試験に代えることがある。

3 不合格となった日本語等授業科目については、再試験を行わない。ただし、別に定める条件を満たす場合は、この限りでない。

4 試験に欠席したものに対しては、追試験を行わない。ただし、神戸大学留学生センターにおいて特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

#### (受験手続)

第5条 学生は、毎学期指定の期日までに、受験しようとする日本語等授業科目を所属学部長に届け出なければならない。

#### (単位の取扱)

第6条 日本語等授業科目の単位の取扱については、各学部規則の定めるところによる。

#### (雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、神戸大学留学生センター長が定める。

#### 附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

#### 別 表 (第2条関係)

授業科目	日本語Ⅰ	日本語Ⅱ	日本語Ⅲ	日本語Ⅳ	日本語Ⅴ	日本語Ⅵ	日本語Ⅶ	日本語Ⅷ	I 日本事情	II 日本事情
単位	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

#### (4) 再受験資格制度に関する内規

(平成16年4月1日制定)  
最終改正 平成19年1月25日

**第1条** 神戸大学全学共通授業科目履修規則（平成16年4月1日制定）第7条第3項の規定に基づき、再受験資格制度に関する事項について定める。

**第2条** 再受験資格制度とは、共通専門基礎科目の試験（医学部及び海事科学部の学生にあっては、外国語科目の試験を含む。）を受験した者のうち、次条の条件を満たす場合に限り、当該授業科目（以下「科目」という。）を再履修せずに、同一科目の試験を再受験できる制度をいう。

**第3条** 再受験資格を得るには、次の各号の条件をすべて満たしていなければならない。ただし、第1号及び第2号の判定は授業担当教員が行う。

- (1) 受験をした科目の成績が、50点（5割）以上であること。
- (2) 科目への出席日数が、所定の3分の2以上であること。
- (3) 卒業に必要な単位数において8割以上修得しなければならない科目であること。
- (4) 実験、実習でない科目であること。

**第4条** 再受験資格制度による試験（以下「再試験」という。）の実施時期及び実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 再試験は、当該学期中に実施する。
- (2) 再試験該当者の発表は、原則として授業担当教員が行うものとし、当該定期期末試験終了後の2週間以内に行うものとする。
- (3) 再試験は、当該授業科目の開講曜日・時限にかかわらず、別に行うことがある。
- (4) 試験時間は、60分又は90分とする。
- (5) 再試験の問題作成及び採点は、原則として授業担当教員が行う。
- (6) 再試験の監督は、当該教育部会の教員が行う。

**第5条** 再試験で合格した場合の成績評価は「可」とする。

**第6条** 再試験が実施された科目については、受験の有無にかかわらず、それ以後の再試験受験資格はなくなるものとする。

**第7条** 再試験に不合格となった場合は、再度履修届を提出し、受験をしなければならない。再履修し、当該定期期末試験に不合格となった場合は再受験資格制度が適用される。ただし、最終学年次の再履修については、再受験資格制度を適用しない。

#### 附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則

この内規は、平成19年1月25日から施行する。

#### 附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

## (5) 追試験に関する内規

(平成16年4月1日制定)  
最終改正 平成18年2月23日

**第1条** 神戸大学全学共通授業科目履修規則（平成16年4月1日制定）第7条第4項の規定に基づき、追試験に関する事項について定める。

**第2条** 追試験は原則として行わないが、次の各号の一に該当する場合は、大学教育推進機構全学共通教育部（以下「全学共通教育部」という。）運営協議会の議を経て行うことがある。

- (1) 急性の病気
- (2) 忌引（配偶者、二親等内の親族）
- (3) 不慮の事故（自損、他損を問わない。）
- (4) その他やむを得ない事由

2 前項第2号の忌引の期間は、次の各号に掲げる親族に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 配偶者又は父母 7日以内
- (2) 子 5日以内
- (3) 配偶者の父母 3日以内
- (4) 二親等の親族 3日以内

**第3条** 追試験受験の願い出は、事由を明記した追試験受験願（所定の用紙）に診断書又は証明書等を添付して全学共通教育部長に提出するものとする。

**第4条** 追試験受験願の提出期限は当該定期期末試験終了後1週間以内とする。

**第5条** 追試験の実施時期は原則として、許可後1週間以内とする。

**第6条** 定期期末試験期間以外に実施される期末試験についても取扱い同じとする。

**第7条** 休学及び欠席届の期間中に実施された試験科目については、追試験を行わない。

## (6) 神戸大学大学教育推進機構全学共通教育部における成績評価基準に関する内規

(平成16年4月1日制定)  
最終改正 平成18年2月23日

### (趣 旨)

**第1条** この内規は、神戸大学全学共通授業科目履修規則（平成16年4月1日制定）第9条の規定に基づき、神戸大学大学教育推進機構全学共通教育部（以下「全学共通教育部」という。）における成績評価基準（以下「基準」という。）について必要な事項を定める。

### (成績評価の方法)

**第2条** 各授業科目における成績評価は、当該授業科目の目的に沿って、定期期末試験の結果、学生の授業への出席状況、宿題への対応状況、レポート等の提出状況等、学生の授業への取組と成果を考慮して、多元的に行うものとする。

### (基準の設定)

**第3条** 基準は、各授業科目毎に当該授業担当教員が定める。

### (基準の公表)

**第4条** 基準は、全学共通教育部のシラバスに掲載し、公表するものとする。

### 附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

### 附 則

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

## (7) 交通機関の運休、気象警報の場合における授業、期末試験の休講措置について

(平成16年4月1日制定)  
最終改正 平成18年2月23日

### 1 交通機関の運休の場合

次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合、当日のその後に開始する授業（期末試験を含む。）を休講とする。

- (1) JR西日本（神戸線）が事故等のため運休した場合
- (2) 阪急電鉄（神戸線）及び阪神電鉄が事故等のため同時に運休した場合
- (3) 神戸市バス16系統及び36系統が事故等のため同時に運休した場合

ただし、次の場合は授業を実施する。

- ① 午前6時までに、交通機関が運行した場合は、昼間主コースの1时限目の授業から実施する。
- ② 午前10時までに、交通機関が運行した場合は、昼間主コースの3时限目（午後）の授業から実施する。
- ③ 午後3時までに、交通機関が運行した場合は、夜間主コースの1时限目の授業から実施する。

### 2. 気象警報発令の場合

神戸市に気象警報（暴風、大雪、暴風雪）が発令された場合、当日のその後に開始する授業（期末試験を含む。）を休講とする。

なお、気象警報が広域に発令された場合は、発令地域に神戸市が含まれている場合にこの取扱いを適用する。

ただし、次の場合は授業を実施する。

- (1) 午前6時までに、気象警報が解除された場合は、昼間主コースの1时限目の授業から実施する。
- (2) 午前10時までに、気象警報が解除された場合は、昼間主コースの3时限目（午後）の授業から実施する。
- (3) 午後3時までに、気象警報が解除された場合は、夜間主コースの1时限目の授業から実施する。

(注)

- 1 解除又は運行の確認は、テレビ・ラジオ等の報道による。
- 2 この取扱いは全学共通授業科目の授業について適用する。（専門教育科目については各学部の指示による。）
- 3 この取扱いは平成18年4月1日から適用する。

## (8) 全学共通授業科目の履修方法に関する申合せ

(平成16年4月1日制定)  
最終改正 平成18年2月23日

全学共通授業科目に係る授業を円滑、かつ、効果的に実施するため、その履修方法を次のとおり取り扱う。

- 1 全学共通授業科目の履修は、自己の所属する学部・学科・クラスなどにより、指定された曜日・时限（以下「学部指定開講枠」という。）の授業科目を履修するものとする。
- 2 単位の未修得により、入学年度に配当された年次以降に履修（以下「再履修」という。）する場合も、原則として、学部指定開講枠の授業科目を再履修するものとする。この場合において、授業科目の授業の方法・内容等から、次に定める授業科目については、別紙「受講許可カード交付願」により、所定の受講許可カードの交付を受け、授業担当教員の承認を得なければならない。

### 再履修に承認を必要とする学部指定開講枠の授業科目

- (1) 外国語科目（ただし、クラスの指定はしないものとする。）
  - (2) 物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験、図学演習及び情報基礎
  - (3) 健康・スポーツ科学実習I
  - (4) 数学系の共通専門基礎科目
- 3 教養原論において、「学部指定開講枠」以外の授業科目（以下「学部指定外開講枠」という。）を再履修しなければ修学が困難と認められる場合における再履修を認める範囲は、別に定めるものとする。
  - 4 教養原論以外の授業科目において、学部指定外開講枠の授業科目を再履修しなければ修学が困難と認められる場合は、次に定める範囲において、別紙「受講許可カード交付願」により、所定の受講許可カードの交付を受け、授業担当教員の承認が得られた場合に限り、学部指定外開講枠の授業科目を再履修することができるものとする。

### 再履修が可能な学部指定外開講枠の授業科目

- (1) 次の共通専門基礎科目（物理学実験、化学実験及び生物学実験を除く。）  
数学系、物理学系、化学系、生物学系、図学系の授業科目、自然科学史
- (2) 情報科目

### 附 則

この申合せは、平成16年4月1日から施行する。

### 附 則

この申合せは、平成17年4月1日から施行する。

### 附 則

この申合せは、平成18年4月1日から施行する。

## 受講許可カード交付願

学部・学科・コース	学部	学科	コース
学籍番号			
氏名			

区 分	曜日／时限	授 業 科 目 名	担当教員	備 考	
(1) 学 部 指 定 開 講 枠	外 国 語 科 目	/	英語( )	/	注1)ここにあげる授業科目の再履修については、学部指定開講枠の授業科目を再履修するものとし、受講許可カードによる担当教員の承認が必要。(外国语科目的クラス指定はない。)  なお、ここにあげる授業科目以外の学部指定開講枠の授業科目の再履修については、受講許可カードは不要。
		/	英語( )	/	
		/	英語( )	/	
		/	独・仏・中国・ロ語( )	/	
		/	独・仏・中国・ロ語( )	/	
	情 報 科 目	/	情報基礎		
	健康・スポーツ科学	/	健康・スポーツ科学実習 I	/	
	共通専門基礎科目 (実験・図学演習)	/	( )実験		
		/	( )実験		
		/	( )実験		
/		図学演習			
共通専門基礎科目 (数学系)	/				
	/				
	/				
	/				
区 分	曜日／时限	授 業 科 目 名	担当教員		
(2) 学 部 指 定 外 開 講 枠	情報科目 注2 共通専門基礎科目 注2	/	情報科学	(必要理由)	
		/		注3)学部指定外開講枠の授業科目を履修しなければならない理由を1授業科目毎に記入すること。	
		/			
		/			
		/			

(記入しきれない場合は裏面に記入すること。)

- 注2)実験を除く数学系・物理学系・化学系・生物学系・地学系の授業科目、自然科学史及び情報科学の再履修については、学部指定開講枠の授業科目の他に、学部指定外開講枠の授業科目を履修しなければ修学が困難と認められる場合に限り、受講許可カードにより担当教員の承認を得たうえで、学部指定外開講枠の履修を認める。
- 受講許可カードを必要とする授業科目の、「曜日・时限」、「授業科目名（該当箇所に記入する）」、「教員名」、必要理由等を記入し、共通教育課教務係へ提出のうえ、受講許可カードを受け取ること。
  - 記入した授業科目以外に受講許可カードを使用した場合や、記入事項に虚偽が判明した場合は、履修を取り消すことがあるので注意すること。
  - この様式は、受講許可カードを配付するうえで、授業科目の確認を行うためのもので、これにより履修を承認するものではない。

## (9) 協定に基づき留学する学生の期末試験の取扱いに関する申合せ

(平成16年4月1日制定)  
最終改正 平成18年2月23日

- 1 協定に基づき留学する学生が、全学共通授業科目の期末試験を受験できない場合には、期末試験の繰上げ実施を認めることがある。
- 2 前項に該当する学生で繰上げ試験を希望する者は、大学教育推進機構全学共通教育部長（以下「全学共通教育部長」という。）に別紙様式により申し出るものとする。
- 3 全学共通教育部長は、担当教員に期末試験の繰上げ実施を依頼し、大学教育推進機構全学共通教育運営委員会の了承を経て、実施するものとする。
- 4 期末試験の繰上げ試験は、担当教員の指示する方法により、実施するものとする。

### 別紙様式

平成 年 月 日			
大学教育推進機構全学共通教育部長 殿			
学部名 学籍番号 氏名			
留学に伴う期末試験繰上受験願			
このことについて、下記のとおり期末試験の繰上受験をご許可くださるようお願いします。			
記 1. 留学先（国名又は機関名）			
2. 留学期間 自平成 年 月 日～至平成 年 月 日 (平成 年 月 日出国予定)			
3. 繰上試験受験申請科目			
試験月日(曜)	時限	授業科目名	担当教員名
/ ( )			
/ ( )			
/ ( )			
/ ( )			
/ ( )			

## 7 神戸大学における授業料、入学料、検定料 及び寄宿料の額に関する規程

(平成16年4月1日制定)

### (趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人神戸大学会計規則（平成16年4月1日制定）第52条の規定に基づき、神戸大学（以下「本学」という。）における授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額に関し必要な事項を定めるものとする。

### (授業料、入学料及び検定料の額)

第2条 本学において徴収する授業料（幼稚園にあっては、保育料。以下同じ。）、入学料（幼稚園にあっては、入園料。以下同じ。）及び検定料の額は、次の表のとおりとする。

区分	授業料	入学料	検定料
学部（夜間において授業を行う学部を除く。）	年額 535,800円	282,000円	17,000円
夜間において授業を行う学部	年額 267,900円	141,000円	10,000円
大学院の研究科（法学研究科実務法律専攻を除く。）	年額 535,800円	282,000円	30,000円
法学研究科実務法律専攻	年額 804,000円	282,000円	30,000円
乗船実習科	6か月につき 267,900円	169,200円	18,000円
幼稚園	年額 73,200円	31,300円	1,600円
中等教育学校の後期課程	年額 115,200円	56,400円	9,800円
特別支援学校の高等部	年額 4,800円	2,000円	2,500円
科目等履修生・聴講生	1単位につき 14,800円	28,200円	9,800円
研究生	月額 29,700円	84,600円	9,800円
特別聴講学生	1単位につき 14,800円		
特別研究学生	月額 29,700円		

2 神戸大学教学規則（以下「教学規則」という。）第22条第4項（教学規則第72条において準用する場合を含む。）の規定により、本学の修業年限又は標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して卒業又は課程を修了することを認められた者から徴収する授業料の年額は、当該在学を認められた期間（以下「長期在学期間」という。）に限り、前項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に本学の修業年限又は標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。

3 学部において、出願書類等による選抜（以下この項及び次項において「第一段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下この項及び次項において「第二段階目の選抜」という。）を行う場合の検定料の額について

ては、第1項の規定にかかわらず、第一段階目の選抜に係る額は4,000円（夜間において授業を行う学部にあっては2,200円）とし、第二段階目の選抜に係る額は13,000円（夜間において授業を行う学部にあっては7,800円）とする。

4 法学研究科実務法律専攻において、第一段階目の選抜を行い、その合格者に限り第二段階目の選抜を行う場合の検定料の額については、第1項の規定にかかわらず、第一段階目の選抜に係る額は7,000円とし、第二段階目の選抜に係る額は23,000円とする。

5 小学校、中学校及び中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部において、入学を許可するための試験、健康診断、書面その他のによる選考等を行った場合に徴収する検定料の額は、次の表のとおりとする。

区分	検定料
小学校	3,300円
中学校及び中等教育学校の前期課程	5,000円
特別支援学校の小学部	1,000円
特別支援学校の中学部	1,500円

6 第1項に規定する幼稚園、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに前項の規定する小学校及び中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の入学を許可するための選考等において、抽選等（以下この項において「試験等」という。）を行う場合の検定料の額については、第1項及び前項の規定にかかわらず、抽選による選考等に係る額は、次の表の第2欄に掲げるとおりとし、試験等に係る額は、同表の第3欄に掲げる額とする。

区分	抽選による選考等に係る額	試験等に係る額
幼稚園	700円	900円
小学校	1,100円	2,200円
中等教育学校の前期課程	1,300円	3,700円
中等教育学校の後期課程	2,400円	7,400円
特別支援学校の小学部	500円	500円
特別支援学校の中学部	600円	900円
特別支援学校の高等部	700円	1,800円

- ・ 7 学部の転学、編入学又は再入学に係る検定料の額は、第1項の規定にかかわらず、30,000円（夜間において授業を行う学部にあっては18,000円）とする。
- 8 平成10年度以前に入学した者の授業料の額は、第1項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

区分	平成5,6年度入学者	平成7,8年度入学者	平成9,10年度入学者
学部（夜間において授業を行う学部を除く。）	年額 411,600円	年額 447,600円	年額 469,200円
夜間において授業を行う学部	年額 205,800円	年額 223,800円	年額 234,600円
大学院の研究科	年額 411,600円	年額 447,600円	年額 469,200円
研究生			月額 26,100円

9 編入学、転入学又は再入学をした者に係る授業料の額は、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

10 大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条第1項ただし書の規定により、大学院研究科の修士課程を修了し、引き続き当該大学大学院研究科の博士課程に進学した者の授業料の額については、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。  
 （寄宿料の額）

第3条 本学において徴収する寄宿料の額は、次の表のとおりとする。

区分	収容定員1人当たり又は収容世帯1世帯当たりの建物（共有部分を含む。）の面積	寄宿料
居室が単身用の場合	18平方メートル以上20平方メートル未満	月額 4,300円
	20平方メートル以上25平方メートル未満	月額 4,700円
	25平方メートル以上	月額 5,900円
居室が世帯用の場合	40平方メートル以上50平方メートル未満	月額 9,500円
	50平方メートル以上60平方メートル未満	月額 11,900円
	60平方メートル以上	月額 14,200円

2 前項の規定にかかわらず、昭和34年4月1日以後昭和50年3月31日以前に建築された寄宿舎にあっては月額700円とする。

#### 附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成17年3月31日から施行し、平成17年度に係る授業料から適用する。

#### 附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行し、改正後の神戸大学における授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額に関する規程の規定は、平成19年12月26日から適用する。

#### 附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。



III 学部規則等

III 学部規則等



# 1 神戸大学発達科学部規則

(平成16年4月1日制定)

## (趣旨)

第1条 この規則は、神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定。以下「教学規則」という。）に基づき、神戸大学発達科学部（以下「本学部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

## (本学部における教育研究上の目的)

第1条の2 本学部は、広い知識を授けるとともに、乳幼児期から高齢者に至るまでの人の発達及びそれを支える環境について様々な側面から教育研究し、教養、人の発達及びそれを支える環境に関する専門的な知識並びに問題解決能力を有する人材を養成することを目的とする。

## (学科)

第2条 本学部に次の学科を置く。

- 人間形成学科
- 人間行動学科
- 人間表現学科
- 人間環境学科

## (各学科における教育研究上の目的)

第2条の2 各学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

### (1) 人間形成学科

広い知識を授けるとともに、人の誕生から高齢期に至るこころ及び諸能力の発達並びに人間形成に関わる諸要因について、社会的及び文化的な観点から教育研究を行い、教養並びに心理、発達、教育及び学習に係わる専門的な知識を身に付けた人材を養成することを目的とする。

### (2) 人間行動学科

広い知識を授けるとともに、人の行動について、健康発達、行動発達及び身体行動の解析及び応用の視点により、自然科学及び人文・社会科学の面から総合的に教育研究を行い、教養及び各年代における健康課題の解決策、子どもから高齢者に至る人の行動の発達及び適応を多面的に解明する能力並びに運動・スポーツ等身体活動にかかる高度な知識及び活動的な生活の実践力を有する人材を養成することを目的とする。

### (3) 人間表現学科

広い知識を授けるとともに、音楽、造形、パフォーミングアーツ等の人間の様々な表現や創造活動について教育研究を行い、教養、表現領域についての幅広い知識並び

に個々の領域における専門的な知識及び技術を身に付け、研究、創造及び社会的実践に関する能力を有する人材を養成することを目的とする。

(4) 人間環境学科

広い知識を授けるとともに、人間の発達の在り方に深くかかわる環境の諸問題を総合的・学際的に探究し、自然環境、数理情報環境、生活環境及び社会環境の視点から教育研究を行い、理系・文系の枠を超えて、教養及び多様な専門的知識を身に付け、それらの統合・融合を積極的に図り、新たな人間環境の創造に向け、理論的・実践的な問題解決の能力を有する人材を養成することを目的とする。

(履修コース)

第3条 本学部の各学科に次の履修コースを置く。

人間形成学科 心理発達論コース、子ども発達論コース、教育科学論コース、  
学校教育論コース

人間行動学科 健康発達論コース、行動発達論コース、身体行動論コース

人間表現学科 表現文化論コース、表現創造論コース、臨床・感性表現論コース

人間環境学科 自然環境論コース、数理情報環境論コース、生活環境論コース、  
社会環境論コース

2 前項に定めるもののほか、学科共通の履修コースとして、発達支援論コースを置く。

3 学生は、第1年次の終わりに、希望する履修コースを学部長に届け出て、許可を受けなければならない。ただし、前項の履修コースを希望する学生は、第2年次の終わりに学部長に届け出て、許可を受けなければならない。

4 前項により許可された履修コースは、特別の理由がない限り、その変更を認めない。

(授業科目及び単位数)

第4条 本学部における授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。

2 前項に規定するもののほか、臨時に授業科目を開設することがある。

3 前項の授業科目及び単位数並びに授業科目の各年次の配当は、開設の都度定める。

(単位の基準)

第5条 各授業科目の単位の計算は、次の基準による。

(1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、15時間の授業をもって1単位とすることができます。

(3) 卒業研究については、卒業論文等をもって10単位とする。

(履修要件)

第6条 学生は、別表第2に定めるところに従い、124単位以上を修得しなければならない。

2 外国人留学生が教学規則第26条第2項の規定により開設された授業科目の単位を修

得したときは、別に定めるところによりこれらの単位数を別表第2の必要修得単位数に算入することができる。

(履修科目的登録の上限)

第7条 教学規則第29条第1項の規定に基づく履修科目的登録の上限は、集中的に実施する授業を除き通年においては49単位、各学期においては30単位とする。ただし、特別の事情がある場合はこの限りでない。

(授業科目的履修)

第8条 学生は、毎学期指定の期日までに、所定の履修届を提出し、学部長の許可を受けなければならない。

2 卒業研究の履修については、指導教員の承認を受けなければならぬ。この場合においては、第3年次の終わりまでに所定の単位を修得していなければならぬ。

3 他学部の授業科目的履修については、学部長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。

(他大学の授業科目的履修)

第9条 学生は、教授会の承認を得て、本学部と協定している他大学（外国の大学を含む。以下同じ。）の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により修得した単位数は、60単位を限度として、別表第2の必要修得単位数に算入することができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第10条 教学規則第36条第1項に規定する既修得単位の認定は、教授会の議を経て行う。

2 既修得単位の認定を受けようとする者は、指定の期日までに必要な書類を学部長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により認定された単位数は、編入学、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、前条第2項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を限度として、別表第2の必要修得単位数に算入することができる。

(試験)

第11条 試験は、科目試験及び卒業論文等試験とする。

(科目試験)

第12条 科目試験は、授業が終了した学期末に行う。ただし、必要がある場合は、学期末以外の時期に行うことがある。

2 学生は、毎学期指定の期日までに、所定の受験届を学部長に提出しなければならない。

3 事故等のため科目試験を受けることができなかつた者に対しては、教授会の議を経て、別途に試験を行うことがある。

(卒業論文等試験)

第 13 条 卒業論文等試験は、最終学期において定められた期日までに、卒業論文等を提出した者について行う。

- 2 卒業論文等試験は、提出された卒業論文等の審査及び口頭試験により行う。
- 3 卒業論文等試験に合格した学生に対しては、卒業研究の単位として10単位を与える。
- 4 指定の期日までに卒業論文等を提出しない者又は不合格となった者は、次学期以後の学期末に卒業論文等を提出し、卒業論文等試験を受けることができる。

(成績評価基準)

第 14 条 教学規則第30条に規定する成績評価基準については、別に定める。

(卒業)

第 15 条 所定の期間在学し、第 6 条に規定する要件を満たした者について、卒業を認定する。

(転学科)

第 16 条 転学科は、教授会において特別の理由があると認めた場合に限り、許可することがある。

(特別聴講学生)

第 17 条 本学部と協定している他大学の学生で、本学部の特別聴講学生を志願する者は、別に定めるところにより、所属大学を経由して学部長に願い出るものとする。

- 2 特別聴講学生の在学期間は、その履修する授業科目の開講される期間とする。

(科目等履修生)

第 18 条 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(聴講生)

第 19 条 聽講生に関する事項は、別に定める。

(研究生)

第 20 条 研究生に関する事項は、別に定める。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第 21 条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 本学部において、所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び免許教科は、別表第3のとおりとする。

(ESDコース)

第 21 条の2 環境、開発、平和、人権等の様々な課題を解決する力を身に付け、持続可能な社会づくりに資する人材を養成するため、ESDコースを置く。

- 2 ESDコースに関し必要な事項は、別に定める。

(学芸員の資格の取得)

第 21 条の3 学芸員の資格を取得しようとする者は、博物館法（昭和26年法律第285号）及び博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）に定める所用の単位を修得しなければならない。

2 学芸員の資格に関し必要な事項は、別に定める。

(雑 則)

第 22 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、教授会が定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成16年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の神戸大学発達科学部規則の規定にかかわらず、神戸大学学則等を廃止する規則（平成16年4月1日制定）第2条の規定による廃止前の神戸大学発達科学部規則の規定の例による。

附 則

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成17年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の第2条、第3条、別表第1、別表第2及び別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 人間発達科学科、人間環境科学科及び人間行動・表現学科は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該学科に在学する学生が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成18年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の別表第1（同表ハの改正規定中「健康科学実験」を加える部分を除く。）及び別表第2（同表ロの改正規定中履修コース専門科目の必要修得単位数を改める部分を除く。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成20年4月1日

以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の別表第1イの規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成21年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成22年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の別表第1及び第2の規程にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成23年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の別表第1及び第2の規程にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成24年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の別表第1及び第2の規程にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項に規定する者に対して、改正後の授業科目を履修させる必要が生じた場合の取扱いについては、教授会が定める。

別表第1 授業科目及び単位数（第4条関係）

イ 本学部共通

授業科目の区分等	授業科目	単位	備考
人間形成と思想	哲学	2	
	行為と規範	2	
	論理学	2	
	心理学	2	
	心と行動	2	
	教育学	2	
	教育と人間形成	2	
	科学技術と倫理	2	
文学と芸術	日本の文学	2	
	世界の文学	2	
	言語と文化	2	
	伝統芸術	2	
	芸術と文化	2	
歴史と文化	日本史	2	
	西洋史	2	
	アジア史	2	
	考古学	2	
	歴史と現代	2	
	科学史	2	
	芸術史	2	
人間と社会	社会学	2	
	社会思想史	2	
	地理学	2	
	文化人類学	2	
	現代社会論	2	
	越境する文化	2	
	生活環境と技術	2	
法と政治	学校教育と社会	2	
	法の世界	2	
	社会生活と法	2	
	国家と法	2	
	政治の世界	2	
経済と社会	現代社会と政治	2	
	経済入門	2	
	経済社会の発展	2	

		現代の経済	2	
		企業と経営	2	
教 養  原 論	数理と情報	構造の数理	2	
		現象の数理	2	
		数理の世界	2	
		「カタチ」の文化学	2	
		「カタチ」の科学	2	
		情報の世界	2	
教 養  原 論	物質と技術	素粒子と宇宙	2	
		現代の物性科学	2	
		分子の世界	2	
		物質の成り立ち	2	
		資源・材料とエネルギー	2	
		ものづくりと科学技術	2	
		情報化社会を支える基盤技術	2	
		惑星系の起源・進化・多様性	2	
教 養  原 論	生命と環境	身体の成り立ちと働き	2	
		健康と病気	2	
		生命の成り立ちと営み	2	
		生物の多様性と進化	2	
		生物の生態と自然環境	2	
		生物資源と農業	2	
		食と健康	2	
		地球と惑星	2	
教 養  原 論	総合教養	社会と人権	2	
		神戸大学の研究最前線	2	
		神戸大学史	2	
		社会科学のフロンティア	2	
		海への誘い	2	
		瀬戸内海学入門	2	
		国際協力の現状と課題	2	
		阪神・淡路大震災	2	
		環境学入門	2	
		ESD基礎（持続可能な社会づくり）	2	
外 國 語 科 目	外國語 第 I	企業社会論	2	
		英語リーディング I	1	
		英語リーディング II	1	
		英語リーディング III	1	

外 国 語 科 目	英語オーラル I	1	
		1	
	英語オーラルIII	1	
		1	
		1	
	英語アドバンストA	1	
		1	
		1	
	英語アドバンストC	1	
		1	
		1	
	独語 I A	1	
		1	
		1	
	独語 II A	1	
		1	
		1	
	独語 II B	1	
		1	
		1	
	独語 S A	1	
		1	
		1	
	独語 S B	1	
		1	
		1	
	独語 III A	1	
		1	
		1	
	独語 III B	1	
		1	
		1	
	独語 IV A	1	
		1	
		1	
	独語 IV B	1	
		1	
		1	
	仏語 I A	1	
		1	
		1	
	仏語 I B	1	
		1	
		1	
	仏語 II A	1	
		1	
		1	
	仏語 II B	1	
		1	
		1	
	仏語 S A	1	
		1	
		1	
	仏語 S B	1	
		1	
		1	
	仏語 III A	1	
		1	
		1	
	仏語 III B	1	
		1	
		1	
	仏語 IV A	1	
		1	
		1	
	仏語 IV B	1	
		1	
		1	
	中国語 I A	1	
		1	
		1	
	中国語 I B	1	
		1	
		1	
	中国語 II A	1	
		1	
		1	
	中国語 II B	1	
		1	
		1	
	中国語 S A	1	
		1	
		1	
	中国語 S B	1	
		1	
		1	
	中国語 III A	1	
		1	
		1	
	中国語 III B	1	
		1	
		1	
	中国語 IV A	1	
		1	
		1	
	中国語 IV B	1	
		1	
		1	
	ロシア語 I A	1	
		1	
	ロシア語 I B	1	
		1	

外 国 語 科 目	外 国 語 第 II	ロシア語II A	1		
		ロシア語II B	1		
		ロシア語III A	1		
		ロシア語III B	1		
	外 国 語 第 III	ロシア語IV A	1		
		ロシア語IV B	1		
		独語XI	1		
		独語XII	1		
		仏語XI	1		
		仏語XII	1		
		韓国語XI	1		
		韓国語XII	1		
		スペイン語XI	1		
		スペイン語XII	1		
		イタリア語XI	1		
		イタリア語XII	1		
情 報 科 目		情報基礎	1		
健 康 ・ ス ポ ー ツ 科 学		健康・スポーツ科学講義	2		
		健康・スポーツ科学実習 I	1		
		健康・スポーツ科学実習 II	1		
資 格 免 許 の た め の 科 目		日本国憲法	2		
		情報機器の操作	1		
		中等カリキュラム論	2		
		保健体育科教育論A	2		
		保健体育科教育論B	2		
		保健体育科教育論C	2		
		保健体育科教育論D	2		
		音楽科教育論A	2		
		音楽科教育論B	2		
		音楽科教育論C	2		
		音楽科教育論D	2		
		美術科教育論A	2		
		美術科教育論B	2		
		美術科教育論C	2		
		美術科教育論D	2		
		社会科教育論A	2		
		社会科教育論B	2		
		社会科教育論C	2		
		社会科教育論D	2		

資格免許のための科目	地歴科教育論 A	2
	地歴科教育論 B	2
	地歴科教育論 C	2
	地歴科教育論 D	2
	公民科教育論 A	2
	公民科教育論 B	2
	公民科教育論 C	2
	公民科教育論 D	2
	家庭科教育論 A	2
	家庭科教育論 B	2
	家庭科教育論 C	2
	家庭科教育論 D	2
	理科教育論 A	2
	理科教育論 B	2
	理科教育論 C	2
	理科教育論 D	2
	数学教育論 A	2
	数学教育論 B	2
	数学教育論 C	2
	数学教育論 D	2
	教職実践演習（幼・小）	2
	教職実践演習（中・高）	2
	初等教育事前・事後指導	1
	初等教育実地研究	4
	中等教育事前・事後指導	1
	中学校教育実地研究 A	2
	中学校教育実地研究 B	2
	高校教育実地研究	2
	教育実習	3
	ソルフェージュ	2
	邦楽器演奏法	2
	音文化論	2
	工芸表現演習	2
	美術批評	2
	ヴィジュアル・デザイン	2
	生活情報処理演習	2
	家庭看護	2
	保育学	2

	家庭経済・経営学	2	
	アパレル実習	2	
	博物館概論	2	
	博物館経営論	2	
	博物館資料論	2	
	博物館資料保存論	2	
	博物館展示論	2	
	博物館教育論	2	
	博物館情報・メディア論	2	
その他必要と認める科目	総合科目Ⅰ		その都度定める。
	総合科目Ⅱ		その都度定める。

□ 人間形成学科

授業科目の区分等		授業科目	単位	備考
専 門 科 目	学部共通科目	発達科学への招待	2	
		ESD演習Ⅰ（環境発達学）	2	
		ESD演習Ⅱ（環境発達学）	2	
		ESD実践論	2	
	学科共通科目	心理学入門	2	
		発達心理学概論	2	
		子ども発達論	2	
		子ども教育論	2	
		教育学概論	2	
		道徳教育論	2	
		乳幼児発達論	2	
		幼児精神衛生論	2	
		児童心理学	2	
		青年心理学	2	
		児童青年精神医学	2	
		発達障害心理学1	2	
		発達障害臨床学1	2	
		教育心理学	2	
		相談心理学	2	
		臨床心理学	2	
		カウンセリング	2	
		認知発達論	2	
		異文化教育論	2	
		算数教育論	2	
		初等体育論	2	
		音楽表現発達論	2	
		造形表現発達論	2	
		児童言語教育論	2	
		生涯学習論	2	
		教育ディベート入門	2	
		教育の歴史人類学	2	
		教職論	2	
		教育制度概説	2	
		科学技術社会と教育	2	
		情報化社会と教育	2	
		初等社会科教育論	2	

	人間形成学特講	2	
	発達支援論研究	2	
【心理発達論コース】			
	心理学研究法1	4	
	心理学研究法2	4	
	心理学研究法3	4	
	外書講読	2	
	心理検査法1	2	
	心理検査法2	2	
	心理検査法3	2	
	心理統計法	4	
	生涯発達心理学	2	
	人格形成論	2	
	人間関係発達論	2	
	教育発達心理学	2	
	深層心理学	2	
	障害児発達学	2	
	発達障害心理学2	2	
	発達障害臨床学2	2	
	科学教育論	2	
	障害児指導学	2	
	子ども社会論	2	
	心理発達論演習A	2	
	心理発達論演習B	2	
	心理発達論演習C	2	
	知的障害の心理・生理・病理演習	2	
卒業研究		10	
【子ども発達論コース】			
	子どもの発達	2	
	子どもの心と教育	2	
	子どもと生活	2	
	子どものからだづくり	2	
	子どもの認識	2	
	子どもの表現	2	
	子どもの表現教育	2	
	子どもとメディア	2	
	子どもの発達支援	2	
	外書講読	2	

専門科目	子ども発達論演習1	2	
	子ども発達論演習2	2	
	子ども発達研究法1	2	
	子ども発達研究法2	2	
	数理認識発達論	2	
	子どもスポーツ論	2	
	幼年音楽論	2	
	美術教育史論	2	
	乳幼児認知発達論	2	
	造形発達論	2	
	児童文学論	2	
	児童福祉論	2	
	子ども社会論	2	
	心理統計法	4	
	人間関係発達論	2	
	教育制度	2	
	健康行動科学	2	
	異言語指導論	2	
	卒業研究	10	
【教育科学論コース】			
	教育学研究法1	2	
	教育学研究法2	2	
	教育学研究法3	2	
	教育学研究法4	2	
	教育学研究法5	2	
	教育学研究法6	2	
	教育学研究法7	2	
	教育学研究法8	2	
	外書講読	2	
	教育科学論演習1	2	
	教育科学論演習2	2	
	教育科学研究1	2	
	教育科学研究2	2	
	教育思想史	2	
	日本教育史	2	
	教育制度	2	
	教育法	2	
	教育政策	2	

専門科目	教育行政学	2	
	教育方法学	2	
	学習指導論	2	
	生活指導論	2	
	科学教育論	2	
	カリキュラム論	2	
	社会科教育方法論	2	
	社会教育論	2	
	社会教育計画論	2	
	授業システム論	2	
	教師教育史論	2	
	教育哲学	2	
	異言語指導論	2	
	子どもの表現	2	
	造形発達論	2	
	卒業研究	10	
	【学校教育論コース】		
	教育哲学	2	
	学習指導論	2	
	教育政策	2	
	幼児教育内容論	2	
	学習障害等教育総論	2	
	異言語指導論	2	
	学校教育資料調査法	2	
	特別支援教育学	2	
	視覚障害児発達学	2	
	子ども発達論演習1	2	
	教育科学論演習1	2	
	子ども発達論演習2	2	
	教育科学論演習2	2	
	子ども発達研究法1	2	
	教育科学研究1	2	
	子ども発達研究法2	2	
	教育科学研究2	2	
	教育思想史	2	
	自然教育論	2	
	生活科教育論	2	
	初等家政学概論	2	

国語教育方法論	2
社会科教育方法論	2
理科教育方法論	2
算数教育方法論	2
生活科教育方法論	2
家庭科教育方法論	2
音楽表現教育方法論	2
造形表現教育方法論	2
運動教育方法論	2
幼児音楽表現指導法	2
幼児造形表現指導法	2
幼児環境指導法	2
幼児健康指導法	2
幼児人間関係指導法	2
幼児言語表現指導法	2
教師教育史論	2
教育法	2
教育行政学	2
教育方法学	2
生活指導論	2
カリキュラム論	2
授業システム論	2
特別活動指導法	2
障害児発達学	2
障害児指導学	2
発達障害心理学2	2
発達障害臨床学2	2
特別支援教育総論	2
児童文学論	2
卒業研究	10

八 人間行動学科

授業科目の区分等		授 業 科 目	単位	備 考
学 部 共 通 科 目	発達科学への招待	2		
	ESD演習 I (環境発達学)	2		
	ESD演習 II (環境発達学)	2		
	ESD実践論	2		
学 科 共 通 科 目	健康発達概論	2		
	行動発達概論	2		
	身体行動概論	2		
	社会調査法	2		
	生涯スポーツ論	2		
	人体構造機能論	2		
	健康管理論	2		
	身体機能加齢論	2		
	身体運動のしくみ	2		
	からだの構造と運動	2		
	身体文化論	2		
	健康教育論	2		
	公衆衛生学	2		
	身体運動発達論	2		
専 門 科 目	人間行動特論A	2		
	人間行動特論B	2		
	発達支援論研究	2		
	【健康発達論コース】			
	ヘルスプロモーション論	2		
	健康評価論	2		
	健康統計学	2		
	健康行動科学	2		
	安全行動・管理論	2		
	高齢者保健福祉論	2		
	予防医学概説	2		
	救急医療概説	2		
	健康生態学	2		
	健康政策論	2		
	国際健康開発論	2		

専門科目	人間関係発達論	2	
	臨床心理学	2	
	カウンセリング	2	
	子どもの発達支援	2	
	衣環境学1	2	
	栄養学	2	
	生活環境共生論1	2	
	生活環境心理学	2	
	応用統計学A	2	
	健康行動科学演習1	2	
	健康評価論演習1	2	
	健康生態学演習1	2	
	健康政策論演習1	2	
	ヘルスプロモーション論演習1	2	
	健康行動科学演習2	2	
	健康評価論演習2	2	
	健康生態学演習2	2	
	健康政策論演習2	2	
	ヘルスプロモーション論演習2	2	
	健康発達研究法	2	
	卒業研究	10	
【行動発達論コース】			
行動発達研究法	2		
エイジング研究	2		
行動適応論	2		
運動処方論	2		
ストレス生理学	2		
ヘルスプロモーション論	2		
予防医学概説	2		
身体適応論	2		
スポーツプロモーション論	2		
運動心理学	2		
身体運動制御論	2		
栄養学	2		
乳幼児発達論	2		
臨床心理学	2		
社会行動論演習1	2		
身体機能加齢論演習1	2		

専門科目	身体適応論演習1	2	
	アクティヴエイジング研究演習1	2	
	行動適応論演習1	2	
	健康行動科学	2	
	社会行動論演習2	2	
	身体機能加齢論演習2	2	
	身体適応論演習2	2	
	アクティヴエイジング研究演習2	2	
	行動適応論演習2	2	
	バイオメカニクス実験	2	
	健康政策論	2	
	行動発達演習1	2	
	行動発達演習2	2	
	卒業研究	10	
	<b>【身体行動論コース】</b>		
	体育・スポーツ史	2	
	スポーツ社会学	2	
	スポーツマネジメント論	2	
	スポーツプロモーション論	2	
	運動心理学	2	
	身体運動技術論	2	
	運動処方論	2	
	体力科学論	2	
	身体適応論	2	
	身体運動制御論	2	
	子どものからだづくり	2	
	ストレス生理学	2	
	運動障害論	2	
	健康行動科学	2	
	運動生理学実験	2	
	バイオメカニクス実験	2	
	陸上運動方法論	1	
	水泳系運動方法論	1	
	球技運動方法論	1	
	武道系運動方法論	1	
	舞踊運動方法論	1	
	体操運動方法論	1	
	野外運動方法論	2	

専門科目	体育・スポーツ史研究法	2
	スポーツ社会学研究法	2
	運動心理学研究法	2
	体育・スポーツ史演習	2
	スポーツ社会学演習	2
	運動心理学演習	2
	身体運動技術論演習	2
	身体運動制御論演習	2
	運動処方論演習	2
	体力科学論演習	2
	運動障害論演習	2
	ストレス生理学演習	2
	卒業研究	10

## 二 人間表現学科

授業科目の区分等		授 業 科 目	単位	備 考	
専 門 科 目	学 部 共 通 科 目	発達科学への招待	2		
		ESD演習Ⅰ（環境発達学）	2		
		ESD演習Ⅱ（環境発達学）	2		
		ESD実践論	2		
	学 科 共 通 科 目	表現文化概論	2		
		表現創造概論	2		
		臨床・感性表現概論	2		
		人間の発達と表現	2		
		アートマネジメント	2		
		デザイン史1	2		
		都市・建築文化論	2		
		ファッショング文化論1	2		
		舞台芸術論	2		
		メディア論	2		
		音楽資料調査法	2		
		創造の発想とプロセス	2		
		音楽理論1	2		
		音楽理論2	2		
		声楽表現概論	2		
		合唱表現演習	2		
		音楽療法論1	2		
		ヴィジュアル・コミュニケーション論	2		
		身体表現論	2		
		空間表象論	2		
		サブカルチャー論	2		
		先端表現演習A	2		
		遊びと芸術	2		
		表現ワークショップ論	2		
		表現の政治学	2		
		心理学入門	2		
		生涯学習論	2		
		身体文化論	2		
		子どもの表現	2		
		発達支援論研究	2		
専 門 科 目		【表現文化論コース】			
		デザイン史2	2		

専門科目	デザイン史演習	2	
	都市と建築の20世紀	2	
	都市と建築の20世紀演習	2	
	ファッション文化論2	2	
	ファッション文化論演習	2	
	西洋音楽文化論	2	
	西洋音楽文化論演習	2	
	映像論	2	
	映像・メディア論演習	2	
	社会調査法	2	
	音楽集団活動論	2	
	音楽理論3	2	
	音楽理論4	2	
	立体造形論	2	
	音楽療法論2	2	
	感性を測る	2	
	感性心理学概論	2	
	臨床舞踊論	2	
	音楽民族学	2	
	卒業研究	10	
【表現創造論コース】			
表現創造論コース	表現創造演習1・企画	2	
	表現創造演習2・運営	2	
	表現創造演習3・制作	2	
	表現創造演習4・総合	2	
	音楽集団活動論	2	
	合奏表現演習	2	
	ピアノ演奏概論	2	
	ピアノ演奏演習1	2	
	ピアノ演奏演習2	2	
	室内楽	2	
	声楽表現演習1	2	
	声楽表現演習2	2	
	音楽理論3	2	
	音楽理論4	2	
	音楽理論5	2	
	音楽理論6	2	
	立体造形	2	

専門科目	立体造形論	2	
	絵画表現	2	
	絵画表現論	2	
	先端表現演習B	2	
	舞踊創造論	2	
	舞踊創造論演習	2	
	映像・メディア論演習	2	
	リトミック	2	
	卒業研究	10	
	【臨床・感性表現論コース】		
専門科目	感性心理学概論	2	
	芸術療法論	2	
	感性を測る	2	
	音楽療法論2	2	
	音楽療法論演習	2	
	舞踊創造論	2	
	舞踊創造論演習	2	
	臨床舞踊論	2	
	臨床舞踊論演習	2	
	リトミック	2	
	深層心理学	2	
	心理統計法	4	
	生活環境心理学	2	
	社会調査法	2	
	西洋音楽文化論	2	
	ピアノ演奏概論	2	
	映像論	2	
	ファッション文化論2	2	
	合奏表現演習	2	
	先端表現演習B	2	
	卒業研究	10	

木 人間環境学科

授業科目の区分等		授 業 科 目	単位	備 考
専 門 科 目	学 部 共 通 科 目	発達科学への招待	2	
		ESD演習 I (環境発達学)	2	
		ESD演習 II (環境発達学)	2	
		ESD実践論	2	
	学 科 共 通 科 目	人間環境学概論	2	
		自然環境概論	2	
		数理情報環境概論	2	
		生活環境概論	2	
		社会環境概論	2	
		統計の考え方	2	
		環境モデリング入門	2	
		高齢者環境論	2	
		エコロジー論	2	
	共 通 専 門 基 础 科 目	発達支援論研究	2	
		物理学B1	2	
		物理学B2	2	
		物理学B3	2	
		物理学C1	2	
		物理学C2	2	
		物理学C3	2	
		物理学C4	2	
		物理学実験	2	
		無機化学基礎	2	
		有機化学基礎	2	
		生物学I	2	
		生物学II	2	
		生物学III	2	
		基礎地学	2	
		線形代数学入門	2	
		線形代数学1	2	
		線形代数学2	2	
		微分積分学入門	2	
		微分積分学1	2	
		微分積分学2	2	
		数理統計学	2	
		法律学	2	

共通専門基礎科目	経済学	2	
	政治学	2	
	人文地理学	2	
	外国史	2	
	社会学	2	
	日本史	2	
	倫理学	2	
専門科目	【自然環境論コース】		
	自然環境科学実験A(主として地学)	2	
	自然環境科学実験B(主として生物学)	2	
	自然環境科学実験C(主として化学)	2	
	自然環境科学	2	
	環境地球科学A	2	
	環境地球科学B	2	
	現代物質科学	2	
	現代物理化学A	2	
	現代物理化学B	2	
	現代生命科学A	2	
	現代生命科学B	2	
	環境物理学実験	2	
	物質環境科学実験	2	
	生物環境科学実験	2	
	地球環境科学実験	2	
	野外生物学実習	2	
	分子生命科学実習	2	
	宇宙史	2	
	環境遺伝学	2	
	鉱物学	1	
	地球環境科学特別講義	1	
	地球環境変遷学	1	
	宇宙環境物理学	2	
	無機化学	2	
	環境植物生態学	2	
	科学哲学論	2	
	大気環境学	2	
	環境地球化学・同演習A	2	
	環境地球化学・同演習B	2	
	環境計測学A	2	

専　門　科　目	環境計測学B	2
	植物環境学1	2
	植物環境学2	2
	生活環境緑化論1	2
	生活環境緑化論2	2
	環境経済学	2
	公衆衛生学	2
	身体適応論	2
	環境物理学	2
	量子物理学	2
	基本粒子物理学	1
	分析化学	2
	環境有機化学	2
	生物有機化学	2
	化学反応論	2
	量子化学	2
	高次分子生命科学	2
	生物環境科学	2
	動物行動生態学	2
	生物多様性論	2
	環境地質学・同演習1	2
	環境地質学・同演習2	2
	地球流体力学	2
	自然環境科学特論A	1
	自然環境科学特論B	1
	自然科学演習	1
	自然科学総合演習	1
	自然環境総合演習	1
	人間環境学総合演習	2
	現代物質科学演習	1
	環境物理学特別演習	2
	情報処理演習	1
	環境数值解析1	2
	環境数值解析2	1
	生命情報科学A	1
	生命情報科学B	1
	応用数学入門・同演習	2
	数理の基礎	4
	解析系の基礎	2

専　門　科　目	数理統計の基礎	2	
	応用解析学A	2	
	応用解析学B	2	
	応用統計学A	2	
	応用統計学B	2	
	情報環境科学A	2	
	情報環境科学B	2	
	情報環境科学C	2	
	卒業研究	10	
	【数理情報環境論コース】		
	数理の基礎	4	
	数理と計算機	2	
	計算機科学A	2	
	計算機科学B	2	
	幾何系の基礎	2	
	解析系の基礎	2	
	代数系の基礎	2	
	数理統計の基礎	2	
	応用代数学	2	
	数理と論証	2	
	計算機数学	2	
	応用解析学A	2	
	応用解析学B	2	
	応用幾何学A	2	
	応用幾何学B	2	
	応用統計学A	2	
	応用統計学B	2	
	応用統計学C	2	
	数理情報先端特論	2	
	情報環境科学A	2	
	情報環境科学B	2	
	情報環境科学C	2	
	代数学II	2	
	解析学III	2	
	幾何学III	2	
	確率論I	2	
	環境経済学	2	
	生命情報科学A	1	
	生命情報科学B	1	

専　門　科　目	生活環境メカニクス1	2	
	生活環境メカニクス実験	2	
	生活環境電子計測論1	2	
	ヒューマンエレクトロニクス実験	2	
	数理認識発達論	2	
	社会調査法	2	
	メディア論	2	
	応用数理特論1	2	
	情報環境特論1	2	
	応用数理特論2	2	
	情報環境特論2	2	
	応用数理特論3	2	
	情報環境特論3	2	
	卒業研究	10	
	【生活環境論コース】		
	生活環境基礎実験	2	
	生活環境調査法	2	
	生活空間計画論1	2	
	生活環境心理学	2	
	生活環境緑化論1	2	
	衣環境学1	2	
	生活環境メカニクス1	2	
	生活環境電子計測論1	2	
	食環境学1	2	
	植物環境学1	2	
	生活環境共生論1	2	
	生活空間計画論2	2	
	生活環境緑化論2	2	
	住宅設計論	2	
	生活電気・機械	2	
	生活環境メカニクス2	2	
	衣環境学2	2	
	生活環境電子計測論2	2	
	生活エネルギー機器論	2	
	食環境学2	2	
	植物環境学2	2	
	生活環境共生論2	2	
	ライフスタイル論1	2	
	ライフスタイル論2	2	

専門科目	栄養学	2	
	食環境学実験	2	
	衣環境学実験	2	
	生活環境メカニクス実験	2	
	ヒューマンエレクトロニクス実験	2	
	植物環境学実験実習	2	
	食環境学実習	2	
	生活環境共生論実習	2	
	ライフスタイル論実習	2	
	生活空間計画論演習	2	
	生活環境心理学演習	2	
	生活環境緑化論演習	2	
	衣環境学演習	2	
	動作解析コンピュータ演習	2	
	植物環境学演習	2	
	生活環境共生論演習	2	
	ライフスタイル論演習	2	
	現代生活論	2	
	環境経済学	2	
	卒業研究	10	
【社会環境論コース】			
	社会規範論A	2	
	社会規範論B	2	
	社会文化環境論	2	
	産業社会環境論A	2	
	産業社会環境論B	2	
	地域社会環境論A	2	
	地域社会環境論B	2	
	国際社会環境論	2	
	社会環境思想史	2	
	社会変動史	2	
	産業構造論	2	
	労働史	2	
	都市地域論	2	
	コミュニティ論	2	
	国際平和論	2	
	社会政策史	2	
	福祉国家論	2	
	農村開発論	2	

専門科目	地域空間システム論	2
	フィールドワーク実習	2
	現代日本社会史	2
	公共性論	2
	家族論	2
	自治体論	2
	国際開発論	2
	環境経済学	2
	生活空間計画論1	2
	生活空間計画論2	2
	生活環境心理学	2
	現代生活論	2
	生活環境緑化論1	2
	生活環境緑化論2	2
	環境植物生態学	2
	数理と論証	2
	社会調査法	2
	教育思想史	2
	メディア論	2
	公共性論演習A	2
	社会環境思想史演習A	2
	社会文化環境論演習A	2
	産業構造論演習A	2
	労働史演習A	2
	都市地域論演習A	2
	コミュニティ論演習A	2
	国際開発論演習A	2
	公共性論演習B	2
	社会環境思想史演習B	2
	社会文化環境論演習B	2
	産業構造論演習B	2
	労働史演習B	2
	都市地域論演習B	2
	コミュニティ論演習B	2
	国際開発論演習B	2
	卒業研究	10

へ 発達支援論コース

授業科目の区分等	授業科目	単位	備考
専門科目	発達支援論研究	2	
	発達支援論演習（ジェンダー研究・学習支援論）	2	
	発達支援論演習（労働・成人教育支援論）	2	
	発達支援論演習（子ども・家庭支援論）	2	
	発達支援論演習（ボランティア社会・学習支援論）	2	
	発達支援論演習（障害共生支援論）	2	
	発達支援研究法	2	

別表第2 履修要件（第6条関係）

## イ 人間形成学科

授業科目の区分等		授業科目		必要修得単位数				備考					
教養原論		選必	別表第1のイに掲げる授業科目のうち人間形成と思想の分野を除く各授業科目	各2単位		18							
外国語科目	外国語第I	必修	英語リーディングI	1		6							
			英語リーディングII	1									
			英語リーディングIII	1									
		選択	英語オーラルI	1									
			英語オーラルII	1									
			英語オーラルIII	1									
	外国語第II	選択	英語アドバンストA	1									
			英語アドバンストB	1									
			英語アドバンストC	1									
外国語第III		必修	(独語, 仏語, 中国語, ロシア語) IA, IB, II A, II B	各1単位		4		独語, 仏語, 中国語及びロシア語のうちから1科目を選択すること。 独語, 仮語及び中国語のII A及びII Bの単位は、選択科目のそれSA及びSBで代替えすることも可。					
			(独語, 仏語, 中国語, ロシア語) III A, III B, IV A, IV B (独語, 仮語, 中国語) SA, SB	各1単位									
		選択	(独語, 仮語, 韓国語, スペイン語, イタリア語) XI, XII	各1単位									
情報科目		必修	情報基礎	1		1		※発達支援論コースにあっては、他学科の学科共通科目を含む10単位とする。					
健康・スポーツ科学		選択	健康・スポーツ科学講義	2									
		必修	健康・スポーツ科学実習 I	1		1							
		選択	健康・スポーツ科学実習 II	1									
専門科目	学部共通科目	必修	発達科学への招待	2		2							
			ESD演習I(環境発達学)	2									
		選択	ESD演習II(環境発達学)	2									
			ESD実践論	2									
	学科共通科目	必修	別表第1のロに掲げる授業科目のうちから別に定める授業科目	12		12							
		選必		20		20※							
	履修コース専門科目				履修コース				自由選択科目は、教養原論、外国語科目、健康・スポーツ科学、専門科目、他学部専門科目及びその他必要と認める授業科目。				
					心理発達論コース	こども発達論コース	教育科学論コース	学校教育論コース					
					16 24	28 40	26 40	14 26	4 40				
	履修コース専門科目	必修	別表第1のロ及びヘに掲げる授業科目のうちから履修コースごとに別に定める授業科目	40	12	40	14	2	20				
		選必	すべての履修コース専門科目										
		必修	卒業研究	10									
		自由選択科目		10				40					
合 計				124									

「必修」は必修科目を、「選必」は選択必修科目を示す。

□ 人間行動学科

授業科目の区分等		授業科目		必要修得単位数				備考		
教養原論		選必	別表第1のイに掲げる授業科目	各2単位		18				
外国語科目	外国語第I	必修	英語リーディングI	1						
			英語リーディングII	1						
			英語リーディングIII	1			6			
		選択	英語オーラルI	1						
			英語オーラルII	1						
			英語オーラルIII	1						
	外国語第II	必修	英語アドバンストA	1						
			英語アドバンストB	1						
		選択	英語アドバンストC	1						
			(独語, 仏語, 中国語, ロシア語) IA, IB, II A, II B	各1単位		4		独語, 仏語, 中国語及びロシア語のうちから1科目を選択すること。 独語, 仏語及び中国語のII A及びII Bの単位は、選択科目のそれぞれSA及びSBで代替えすることも可。		
		(独語, 仏語, 中国語, ロシア語) III A, III B, IV A, IV B (独語, 仏語, 中国語) SA, SB		各1単位						
	外国語第III	選択	(独語, 仏語, 韓国語, スペイン語, イタリア語) XI, XII	各1単位						
情報科目		必修	情報基礎	1	1					
健康・スポーツ科学		選択	健康・スポーツ科学講義	2						
		必修	健康・スポーツ科学実習 I	1	1					
		選択	健康・スポーツ科学実習 II	1						
専門科目	学部共通科目	必修	発達科学への招待	2	2					
			ESD演習I(環境発達学)	2						
		選択	ESD演習II(環境発達学)	2						
			ESD実践論	2						
	学科共通科目	必修	別表第1のハに掲げる授業科目のうちから別に定める授業科目	6	6					
		選必		20	20※					
					履修コース					
					健康発達論コース	行動発達論コース	身体行動論コース	発達支援論コース		
	履修コース専門科目	必修	別表第1のハ及びヘに掲げる授業科目のうちから履修コースごとに別に定める授業科目	2	4	0	4	20		
				28	30	26	30	30		
		選必	すべての履修コース専門科目	0	0	0	2	14		
	必修		卒業研究	10						
自由選択科目				26		46				
合 計				124						

「必修」は必修科目を、「選必」は選択必修科目を示す。

## ハ 人間表現学科

授業科目の区分等		授業科目		必要修得単位数						備考				
教養原論		選必	別表第1のイに掲げる授業科目	各2単位			18							
外国語科目	外国語第I	必修	英語リーディングI	1			6							
			英語リーディングII	1										
			英語リーディングIII	1										
		選択	英語オーラルI	1										
			英語オーラルII	1										
			英語オーラルIII	1										
	外国語第II	必修	英語アドバンストA	1										
			英語アドバンストB	1										
		選択	英語アドバンストC	1										
	外国語第III	選択	(独語, 仏語, 中国語, ロシア語) IA, IB, II A, II B	各1単位			4			独語, 仏語, 中国語及びロシア語のうちから1科目を選択すること。 独語, 仮語及び中国語のII A及びII Bの単位は、選択科目のそれぞれSA及びSBで代替えすることも可。				
情報科目		必修	情報基礎	1			1							
健康・スポーツ科学		選択	健康・スポーツ科学講義	2										
		必修	健康・スポーツ科学実習 I	1			1							
		選択	健康・スポーツ科学実習 II	1										
専門科目	学部共通科目	必修	発達科学への招待	2			2							
			ESD演習I(環境発達学)	2										
		選択	ESD演習II(環境発達学)	2										
			ESD実践論	2										
				履修コース						※ 発達支援論コースにあっては、他学科の学科共通科目を含む10単位とする。 但し、必修の6単位については、「表現文化概論」「表現創造概論」「臨床・感性表現概論」とする。				
				表現文化論コース	20 36 16	表現創造論コース	10 36 26	臨床・感性表現論コース	16 36 20	6 4 10				
				履修コース専門科目	0 30	8 22	6 30	4 2	4 2	20				
				すべての履修コース専門科目	0	0	0	0	14					
	必修		卒業研究	10										
自由選択科目				16			52							
合 計				124										

「必修」は必修科目を、「選必」は選択必修科目を示す。

## 二 人間環境学科

授業科目の区分等		授業科目		必要修得単位数				備考			
教養原論		選必	別表第1のイに掲げる授業科目	各2単位		14					
外国語科目	外国語第I	必修	英語リーディングI	1		6					
			英語リーディングII	1							
			英語リーディングIII	1							
		選択	英語オーラルI	1							
			英語オーラルII	1							
			英語オーラルIII	1							
	外国語第II	選択	英語アドバンストA	1							
			英語アドバンストB	1							
			英語アドバンストC	1							
	必修		(独語, 仏語, 中国語, ロシア語) IA, IB, II A, II B	各1単位		4	独語, 仏語, 中国語及びロシア語のうちから1科目を選択すること。 独語, 仮語及び中国語のII A及びII Bの単位は、選択科目のそれぞれSA及びSBで代替えすることも可。				
	選択		(独語, 仏語, 中国語, ロシア語) III A, III B, IV A, IV B (独語, 仮語, 中国語) SA, SB	各1単位							
	外国語第III	選択	(独語, 仮語, 韓国語, スペイン語, イタリア語) XI, XII	各1単位							
情報科目		必修	情報基礎	1	1		※発達支援論コースにあっては、他学科の学科共通科目及び共通専門基礎科目を含む16単位とする。 但し、「自然環境概論」「数理情報環境論」「生活環境概論」「社会環境概論」から6単位を選択必修とする。				
健康・スポーツ科学		選択	健康・スポーツ科学講義	2							
		必修	健康・スポーツ科学実習 I	1	1						
		選択	健康・スポーツ科学実習 II	1							
専門科目	学部共通科目	必修	発達科学への招待	2	2	※発達支援論コースにあっては、他学科の学科共通科目及び共通専門基礎科目を含む16単位とする。 但し、「自然環境概論」「数理情報環境論」「生活環境概論」「社会環境概論」から6単位を選択必修とする。					
			ESD演習 I (環境発達学)	2							
		選択	ESD演習 II (環境発達学)	2							
			ESD実践論	2							
	学科共通科目	必修	別表第1のホに掲げる授業科目のうちから別に定める授業科目	2	2	自由選択科目は、教養原論、外国語科目、健康・スポーツ科学、専門科目、他学部専門科目及びその他必要と認める授業科目。					
		選必		10	10※						
	履修コース専門科目		履修コース								
			自然環境論コース	数理情報環境論コース	生活環境論コース	社会環境論コース	発達支援論コース				
			14	14	8	8	0	20			
	必修	6	10	4	0	4					
		38	58	40	52	52					
	選必	34		44	2	14					
		0	0	0	0	0					
		必修		卒業研究	10						
自由選択科目				16	22	48					
合 計				124							

「必修」は必修科目を、「選必」は選択必修科目を示す。

別表第3 取得できる教員の免許状の種類及び免許教科（第21条関係）

学 科 名	免 訸 状 の 種 類	免 訸 教 科
人 間 形 成 学 科	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状 特別支援学校教諭一種免許状	
人 間 行 動 学 科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	保健体育 保健体育
人 間 表 現 学 科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	音 楽 音 楽 美 術 美 術
人 間 環 境 学 科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	理 科 理 科 数 学 数 学 家 庭 家 庭 社 会 地理歴史 公 民

## 2 神戸大学発達科学部研究生規程

(平成16年4月1日制定)

### (趣旨)

第1条 この規程は、神戸大学発達科学部規則（平成16年4月1日制定）第20条の規定に基づき、神戸大学発達科学部（以下「本学部」という。）の研究生に関する事項を定めるものとする。

### (許可)

第2条 研究生として入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て、発達科学部長（以下「学部長」という。）がこれを許可する。

### (入学資格)

第3条 研究生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学（短期大学を含む。）を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- (3) 教授会において、前各号に掲げる者と同等以上の学力があると認めた者

### (出願手続)

第4条 研究生として入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を学部長に提出しなければならない。

- (1) 研究生願書（所定の用紙）
- (2) 履歴書（所定の用紙）
- (3) 健康診断書（所定の用紙）
- (4) 最終出身学校の卒業証明書及び成績証明書
- (5) 写真（出願前3月以内に撮影したもの）
- (6) 振替払込受付証明書（所定の用紙）
- (7) その他本学部において必要と認める書類

2 会社等（官公庁を含む。以下同じ。）に在職している者は、前項各号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 個人的研究のため研究生を志願するものである旨の本人の確約書
- (2) 会社等の事業目的の追求のために派遣するものでない旨の所属長の確約書
- (3) 在職のまま入学することについての所属長の承認書

3 外国人は、前2項各号に掲げる書類のほか、在留資格を記入した外国人登録原票記載事項証明書を提出しなければならない。

4 現職教育のため任命権者の命により派遣された教職員は、そのことを証明する書類（勤務校、職名、氏名、研究期間、目的等を記載したもの）を提出しなければならない。

### (選考方法)

第5条 入学志願者に対する選考は、書類（健康診断書を除く。）審査及び面接により行う。

2 前項の規定にかかわらず、教授会が認めたときは、面接を省略することができる。

(入学料及び授業料)

第 6 条 選考に合格した者は、所定の期日までに入学料及び授業料を納付しなければならない。

(現職教育に係る検定料、入学料及び授業料の取扱い)

第 7 条 現職教育のため任命権者の命により派遣された教職員については、検定料、入学料及び授業料は徴収しない。

(入学の時期)

第 8 条 研究生の入学の時期は、4月1日及び10月1日とする。ただし、特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

(研究期間)

第 9 条 研究生の研究期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由により引き続き研究を願い出た者については、教授会の議を経て、1年を限度として研究期間の延長を許可することがある。

(研究)

第 10 条 研究生は、指導教員の下で研究を行うものとする。

2 研究生は、指導教員の承認を得て、研究に関連のある授業を聴講することができる。ただし、聴講に際しては、当該授業科目の指導教員の許可を受けなければならぬ。

(研究証明書の交付)

第 11 条 研究事項について、証明を願い出た者には、研究証明書を交付する。

(退 学)

第 12 条 研究生が退学しようとするときは、指導教員を経て、学部長に願い出て許可を受けなければならない。

(除 籍)

第 13 条 研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、学部長がこれを除籍する。

- (1) 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められたとき。
- (2) 授業料納付の義務を怠ったとき。

(雑 則)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年2月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

### 3 神戸大学発達科学部聴講生規程

(平成16年4月1日制定)

#### (趣旨)

第1条 この規程は、神戸大学発達科学部規則（平成16年4月1日制定）第19条の規定に基づき、神戸大学発達科学部（以下「本学部」という。）の聴講生に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (許可)

第2条 聴講生として入学を志願する者があるときは、学生の修学に差し支えない範囲において、選考の上、教授会の議を経て、発達科学部長（以下「学部長」という。）がこれを許可する。

#### (入学資格)

第3条 聴講生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者
- (3) 教授会において、前各号に掲げる者と同等以上の学力があると認めた者

#### (出願手続)

第4条 聴講生として入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を学部長に提出しなければならない。

- (1) 聴講生願書（所定の用紙）
- (2) 履歴書（所定の用紙）
- (3) 健康診断書（所定の用紙）
- (4) 最終出身学校の卒業証明書及び成績証明書
- (5) 写真（出願前3月以内に撮影したもの）
- (6) 振替払込受付証明書（所定の用紙）
- (7) その他本学部において必要と認める書類

2 会社等（官公庁を含む。）に在職している者は、前項各号に掲げる書類のほか、在職のまま入学することについての所属長の承認書を提出しなければならない。

3 外国人は、前2項に掲げる書類のほか、在留資格を記入した外国人登録原票記載事項証明書を提出しなければならない。

4 現職教育のため任命権者の命により派遣された教職員は、そのことを証明する書類（勤務校、職名、氏名、聴講期間、目的等を記載したもの）を提出しなければならない。

#### (選考方法)

第5条 入学志願者に対する選考は、書類（健康診断書を除く。）審査及び面接により行う。

2 前項の規定にかかわらず、教授会が認めたときは、面接を省略することができる。

(入学校及び授業料)

第 6 条 選考に合格した者は、所定の期日までに入学校及び授業料を納付しなければならない。

(現職教育に係る検定料、入学校及び授業料の取扱い)

第 7 条 現職教育のため任命権者の命により派遣された教職員については、検定料、入学校及び授業料は徴収しない。

(聴講期間)

第 8 条 聴講生の聴講期間は、聴講を許可された授業科目の開講期間とし、1年以内とする。

2 特別の理由により、前項の聴講期間に引き続き履修を志願する者については、前項の規定にかかわらず、教授会の議を経て、聴講期間を延長することがある。ただし、その場合の聴講期間は、通算して2年を限度とするものとする。

(聴講科目)

第 9 条 聴講できる授業科目は、1学期5科目以内とする。

2 聴講を許可する授業科目は、学期ごとに別に定める。

(聴講証明書の交付)

第 10 条 聴講した授業科目について証明を願い出た者には、聴講証明書を交付する。

(退 学)

第 11 条 聴講生が退学しようとするときは、学部長に願い出て許可を受けなければならぬ。

(除 籍)

第 12 条 聴講生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、学部長がこれを除籍する。

(1) 聴講生として不都合な行為があったとき。

(2) 授業料納付の義務を怠ったとき。

(雑 則)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年2月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年8月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

## 4 神戸大学発達科学部科目等履修生規程

(平成16年4月1日制定)

### (趣旨)

第1条 この規程は、神戸大学発達科学部規則（平成16年4月1日制定）第18条の規定に基づき、神戸大学発達科学部（以下「本学部」という。）の科目等履修生に関する事項を定めるものとする。

### (許可)

第2条 科目等履修生として入学を志願する者があるときは、学生の修学に差し支えない範囲において、選考の上、教授会の議を経て、発達科学部長（以下「学部長」という。）がこれを許可する。

### (入学資格)

第3条 科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学（短期大学を含む。）を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- (3) 教授会において、前各号に掲げる者と同等以上の学力があると認めた者

### (出願手続)

第4条 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を学部長に提出しなければならない。

- (1) 科目等履修生願書（所定の用紙）
- (2) 履歴書（所定の用紙）
- (3) 健康診断書（所定の用紙）
- (4) 最終出身学校の卒業証明書及び成績証明書
- (5) 写真（出願前3月以内に撮影したもの）
- (6) 振替払込受付証明書（所定の用紙）
- (7) その他本学部において必要と認める書類

2 会社等（官公庁を含む。）に在職している者は、前項各号に掲げる書類のほか、在職のまま入学することについての所属長の承認書を提出しなければならない。

3 外国人は、前2項に掲げる書類のほか、在留資格を記入した外国人登録原票記載事項証明書を提出しなければならない。

4 現職教育のため任命権者の命により派遣された教職員は、そのことを証明する書類（勤務校、職名、氏名、履修期間、目的等を記載したもの）を提出しなければならない。

### (選考方法)

第5条 入学志願者に対する選考は、書類（健康診断書を除く。）審査及び面接により行う。

2 前項の規定にかかわらず、教授会が認めたときは、面接を省略することができる。

### (入学料及び授業料)

第6条 選考に合格した者は、所定の期日までに入学料及び授業料を納付しなければな

らない。

(現職教育に係る検定料及び入学料の取扱い)

第 7 条 現職教育のため任命権者の命により派遣された教職員については、検定料及び入学料は徴収しない。

(履修期間)

第 8 条 科目等履修生の履修期間は、履修を許可された授業科目の開講期間とし、1年以内とする。

2 特別の理由により、前項の履修期間に引き続き履修を志願する者については、前項の規定にかかわらず、教授会の議を経て、履修期間を延長することがある。ただし、その場合の履修期間は、通算して2年を限度とするものとする。

(履修科目)

第 9 条 履修できる授業科目は、1学期5科目以内とする。

2 履修を許可する授業科目は、学期ごとに別に定める。

(試験)

第 10 条 科目等履修生は、履修した授業科目について試験を受けることができる。

(単位修得証明書の交付)

第 11 条 科目等履修生に対しては、前条の試験に合格した授業科目について、単位修得証明書を交付する。

(退学)

第 12 条 科目等履修生が退学しようとするときは、学部長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第 13 条 科目等履修生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、学部長がこれを除籍する。

(1) 科目等履修生として不都合な行為があったとき。

(2) 授業料納付の義務を怠ったとき。

(雑則)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年2月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年8月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

## 5 神戸大学発達科学部外国人特別学生の入学に関する規程

(平成16年4月1日制定)

### (趣旨)

第1条 この規程は、神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定）第83条に規定する外国人特別学生として、神戸大学発達科学部（以下「本学部」という。）に入学を志願する者の選考に関する必要な事項を定めるものとする。

### (入学資格)

第2条 外国人特別学生として入学することのできる者は、外国人で次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者
- (2) 本学部において、前号と同等以上の学力があると認めた者

### (出願手続)

第3条 外国人特別学生として入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を発達科学部長に提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 履歴書及び写真
- (3) 在学若しくは出身校長が作成した調査書又は学業成績証明書及び卒業証明書
- (4) 修学に差し支えない程度に日本語を習得していることの証明書
- (5) 日本に居住している者は、外国人登録原票記載事項証明書
- (6) 振替払込受付証明書（所定の用紙）

### (選考方法)

第4条 入学志願者に対する選考は、次の各号に定める事項を総合勘案して行う。

- (1) 学力試験及び面接
- (2) 日本語習得の程度
- (3) 在学若しくは出身校長が作成した調査書又は学業成績証明書

2 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）第3条により選定された者については、学力試験及び面接を免除することができる。

### (入学時期)

第5条 入学の時期は、学期の初めとする。

### (雑則)

第6条 この規程の定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項については、教授会が定める。

### 附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成17年3月9日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

## 6 神戸大学発達科学部特別聴講学生に関する内規

(平成16年4月1日制定)

### (趣旨)

第1条 この内規は、神戸大学発達科学部規則（平成16年4月1日制定）第17条の規定に基づき、本学部の特別聴講学生に関する事項を定める。

### (許可)

第2条 本学部との協定に基づき、他大学の学生が本学部の授業科目を履修しようとするときは、特別聴講学生として許可する。

### (手続き)

第3条 特別聴講学生を志望する者は、所属大学の学部長を経て、次の書類を提出しなければならない。

- ・特別聴講学生願書（本学部所定用紙）
- ・在学中大学の学業成績証明書
- ・健康診断書

### (授業料等)

第4条 特別聴講学生は、履修する授業科目に相当する授業料を指定された期間に納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、授業料を徴収しないことを協定した学校から受け入れた者については、授業料を徴収しない。

3 特別聴講学生に関わる検定料及び入学料は徴収しない。

### (期間)

第5条 特別聴講学生の在学期間は、履修しようとする授業科目の開講期間とする。

### (許可取り消し)

第6条 特別聴講学生が次の各号の一に該当する場合は、許可を取り消すことがある。

- (1) 成業の見込みがないと認められるとき
- (2) 本学の諸規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があると認められるとき

### 附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

## 7 入学前の既修得単位の認定に関する内規

(平成16年4月1日制定)

最近改正 平成18年4月1日

この内規は、神戸大学発達科学部規則（平成16年4月1日制定。以下「規則」という。）第10条の規定に基づき、既修得単位の認定に関し必要な事項を定める。

1 既修得単位の認定の申請資格は、次のとおりとする。

- (1) 大学又は短期大学を卒業した者
- (2) 学士の学位を得るのに必要な所定の単位のうち32単位を修得し、大学を退学した者
- (3) 本学の科目等履修生として単位を修得した者

2 授業科目の区分ごとの認定単位数の最高限度は、次のとおりとする。

○人間形成学科、人間行動学科、人間表現学科

- (1) 教養原論 18単位
- (2) 外国語科目 英語 6 単位  
その他の外国語 4 単位
- (3) 情報科目 1 単位
- (4) 健康・スポーツ科学 1 单位
- (5) 専門科目 本学で修得した単位を除き27単位

○人間環境学科

- (1) 教養原論 14単位
- (2) 外国語科目 英語 6 単位  
その他の外国語 4 単位
- (3) 情報科目 1 単位
- (4) 健康・スポーツ科学 1 单位
- (5) 専門科目（共通専門基礎科目含む） 本学で修得した単位を除き31単位

3 既修得単位の認定を受けようとする者は、入学した年度の指定の期日までに、次の書類を学部長に提出しなければならない。

- (1) 申請書（本学部所定の様式）
- (2) 卒業証明書及び在籍期間証明書
- (3) 成績証明書及び講義内容を明示できるもの（講義要綱等）

4 認定試験は、申請をした授業科目ごとに試験（筆記又は口頭）を行う。

5 認定された授業科目の単位数については、規則第10条第3項に基づき必要修得単位数に算入することができる。なお、成績の表示は、「認定」とする。

### 附 則

1 この内規は、平成16年4月1日から施行する。

2 この内規施行の際現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成16年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

#### 附 則

1 この内規は、平成17年4月1日から施行する。

2 この内規施行の際現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成17年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

#### 附 則

1 この内規は、平成18年4月1日から施行する。

2 この内規施行の際現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成18年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

## 8 神戸大学発達科学部規則第7条ただし書に関する申合せ

最近改正 平成18年4月1日

1 年次配当の共通専門基礎科目の履修を必要とする者については、1年間に6単位を超えない範囲で履修科目の登録の上限を超えて登録を認める。

#### 附 則

1 この申合せは、平成18年4月1日から施行する。

2 この申合せ施行の際現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成18年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

## 9 神戸大学発達科学部転学科に関する申合せ

### (趣旨)

- 1 この申合せは、神戸大学発達科学部規則（平成16年4月1日制定）第16条に定める学生の転学科に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (転学科の時期)

- 2 転学科の時期は、第2年次以降の学期の初めとする。

### (転学科の許可)

- 3 転学科は、転学科を志望する者（以下「転学科希望者」という。）が次の各号のすべてに該当し、志望学科の特別選考を経て、教授会が認めた場合に許可することができる。ただし、AO入試、社会人入試及び編入学試験などの特別選抜による入学者については、転学科を認めない。

(1) 転学科希望者の大学入試センター試験（5教科7科目又は6教科7科目）の成績が、転学科希望者の入学時における志望学科の入学試験合格者の大学入試センター試験の最低点以上であること。

(2) 志望学科の定員又は志望履修コースの受入可能人数に余裕があること。

### (特別選考)

- 4 志望学科は、特別選考として、転学科志望に特別の理由があると認められるかについて面接等による慎重な審議を行うこととする。

### (転学科の手続き)

- 5 志望学科の学科長は、特別選考において転学科を認めた場合は教務委員会に転学科の手続きを依頼するものとする。

- 6 教務委員会は、前項の依頼があった場合はその内容を審議した上で教授会に諮るものとする。

### (申請の時期)

- 7 転学科希望者は、転学科しようとする学期の2月前までに、所属学科長の承認を得て、所定の書類を教務学生係まで提出しなければならない。

### 附 則

この申合せは、平成17年11月16日から施行する。

## 10 教育実習の申し込み及び履修における単位修得、及び「プレ実習」について

(平成17年11月16日発達科学部教授会決定)

- 1 教育実習を申し込み場合は、以下の単位数を満たさなくてはならない。  
2年生で申し込み場合は1年生での総単位数31単位以上、3年生以上で申し込み場合は前年度末までに総単位数62単位以上修得していること。
- 2 教育実習を履修する場合は、以下の単位数を満たさなくてはならない。  
3年生で行う場合は総単位数62単位以上、4年生以上で行う場合は総単位数93単位以上修得していること。
- 3 3年次編入学生については、申し込み時点（3年生4月）での単位数を問わない。
- 4 教育実習を行う者は、教育実習を申し込み年度において実施される「プレ実習」（年2回程度実施）に出席しなければならない。ただし、複数回数の教育実習を履修する者は、その最初の教育実習を申し込み年度における「プレ実習」出席のみでよい。

## 11 「卒業研究」資格判定制度について

4年次以降において卒業研究を開始するためには、3年次終了時点において、以下の単位を修得していなければならない。判定基準に満たない場合には「卒業研究届」（「卒業研究について」P. 151参照）を提出することができない。

人間形成学科、人間表現学科	人間行動学科	人間環境学科
・外国語科目 8 単位以上	・外国語科目 8 単位以上	・外国語科目 8 単位以上
・情報科目 1 単位	・情報科目 1 単位	・情報科目 1 単位
・健康・スポーツ科学 1 単位	・健康・スポーツ科学 1 単位	・健康・スポーツ科学 1 単位
・教養原論 14単位以上	・教養原論 14単位以上	・教養原論 10単位以上
・専門科目 60単位以上	・専門科目 50単位以上 ・自由選択科目 10単位以上	・専門科目 64単位以上
84単位以上	84単位以上	84単位以上
(ただし、専門科目には、「発達科学への招待」（2単位）を含んでいなければならぬ。)		

※発達支援論コースを履修する学生については、入学した学科の基準による。

## 12 交通機関の運休、気象警報発令の場合における授業、学期末試験の休講措置について

### 1. 交通機関の運休の場合

次の（1）から（3）のいずれかに該当する場合、当日のその後に開始する授業（学期末試験を含む。）を休講する。

- (1) JR西日本（神戸線）が事故等のため運休した場合
- (2) 阪急電鉄（神戸線）及び阪神電鉄が事故等のため同時に運休した場合
- (3) 神戸市バス16系統及び36系統が事故等のため同時に運休した場合

ただし、次の場合は授業を実施する。

- ① 午前6時までに、交通機関が運行した場合は、1時限目の授業から実施する。
- ② 午前10時までに、交通機関が運行した場合は、3時限目（午後）の授業から実施する。

### 2. 気象警報発令の場合

神戸市に気象警報（暴風、大雪、暴風雪）が発令された場合、当日のその後に開始する授業（学期末試験を含む。）を休講する。

なお、気象警報が広域に発令された場合は、発令地域に神戸市が含まれている場合にこの取扱いを適用する。

ただし、次の場合は授業を実施する。

- ① 午前6時までに、気象警報が解除された場合は、1時限日の授業から実施する。
- ② 午前10時までに、気象警報が解除された場合は、3時限目（午後）の授業から実施する。

注1 解除又は運行の確認は、テレビ・ラジオ等の報道による。

注2 演習等少人数の授業については、担当教員と受講者が相談して、授業を行うことがある。

注3 この取扱いは平成22年9月1日から適用する。

## 13 学期末試験における不正行為に関する取扱い

平成16年4月1日制定

平成17年2月9日 一部改正

学期末試験において不正行為が発生した場合、次のとおり取り扱うこととする。

- 1 不正行為と疑われる事態が発生した場合は、その場でその事実を確認のうえ、当該時限におけるそれ以降の受験は中止させる。
- 2 不正行為が確認された場合は、直ちに本人自署による事実確認書を提出させる。
- 3 後日、事実確認書に基づき、監督責任者、担当委員会委員長のもとで事情聴取を行い、顛末書及び反省書を提出させる。
- 4 不正行為に関する事実経過を教授会に報告し、承認を得て次の処置をとる。
  - (1) 不正行為が行われた学期の授業科目（通年科目を含む。）の成績はすべて無効とする。
  - (2) 不正行為が行われた年度の教育実習、博物館実習、インターンシップの単位取得は認めない。
  - (3) 不正行為が行われた時点以降当該年度の教育実習、博物館実習、インターンシップ、介護等体験は受けさせない。
  - (4) 不正行為が行われた学期の卒業研究の単位取得は認めない。
  - (5) 事実経過を学部内に公表する。ただし、氏名は公表しない。
  - (6) 父母等に対し、(1)から(5)の処置を文書で通告する。
- 5 この取扱いは平成17年4月1日から実施する。

## 14 外国人留学生のための日本語科目修得についての内規

(平成16年4月1日制定)

外国人留学生が、神戸大学日本語等授業科目履修規則（平成16年4月1日制定）別表に掲げられた以下の授業科目の単位を修得したときは、これらの単位を、6単位を限度として、神戸大学発達科学部規則（平成16年4月1日制定）第6条第2項及び別表第2に定める外国語科目の単位数に算入することができる。

日本語I（1単位）、日本語II（1単位）、日本語III（1単位）、日本語IV（1単位）、日本語V（1単位）、日本語VI（1単位）、日本語VII（1単位）、日本語VIII（1単位）、日本事情I（1単位）、日本事情II（1単位）

### 附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

# 15 神戸大学発達科学部セクシュアル・ハラスメント防止のための指針

(平成16年4月1日制定)

## 1. 目的

この指針は、神戸大学発達科学部、人間発達環境学研究科、及び総合人間科学研究所（発達科学系）（以下「本学部」という。）に属するすべての構成員（学生、非常勤職員を含むすべての教職員）が個人として尊重され、就学、就労、教育及び研究のための良好な環境を維持するため、セクシュアル・ハラスメントの防止とその対応策について必要な事項を定めることを目的とする。

## 2. 基本方針

セクシュアル・ハラスメントは不当な性差別であり、個人の尊厳を損なう行為である。セクシュアル・ハラスメントを受けない権利は、日本国憲法第13条の個人の尊重及び同法第14条の性別による差別禁止に根拠をもつ基本的人権である。また、セクシュアル・ハラスメントは、知的コミュニティである本学部の品位を著しく損なうものである。したがって、本学部は、日本国憲法、教育基本法、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律などの国内法のみならず、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の精神にのっとり、本学部構成員のすべてが個人として尊重され、セクシュアル・ハラスメントのない環境において、就学、就労しうるべく、セクシュアル・ハラスメントを防止する諸施策を講じる責務を負う。以上を実施するにあたっては、関係する学外者をも対象とする。

## 3. セクシュアル・ハラスメントの定義

「セクシュアル・ハラスメント」とは、言葉、視覚及び行動等により、就学、就労、教育又は研究上の関係を利用して、相手の意に反する性的な言動を行うこと及びそれに伴い、相手が学業及び職務を行う上で利益又は不利益を与え、就学、就労、教育又は研究のための環境を悪化させることをいい、次に挙げるとおりとする。

- (1) 性的 requirementへの服従又は拒否を理由に就学、就労、教育又は研究上の利益若しくは不利益に影響を与えること。
- (2) 明示の有無にかかわらず、就学、就労、教育又は研究上の利益若しくは不利益を条件として、性的誘いかけを行うこと又は性的に好意的な態度を要求すること。
- (3) 性的言動及び文書・図画などの掲示等により、不快の念を抱かせるような環境をつくりだすこと。

なお、以上3項目についての具体例は例示のとおり。

セクシュアル・ハラスメントの存在の有無の判断は、行為者の意図にかかわらず、その行為が相手の意に反したものであるかどうかによる。

## 4. セクシュアル・ハラスメントについての心がまえ

- (1) 教員と学生の関係については、教員は、評価・評定等学生の在学に関わる重要な事項についての権限を有しており、そのことが、セクシュアル・ハラスメントの基盤となりうることを認識する必要がある。
- (2) セクシュアル・ハラスメントをしないようにするためには、お互いの人格を尊重しあい、お互いが大切なパートナーであるという意識をもつことが大切である。
- (3) セクシュアル・ハラスメントの被害にあったと感じたら、勇気をもって相手に抗議するとともに、不快なことを一人で抱え込むのではなく、相談をすることが大切である。
- (4) セクシュアル・ハラスメントの被害にあったと感じたら、その日時、内容等について記録（メモ）を取り、目撃者がいたらその人に確認してもらっておくことが重要である。
- (5) 性に関する言動に対する受け止め方には、個人差や男女間で差があり、セクシュアル・ハラスメントに当たるか否かについては、相手の判断が重要である。
- (6) セクシュアル・ハラスメントであるか否かについて、相手からいつも意思表示があるとは限らないことを十分認識する必要がある。
- (7) 本学部構成員間のセクシュアル・ハラスメントに注意するだけでは不十分であり、関係する学内外者との関係にも注意する必要がある。

## 5. セクシュアル・ハラスメント防止のための対策

- (1) セクシュアル・ハラスメントが発生するような環境・慣習を改善する。
- (2) セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発活動を行う。
- (3) 本学部のすべての構成員を対象としたセクシュアル・ハラスメント又はその防止に関係する研修又は学習活動を行う。
- (4) セクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口を設け、複数の相談員を置く。
- (5) セクシュアル・ハラスメントに関する問題を審査する機関を置く。
- (6) セクシュアル・ハラスメントに関する問題解決のために学外の協力を求めることが認められる。

## 6. その他

この指針の内容は、適宜、見直すものとする。

### 例示

- 1 「(1)性的要求への服従又は拒否を理由に就学、就労、教育又は研究上の利益若しくは不利益に影響を与えること。」とは、例えば次の行為等をいう。
  - ① 性的 requirementへの服従又は拒否を、教育又は研究上の指導及び評価並びに学業成績等に反映させること。
  - ② 性的 requirementへの服従又は拒否を、人事、労働条件の決定、業務指揮に反映させること。

2 「(2)明示の有無にかかわらず、就学、就労、教育又は研究上の利益若しくは不利益を条件として、性的誘いかけを行うこと、又は性的に好意的な態度を要求すること。」とは、例えば次の行為等をいう。

- ① 人事権、業務指揮権執行、教育若しくは研究上の指導及び評価又は利益、不利益の与奪等を条件とした性的働きかけをすること。
- ② 相手への性的な関心の表現を業務遂行に混交させること。
- ③ 執拗若しくは強制的に性的行為に誘ったり、交際の働きかけをすること。
- ④ 強引な接触及び性的な行為を行うこと。
- ⑤ 性的魅力をアピールするような服装や振る舞いを要求すること。

3 「(3)性的言動及び文書・図画などの掲示等により、不快の念を抱かせるような環境をつくりだすこと。」とは、例えば次の行為等をいう。

- ① 性的言動については、4に具体例を示す。
- ② 性に関わる蔑視的な発言をしたり、話題等にすること。
  - イ. 何れかの性であるという理由のみによって、性格、能力、行動等において、劣っているとかあるいは望ましくないものと決めつけること。
  - ロ. 個人の主張や意見を、性としての魅力に結びつけること。

4 定義中でいう「性的言動」とは、性的な関心や欲求に基づく言動をいい、性別により役割を分担すべきとする意識に基づく言動も含まれる。具体例を以下に示す。

#### (1) 性的な内容の発言関係

- ① 性的な関心、欲求に基づくもの
  - イ. スリーサイズを聞いたり、「デブ」「チビ」など身体的特徴を話題にすること。
  - ロ. 聞くに耐えない卑猥な冗談を交わすこと。
  - ハ. 体調が悪そうな女性に「今日は生理日か」、「もう更年期か」などと言う。
  - ニ. 性的な経験や性生活について質問すること。
  - ホ. 性的な噂を立てたり、性的なからかいの対象とすること。
- ② 性別により差別しようとする意識等に基づくもの
  - イ. 「男のくせに根性がない」、「女には仕事は任せられない」などと発言すること。
  - ロ. 成人の男女に対して「男の子、女の子」、「僕、坊や、お嬢さん」と表現したり、相手を卑下する意識のもとに「おじさん、おばさん」などと人格を認めないような呼び方をすること。
  - ハ. 「男の子らしく」「女の子らしく」「男の子のくせに」「女の子のくせに」等と言った言い方をすること。

#### (2) 性的な行動関係

- ① 性的な関心、欲求に基づくもの
  - イ. ヌードポスター等を職場に貼ること。
  - ロ. 雑誌等の卑猥な写真・記事等をわざと見せたり、読んだりすること。

- ハ. 身体を執拗に眺め回すこと。
  - ニ. 食事やデートにしつこく誘うなど、付きまとうこと。
  - ホ. 個人の性的魅力、性的能力を点数で評価すること。
  - ヘ. 性的な内容の電話をかけたり、性的な内容の手紙・Eメールを送ること。
  - ト. 身体に不必要に接触すること。
  - チ. 特定の個人の衣服や髪、身体に触れたり、首や肩をもんだり又はこれらのこと  
を強要すること。
  - リ. 性的な関係を強要すること。
  - ヌ. 相手が不快感を表明しているにもかかわらず、その場からの離脱を妨害するこ  
と。
  - ル. 不必要に特定の生徒などの写真を机上などに置くこと。
  - ヲ. 記録用のビデオテープ、写真などに特定の学生等ばかり撮ること。
- ② 性別役割分担意識に基づくもの
- イ. 女性であるというだけで職場でお茶くみ、掃除、私用等を強要すること。
  - ロ. 宴会等で隣りに座ることやお酌をすること、カラオケでのデュエット等を強要  
すること。

# 16 神戸大学発達科学部、文学部、経済学部、農学部、 国際文化学部及び工学部ESDコース実施要領

## (趣 旨)

第1 神戸大学発達科学部、文学部、経済学部、農学部、国際文化学部及び工学部（以下「6学部」という。）に各学部規則等の規定によりESD（Education for Sustainable Development：持続可能な開発のための教育）コース（以下「コース」という。）を置き、その実施に関し必要な事項を定める。

## (設置目的)

第2 コースは、各学部がアクション・リサーチ等を共通の手法としながら各学部間及び学内外の組織と連携して、持続可能な社会づくりに資する人材を養成することを目的とする。

## (授業科目名及び単位数)

第3 コースにおける授業科目名、単位数、開講時期及び開講学部等については、別表第1のとおりとする。

## (履修申請)

第4 履修の対象となる学生は、6学部に所属する学生とし、「ESDコース履修申請書」を所属学部の教務担当係に所定の期日までに提出するとともに、履修登録を行うものとする。

## (修了要件)

第5 コースを修了しようとする学生は、別表第2に定めるところに従い、14単位以上を修得しなければならない。

## (修了認定証の授与)

第6 コース修了の認定は、当該コースを履修した学生が所属する学部の教授会において行い、修了を認定した者については、修了認定証を授与する。

- 2 修了認定証の様式は、別紙のとおりとする。
- 3 修了認定証は、原則として学位記授与式の日に交付する。

## (雑 則)

第7 この要領に定めるもののほか、コースの実施に関し必要な事項は、6学部が協議して定める。

## 附 則

この要領は、平成20年4月1日から実施する。

## 附 則

この要領は、平成23年4月1日から実施する。

## 附 則

この要領は、平成24年4月1日から実施する。

別表第1 授業科目名、単位数、開講時期及び開講学部等

授業科目区分	授業科目名	単位数	開講時期	開講学部等
基礎科目	ESD基礎（持続可能な社会づくり）	2	1年次前期	全学共通教育部
	実践農学入門	2	1年次通年	農学部
	総合科目I（ESD論）	2	1年次後期	全学共通教育部
関連科目	ヴィジュアル・コミュニケーション論	2	1年次前期	発達科学部
	生涯スポーツ論	2	1年次後期	発達科学部
	子どもの発達	2	2年次前期	発達科学部
	自然教育論	2	2年次前期	発達科学部
	健康行動科学	2	2年次前期	発達科学部
	都市・建築文化論	2	2年次前期	発達科学部
	生活空間計画論1	2	2年次前期	発達科学部
	生活環境緑化論1	2	2年次後期	発達科学部
	国際開発論	2	3年次前期	発達科学部
	環境植物生態学	2	3年次前期	発達科学部
	エコロジー論	2	3年次前期	発達科学部
	メディア論	2	3年次後期	発達科学部
	生涯発達心理学	2	3年次前期	発達科学部
	環境人文学講義I	2	2年次前期	文学部
	環境人文学講義II	2	2年次後期	文学部
	環境NPOビジネスモデル設計概論	2	2年次後期	経済学部
	社会コミュニケーション入門	2	2年次後期	経済学部
	農と植物防疫入門	2	1年次前期	農学部
	熱帯有用植物学	2	1年次後期	農学部
	食料生産管理学	2	2年次前期	農学部
	植物栄養学	2	2年次後期	農学部
	ガヴァナンス論	2	2年次前期	国際文化学部
	バイオエシックス	2	2年次後期	国際文化学部
	阪神・淡路大震災	2	1年次後期	全学共通教育部
	総合科目I（ボランティアと社会貢献活動）	2	1年次前期	全学共通教育部
総合実践科目	ESD実践論	2	3年次後期	発達科学部
フィールド演習科目	ESD演習I（環境発達学）	2	3年次前期	発達科学部
	ESD演習I（環境人文学）	2	3年次前期	文学部
	ESD演習I（環境経済学I）	2	2年次後期	経済学部
	ESD演習I（兵庫県農業環境論）	2	2年次後期	農学部
	ESD演習II（環境発達学）	2	3年次後期	発達科学部
	ESD演習II（環境人文学）	2	3年次後期	文学部
	ESD演習II（環境経済学II）	2	3年次前期	経済学部
	ESD演習II（実践農学）	2	3年次通年	農学部

別表第2 修了要件

授業科目区分	授業科目名	単位数	必要単位数	備考
基礎科目	ESD基礎（持続可能な社会づくり）	2	2	
	実践農学入門	2		
	総合科目I（ESD論）	2	2	
関連科目	ヴィジュアル・コミュニケーション論	2	6	自学部開講科目及び他学部開講科目2単位以上を修得
	生涯スポーツ論	2		
	子どもの発達	2		
	自然教育論	2		
	健康行動科学	2		
	都市・建築文化論	2		
	生活空間計画論1	2		
	生活環境緑化論1	2		
	国際開発論	2		
	環境植物生態学	2		
	エコロジー論	2		
	メディア論	2		
	生涯発達心理学	2		
	環境人文学講義I	2		
	環境人文学講義II	2		
	環境NPOビジネスモデル設計概論	2		
	社会コミュニケーション入門	2		
	農と植物防疫入門	2		
総合実践科目	熱帶有用植物学	2	4	フィールド演習科目4単位修得者が対象
	食料生産管理学	2		
	植物栄養学	2		
	ガヴァナンス論	2		
	バイオエシックス	2		
	阪神・淡路大震災	2		
	総合科目I（ボランティアと社会貢献活動）	2		
	ESD実践論	2		
フィールド演習科目	ESD演習I（環境発達学）	2	4	
	ESD演習I（環境人文学）	2		
	ESD演習I（環境経済学I）	2		
	ESD演習I（兵庫県農業環境論）	2		
	ESD演習II（環境発達学）	2		
	ESD演習II（環境人文学）	2		
	ESD演習II（環境経済学II）	2		
	ESD演習II（実践農学）	2		
			14	

## ESDコース修了認定証

氏 名  
生年月日

上記の者は持続可能な社会づくりに資する人材を養成する  
ESD (Education for Sustainable Development: 持続可能な  
開発のための教育) コースの所定の単位を修得したので  
同コース修了者と認定する

平成〇〇年〇〇月〇〇日

国立大学法人 神戸大学  
発達科学部長

国立大学法人 神戸大学  
文 学 部 長

国立大学法人 神戸大学  
経済学部長

国立大学法人 神戸大学  
農 学 部 長

国立大学法人 神戸大学  
国際文化学部長

国立大学法人 神戸大学  
工 学 部 長



## IV 学部 (履修等)



# 1 履修方法及び履修に関する心得

## はじめに

学生は、「神戸大学教学規則」、「神戸大学全学共通授業科目履修規則」、「神戸大学発達科学部（以下「本学部」という。）規則」及び次に述べる各項を熟読し、定められた単位を修得し、卒業資格を得なければなりません。

### (1) 履修のあり方について

#### ① 単位制度の考え方について

神戸大学では、各授業科目の単位数は、授業時間外の勉強時間も含めて、45時間の学修を必要とする内容をもって1単位の授業を構成することとなっています（神戸大学教学規則第32条）。その原則に基づいて、本学部では、授業形態に応じて授業時間あたりの単位数を定めています。例えば、講義および演習については、15時間の授業をもって、実験や実習等については、30時間の授業をもって1単位とすると定めています（本学部規則第5条）。

のことから、例えば、2単位の講義科目では、30時間分の授業を設定することが標準となっていますが、その授業科目の単位が認定されるには、合計90時間分に相当する学修が必要ということになります。学生諸君の中には、授業に全部出席すれば、それだけで単位が自動的に修得できるものと誤解している人もいるかもしれません、そういう認識は改めてください。授業時間に加え、自分自身での勉強の時間なども含めて、90時間分の学修の成果を測る試験に合格して、初めて2単位が修得できるものと理解してください。本学部では、その判定を厳正に行うように努めています。

#### ②年間に履修できる単位数の上限について

本学部では、1年間に履修できる単位数の上限を設けています（本学部規則第7条）。これは、上で述べた単位制度の考え方に基づくと、1週間に一人の人が勉強に使える時間に上限があるので、その上限を超えて勉強するような計画を立てても、その実現は物理的に不可能なことがわかっているからです。しかし、中には、非常な努力をして、膨大な勉強時間を使ってでも多くを学ぼうとする人もいるかもしれません。その可能性を全くふさいでしまわないので、本学部で設けた履修単位の上限の設定は比較的ゆるやかなものにしています。しかし、それだからといって、むやみに可能な上限ぎりぎりまでの単位数の履修登録をすることは、意味がないばかりか、無謀だといえます。一人一人、自学自習の時間も考慮に入れた学習計画に基づいて、授業科目の履修申請を行うようにしてください。

## (2) 発達科学部履修要件

発達科学部規則別表第2履修要件（第6条関係）参照

## (3) 履修及び受験手続きについて

学生は、毎学期初めに配布する授業時間表により、履修しようとする授業科目を定め、授業開始後、定められた期間内に、指定する方法により登録しなければならない。登録後の履修科目の追加変更等の変更は一切認めない。

「履修・受験登録」に関する注意事項について

- 授業時間表に学年・クラスを指定されている授業科目は、その指定にしたがって履修しなければならない。なお、同一时限内にある二つの授業科目を履修申請することはできない。
- いったん修得した単位は、取り消すことはできない。

## (4) 他学部の授業料日の履修について

他学部の授業科目を履修する場合も、前記の方法により登録すること。

## (5) 集中講義について

集中講義についても、他の科目と同様に登録すること。詳細については、その都度指示する。

なお、他学部の集中講義を履修する場合は、各自開講学部等で開講期間を確認し、学期初めに他の科目と同様に登録すること。

## (6) 試験及び単位修得の認定について

試験は各授業科目につきその授業の終了した学期末に行われるが、科目によっては随時行われることもある。不合格の場合は、改めて履修しなければ試験を受けることはできない。

履修・受験届を提出していない授業科目については、試験を受けることはできない。

なお、レポートをもって試験に代える時は、その提出期限を厳守すること。

## (7) 学期末試験受験上の注意事項

学期末試験を受験するときは次の事項に注意すること。

- ①試験開始20分以後は、試験室への入室を認めない。
- ②試験開始後は20分以上経過しないと退室を認めない。
- ③試験室退出後の再入室は認めない。
- ④答案には、成否にかかわらず必ず学部・学籍番号・氏名を記入すること。学部・学籍番号・氏名の記入のない答案は無効とする。
- ⑤答案は成否にかかわらず提出すること。
- ⑥答案は教室の前の教卓へ提出すること。

- ⑦試験中他人に迷惑になる行為、並びに不正行為をしてはならない。不正行為があつた場合は、学部の取扱いにしたがう。
- ⑧試験中に筆記用具、その他の貸借をしてはならない。
- ⑨学生証は必ず携帯すること。

(8) 成績評価について

- ① 各担当教員は、
  - 期末試験の成績
  - 小テスト評価
  - 中間テスト評価
  - 平常点（宿題・レポート・質疑応答内容・提案・発言等）
  - 授業への出席状況
 等を用いて総合的に評価する。
- ② 評価基準は下表のとおりとする。

評語	評点	合否
秀	90~100	合格
優	80~89	
良	70~79	
可	60~69	
不可	0~59	不合格

(9) 「GPA」について

神戸大学では、「学位授与に関する方針」に掲げる国際的に卓越した教育を保証し、「単位の実質化」を進めるため、平成24年度入学生(\*)から「G P A (Grade Point Average)」を通知することになりました。 (\* 学部編入学生や一部の大学院学生は含みません。)  
(詳しい内容についてはP 152～P 153を参照してください。)

(10) 卒業研究について

卒業研究は、学部規則第13条に基づいて卒業論文を作成・提出し、卒業論文等試験に合格しなければならない。

卒業研究を行う際には4年次以降の各学期の定められた期日までに卒業研究届を提出しなければならない。その際、前出の「『卒業研究』資格判定制度」に示された基準に満たない場合には、卒業研究届を提出することができない。

作成した卒業論文は最終学期において定められた期日（3月卒業の場合には1月31日、9月卒業の場合は7月31日）までに提出しなければならない。

## I. G P Aについて

「G P A」とは、下記「成績評価基準」(秀、優、良、可、不可)に基づいて評価した成績の単位数に、それぞれのG P (Grade Point) を掛けて合計したものを、履修登録を行った単位数の合計で割って計算した、1単位あたりのG P 平均値 (Average) です。

「成績評価基準」

評語名 (和文)	評語名 (英文)	最小点	最大点	G P
秀	S	90	100	4
優	A	80	89	3
良	B	70	79	2
可	C	60	69	1
不可	F	0	59	0

※「可」以上が「合格」となり、単位が取得できる。

## II. G P A計算式について

$$G P A = \frac{[履修登録した科目の単位数 \times 当該科目のG P] の合計}{履修登録した科目の単位数合計 (不可を含む)}$$

1. 履修登録した科目のうち、G P A計算式に入らない科目があります。

- ①成績を「合格」で評価する科目
- ②他大学等で単位修得し、神戸大学が「認定」とした科目
- ③履修取り消しをした科目（以下「III. 履修取消制度について」参照）
- ④資格免許のための科目（教職科目、学芸員関連科目）(\*)  
(\*一部の学部・研究科では計算式に入る科目があります。所属学部、研究科毎にお知らせします。)
- ⑤所属学部・研究科で指定した科目（所属学部・研究科毎にお知らせします。）

2. 再履修をして合格した場合、過去の「不可」の成績は、原則としてG P A計算式に入りません。

- ・「不可」（不合格）と成績評価された科目を、再び履修登録して合格した場合、合格した「可」以上（G P=1～4）の成績がG P A計算式に入り、当該科目について過去に付いた「不可」（GP=0）の成績が、合格した学期以降のG P A計算式から除外されます。ただし、過去に計算されたG P A（学期）の値は変更されません。

※所属学部・研究科によっては「除外されない科目」がありますので注意してください。

（所属学部・研究科毎にお知らせします。）

## III. 履修取消制度について

学期初めに履修登録を行った科目について、途中で履修を中止したい場合、学期毎に設けられる履修取消期間中に、履修を取り消すことができます。

### 〔履修取消期間〕

前期： 5月18日～ 5月31日

後期： 11月17日～11月30日

☆履修登録や履修取消は、原則として学生自らが「うりぼーネット」（W e b）で行

います。

- ・取り消した科目は、「履修科目一覧表」や「学業成績表」で確認でき、GPA計算式に入りません。
  - ・履修取消期間中に取り消さなかった科目は、成績評価の対象となります。取り消さずに途中で履修を中止した場合、成績評価は「不可」(不合格)となり、GPA計算式に入りますので、注意してください。
  - ・取り消した科目も「履修登録単位の上限(CAP制)」(\*)の単位数に入ります。
- 履修登録前までに、各授業科目のシラバスで授業内容を必ず確認し、年間の履修計画をしっかりと立てた上で、履修登録と履修取消を行ってください。
- (\*「履修登録単位の上限(CAP制)」とは、年間又は学期毎に履修登録できる単位数の上限のことです。上限の単位数については、所属学部・研究科毎にお知らせします。)
- ・取り消した科目は、履修取消期間終了後、その学期中に再び受講(履修)することはできません。
  - ・通年開講科目は、前期でも後期でも取消が可能ですが、前期に取り消した場合、後期に再び履修登録することはできません。
- ※修学上の理由から、「履修取消ができない科目」と「履修取消期間中に取消ができない科目」があります。詳細については、所属学部・研究科毎にお知らせします。

#### IV. GPAの通知について

- ・学期毎に成績評価と「GPA」が通知されます。併せて「科目GP(単位数×GPA)」と「GPA(学期)」も通知されます。
- ・通知されたGPAにより、学期毎及び在学中の成績評価の平均値を確認し、学習成果の指標とすることができます。

☆成績評価とGPAは、学生自ら「うりぼーネット」(Web)で確認できます。

例えば、下記の成績照会画面(例)では、GPAは「2.58」です。2012年度前期のGPAは「2.50」でしたが、2012年度後期のGPAは「2.67」でしたので、後期の成績評価(平均)が、前期の成績評価(平均)より上昇したことがわかります。

#### 成績照会画面(例)：「うりぼーネット」(Web) 単位修得状況照会

##### ■ GPA

##### ■ GPA(学期)

GPA	科目GP合計	計算単位数	計算日
2.58	98	38	2013年3月15日

※GPAは少数第3位を四捨五入して表示されます。

年度	前期				後期			
	GPA(学期)	科目GPA合計	計算単位数	計算日	GPA(学期)	科目GPA合計	計算単位数	計算日
2012年度	2.50	50	20	2012年9月15日	2.67	48	18	2013年3月15日

No	区分	大区分	中区分	科目名	単位数	修得年度	修得学期	評語	科目GP	合否
1	全学共通授業科目	教養原論		○○○○○	2	2012	前期	優	6.0	合

## 2 学科ごとの履修要件

履修要件は各学科で異なっている。以下、各学科の表に従って必要な履修手続きを行わなければならない。

### (1) 人間形成学科

#### ■ 人間を発達的に理解する

人間は、生涯を通じて、いろいろな世界やたくさんの人たちと出会い、「新しい自分」をつくりあげていきます。この点において、私たちは生涯を通じて発達していく存在といえます。

私たちは、いつの間にかさまざまな能力を獲得したり、知らぬ間にある価値観を身につけているように思います。しかし実際には、そうしたプロセスにはさまざまな発達のメカニズムが働いており、まだその内実はわかっていないことばかりです。人間形成学科では、生涯にわたる発達過程について研究し、その支援について考えていきます。

#### ■ 人間形成を支える社会や文化

人間の発達は、社会や文化のありようと無関係に進行するものではありません。たとえば、インターネットや携帯電話のなかった社会で育った子どもたちと、現代社会に生きている子どもたちでは、他の人たちとの出会い方は大きく変わっているはずです。人間形成学科では、人として育ち、育てられるプロセスを社会－歴史的な観点から研究します。その上で、人が人間性豊かに生活し、今日の社会がかかえる問題を解決するための方途について、広く人間形成の観点から検討します。

科目名称	授業形態	配当学期				単位数	必修・選択の別			備考
		1年 前	2年 後	3年 前	4年 後		必修	選必	自由	
<b>[教養原論]</b>										
人間形成と思想の分野を除く各授業科目	講義	○	○	○	○	各2		18		
<b>[外国語科目]</b>										
英語リーディング I	演習	○				1	1			
英語リーディング II	演習		○			1	1			
英語リーディング III	演習		○			1	1			
英語オーラル I	演習	○				1	1			
英語オーラル II	演習		○			1	1			
英語オーラル III	演習		○			1	1			
英語アドバンストA	演習		○			1		1		
英語アドバンストB	演習		○			1		1		
英語アドバンストC	演習		○			1		1		
独語 IA, 仏語 IA, 中国語 IA, ロシア語 IA	演習	○				1		1		
独語 IB, 仏語 IB, 中国語 IB, ロシア語 IB	演習	○				1		1		
独語 II A, 仮語 II A, 中国語 II A, ロシア語 II A	演習		○			1		1		
独語 II B, 仮語 II B, 中国語 II B, ロシア語 II B	演習		○			1		1		
独語 III A, 仮語 III A, 中国語 III A, ロシア語 III A	演習		○			1		1		
独語 III B, 仮語 III B, 中国語 III B, ロシア語 III B	演習			○		1		1		
独語 IV A, 仮語 IV A, 中国語 IV A, ロシア語 IV A	演習				○	1		1		
独語 IV B, 仮語 IV B, 中国語 IV B, ロシア語 IV B	演習				○	1		1		
独語 SA, 仮語 SA, 中国語 SA	演習		○			1		1		
独語 SB, 仮語 SB, 中国語 SB	演習		○			1		1		
独語 XI, 仮語 XI, 韓国語 XI, スペイン語 XI, イタリア語 XI	演習		○			1		1		
独語 XII, 仮語 XII, 韓国語 XII, スペイン語 XII, イタリア語 XII	演習			○		1		1		

[情報科目]								
情報基礎	講義	○					1	1
[健康・スポーツ科学]								
健康・スポーツ科学講義	講義	○					2	
健康・スポーツ科学実習 I	実習	○					1	1
健康・スポーツ科学実習 II	実習	○					1	
[学部共通科目]								
発達科学への招待	講義	○					2	2
ESD論	講義	○					2	
ESD演習 I (環境発達学)	演習			○			2	
ESD演習 II (環境発達学)	演習			○			2	
ESD実践論	講義				○		2	
[学科共通科目]※32単位必要								
心理学入門	講義	○					2	2
発達心理学概論	講義	○					2	2
子ども発達論	講義	○					2	2
子ども教育論	講義	○					2	2
教育学概論	講義	○					2	2
道徳教育論	講義		○				2	2
乳幼児発達論	講義		○				2	
幼児精神衛生論	講義			○			2	
児童心理学	講義		○				2	
青年心理学	講義		○				2	
児童青年精神医学	講義		○				2	
発達障害心理学1	講義		○				2	
発達障害臨床学1	講義		○				2	
教育心理学	講義	○					2	
相談心理学	講義		○				2	
臨床心理学	講義	○					2	
カウンセリング	講義			○			2	
認知発達論	講義		○				2	
異文化教育論	講義	○					2	
算数教育論	講義		○				2	
初等体育論	講義		○				2	
音楽表現発達論	講義		○				2	
造形表現発達論	講義		○				2	
児童言語教育論	講義		○				2	
生涯学習論	講義	○					2	
教育ディベート入門	講義	○					2	
教育の歴史人類学	講義			○			2	
教職論	講義	○					2	
教育制度概説	講義		○				2	
科学技術社会と教育	講義			○			2	
情報化社会と教育	講義			○			2	
初等社会科教育論	講義		○				2	
人間形成学特講	講義			○			2	
発達支援論研究	講義		○				2	

20

集中

科目名称	授業形態	配当学期				単位数	必修・選択の別			備考	
		1年		2年			必修	選必	自由		
		前	後	前	後		前	後	前		
<b>[心理発達論コース専門科目]</b>											
心理学研究法1	演習			◎			4	4			
心理学研究法2	演習				◎		4	4			
心理学研究法3	演習					◎	4	4			
外書講読	演習		○				2	2			
心理検査法1	演習			○			2	2			
心理検査法2	演習				○		2				
心理検査法3	演習					○	2				
心理統計法	講義			◎			4				
生涯発達心理学	講義				○		2				
人格形成論	講義				○		2				
人間関係発達論	講義			○			2				
教育発達心理学	講義				○		2				
深層心理学	講義			○			2				
障害児発達学	講義			○			2				
発達障害心理学2	講義			○			2			24	
発達障害臨床学2	講義			○			2				
科学教育論	講義				○		2				
障害児指導学	講義					○	2				
子ども社会論	講義		△	△			2			集中・隔年	
心理発達論演習A	演習				○		2				
心理発達論演習B	演習				○		2				
心理発達論演習C	演習					○	2				
知的障害の心理・生理・病理演習	演習					○	2				
<b>[卒業研究]</b>											
卒業研究						◎	10	10			

注：◎ 通年授業

○ 半期授業

△ 隔年開講授業

科目名称	授業形態	配当学期						単位数	必修・選択の別			備考	
		1年		2年		3年			必修	選必	自由		
		前	後	前	後	前	後						
<b>[子ども発達論コース専門科目]</b>													
子どもの発達	講義			○				2	2				
子どもの心と教育	講義			○				2	2				
子どもと生活	講義			○				2	2				
子どものからだづくり	講義			○				2	2				
子どもの認識	講義			○				2	2				
子どもの表現	講義			○				2	2				
子どもの表現教育	講義			○				2	2				
子どもとメディア	講義			○				2	2				
子どもの発達支援	講義			○				2	2				
外書講読	演習				○			2	2				
子ども発達論演習1	演習				○			2	2				
子ども発達論演習2	演習				○			2	2				
子ども発達研究法1	演習					○		2	2				
子ども発達研究法2	演習						○	2	2				
数理認識発達論	講義					○		2					
子どもスポーツ論	講義					○		2					
幼年音楽論	講義					○		2					
美術教育史論	講義					○		2					
乳幼児認知発達論	講義					○		2					
造形発達論	講義					○		2					
児童文学論	講義					○		2					
児童福祉論	講義		△		△			2				集中・隔年	
子ども社会論	講義		△		△			2				集中・隔年	
心理統計法	講義			◎				4					
人間関係発達論	講義			○				2					
教育制度	講義			○				2					
健康行動科学	講義				○			2					
異言語指導論	講義			○				2					
<b>[卒業研究]</b>													
卒業研究								◎	10	10			

注：◎ 通年授業 ○ 半期授業 △ 隔年開講授業

12

科目名称	授業形態	配当学期				単位数	必修・選択の別			備考
		1年 前	2年 後	3年 前	4年 後		必修	選必	自由	
		後	前	後	前		前	後		
<b>[教育科学論コース専門科目]</b>										
教育学研究法1	演習		○			2	2			
教育学研究法2	演習		○			2	2			
教育学研究法3	演習	○				2	2			
教育学研究法4	演習		○			2	2			
教育学研究法5	演習	○				2	2			
教育学研究法6	演習		○			2	2			
教育学研究法7	演習	○				2	2			
教育学研究法8	演習		○			2	2			
外書講読	演習			○		2	2			
教育科学論演習1	演習		○			2	2			
教育科学論演習2	演習			○		2	2			
教育科学研究1	演習				○	2	2			
教育科学研究2	演習				○	2	2			
教育思想史	講義		○			2				
日本教育史	講義	○				2				
教育制度	講義		○			2				
教育法	講義			○		2				
教育政策	講義	○				2				
教育行政学	講義			○		2				
教育方法学	講義	○				2				
学習指導論	講義	○				2				
生活指導論	講義		○			2				
科学教育論	講義		○			2				
カリキュラム論	講義	○				2				
社会科教育方法論	講義			○		2				
社会教育論	講義	○				2				
社会教育計画論	講義		○			2				
授業システム論	講義	○				2				
教師教育史論	講義			○		2				
教育哲学	講義	○				2				
子どもの表現	講義	○				2				
造形発達論	講義			○		2				
異言語指導論	講義			○		2				
<b>[卒業研究]</b>										
卒業研究						◎	10	10		

注：◎ 通年授業 ○ 半期授業

14

科目名称	授業形態	配当学期				単位数	必修・選択の別			備考		
		1年		2年			3年		4年			
		前	後	前	後		前	後	前	後		
<b>[学校教育論コース専門科目]</b>												
教育哲学	講義			○					2	2		
学習指導論	講義			○					2	2		
教育政策	講義			○					2	2		
幼児教育内容論	講義				○				2	2		
学習障害等教育総論	講義				○				2	2		
異言語指導論	講義				○				2	2		
学校教育資料調査法	演習					○			2	2		
子ども発達論演習1	演習					○			2			
教育科学論演習1	演習					○			2			
子ども発達論演習2	演習					○			2			
教育科学論演習2	演習					○			2			
子ども発達研究法1	演習						○		2			
教育科学研究1	演習						○		2			
子ども発達研究法2	演習							○	2			
教育科学研究2	演習							○	2			
教育思想史	講義				○				2			
自然教育論	講義			○					2			
生活科教育論	講義			○					2			
初等家政学概論	講義				○				2			
国語教育方法論	講義				○				2			
社会科教育方法論	講義				○				2			
理科教育方法論	講義					○			2			
算数教育方法論	講義					○			2			
生活科教育方法論	講義			○					2			
家庭科教育方法論	講義					○			2			
音楽表現教育方法論	講義			○					2			
造形表現教育方法論	講義				○				2			
運動教育方法論	講義					○			2			
幼児音楽表現指導法	講義					○			2			
幼児造形表現指導法	講義						○		2			
幼児環境指導法	講義				○				2			
幼児健康指導法	講義					○			2			
幼児人間関係指導法	講義				○				2			
幼児言語表現指導法	講義					○			2			
教師教育史論	講義						○		2			
教育法	講義						○		2			
教育行政学	講義							○	2			
教育方法学	講義			○					2			
生活指導論	講義					○			2			
カリキュラム論	講義			○					2			
授業システム論	講義			○					2			
特別活動指導法	講義				○				2			

26

集中

特別支援教育学	演習				○		2		
障害児発達学	講義			○			2		
障害児指導学	講義				○		2		
視覚障害児発達学	演習				○		2		
発達障害心理学2	講義			○			2		
発達障害臨床学2	講義			○			2		
特別支援教育総論	講義		○				2		
児童文学論	講義				○		2		
[卒業研究]									
卒業研究					○	10	10		

注：○ 通年授業 ○ 半期授業

## (2) 人間行動学科

人間行動学科では、人間の行動を既存の領域とは異なる視点から教育・研究します。新しい人間行動の探求には、人間の複雑かつ多様な行動を科学的に究明し、正しく理解することが重要です。このため、本学科では人間の行動原理と人間の行動を取り巻く環境や文化を学ぶことに興味と関心を持っている学生に対して、人間行動を自然科学・社会科学の両面から分析・考察・理解する能力と豊かな生活を創造するための実践力を身につけることができるよう、健康発達論、行動発達論および身体行動論の3つのコースを設置しています。健康発達論コースでは生涯の各ステージにおける健康課題の解決策を、行動発達論コースでは人間行動の発達と適応を多角的に解明・理解する能力と実践力を、身体行動論コースでは運動・スポーツなど身体行動の仕組みや原理の探求から活動的なライフスタイルの構築をそれぞれ目指します。また、各コースのカリキュラムは他領域の授業を積極的に取り組み、多くの視点から人間行動を検討することが可能ないように工夫されています。この学科では、新しい自分を見つけ、社会に貢献する能力を身につけて下さい。

科目名称	授業形態	配当学期				単位数	必修・選択の別			備考		
		1年		2年			3年		4年			
		前	後	前	後		前	後	前	後		
<b>[教養原論]</b>												
各授業科目	講義	○	○	○	○				各 2	18		
<b>[外国語科目]</b>												
英語リーディング I	演習	○							1	1		
英語リーディング II	演習		○						1	1		
英語リーディング III	演習			○					1	1		
英語オーラル I	演習	○							1	1		
英語オーラル II	演習		○						1	1		
英語オーラル III	演習			○					1	1		
英語アドバンストA	演習			○					1		1	
英語アドバンストB	演習			○					1		1	
英語アドバンストC	演習			○					1		1	
独語 IA, 仏語 IA, 中国語 IA, ロシア語 IA	演習	○							1		1	
独語 IB, 仏語 IB, 中国語 IB, ロシア語 IB	演習	○							1		1	
独語 II A, 仮語 II A, 中国語 II A, ロシア語 II A	演習		○						1		1	
独語 II B, 仮語 II B, 中国語 II B, ロシア語 II B	演習		○						1		1	
独語 III A, 仮語 III A, 中国語 III A, ロシア語 III A	演習			○					1		1	
独語 III B, 仮語 III B, 中国語 III B, ロシア語 III B	演習				○				1		1	
独語 IV A, 仮語 IV A, 中国語 IV A, ロシア語 IV A	演習					○			1		1	
独語 IV B, 仮語 IV B, 中国語 IV B, ロシア語 IV B	演習						○		1		1	
独語 SA, 仮語 SA, 中国語 SA	演習		○						1		1	
独語 SB, 仮語 SB, 中国語 SB	演習		○						1		1	
独語 XI, 仮語 XI, 韓国語 XI, スペイン語 XI, イタリア語 XI	演習			○					1		1	
独語 XII, 仮語 XII, 韓国語 XII, スペイン語 XII, イタリア語 XII	演習				○				1		1	
<b>[情報科目]</b>												
情報基礎	講義	○							1	1		
<b>[健康・スポーツ科学]</b>												
健康・スポーツ科学講義	講義		○						2		2	
健康・スポーツ科学実習 I	実習	○							1	1		
健康・スポーツ科学実習 II	実習		○						1		1	

[学部共通科目]								
発達科学への招待	講義	○					2	2
ESD論	講義	○					2	
ESD演習 I (環境発達学)	演習			○			2	
ESD演習 II (環境発達学)	演習			○			2	
ESD実践論	講義				○		2	2
[学科共通科目] ※26単位必要								
健康発達概論	講義	○					2	2
行動発達概論	講義	○					2	2
身体行動概論	講義	○					2	2
社会調査法	講義	○					2	
生涯スポーツ論	講義	○					2	
人体構造機能論	講義	○					2	
健康管理論	講義	○					2	
身体機能加齢論	講義	○					2	
身体運動のしくみ	講義	○					2	
からだの構造と運動	講義	○					2	
身体文化論	講義		○				2	
健康教育論	講義		○				2	
公衆衛生学	講義		○				2	
身体運動発達論	講義			○			2	
人間行動特論A	講義			△	△		2	
人間行動特論B	講義			△	△		2	
発達支援論研究	講義		○				2	

注 : ○ 通年授業 ○ 半期授業 △ 隔年開講授業

20

隔年

隔年

科目名称	授業形態	配当学期				単位数	必修・選択の別			備考		
		1年		2年			3年		4年			
		前	後	前	後		前	後	前	後		
<b>[健康発達論コース専門科目] ※30単位必要</b>												
ヘルスプロモーション論	講義			○					2			
健康評価論	講義				○				2			
健康統計学	講義		△	△					2		隔年	
健康行動科学	講義			○					2			
安全行動・管理論	講義		△	△					2		隔年	
高齢者保健福祉論	講義			△	△				2		隔年	
予防医学概説	講義			△	△				2		隔年	
救急医療概説	講義		△	△					2		隔年	
健康生態学	講義				○				2			
健康政策論	講義				○				2			
国際健康開発論	講義		△	△					2		隔年	
身体適応論	講義			○					2			
ストレス生理学	講義		○						2			
認知発達論	講義			○					2			
人間関係発達論	講義		○						2			
臨床心理学	講義			○					2			
カウンセリング	講義				○				2			
子どもの発達支援	講義			○					2			
衣環境学1	講義		○						2			
栄養学	講義			○					2			
生活環境共生論1	講義		○						2			
生活環境心理学	講義			○					2			
応用統計学A	講義				○				2			
健康行動科学演習1	演習					○			2			
健康評価論演習1	演習					○			2			
健康生態学演習1	演習					○			2		2	
健康政策論演習1	演習					○			2			
ヘルスプロモーション論演習1	演習					○			2			
健康行動科学演習2	演習						○		2			
健康評価論演習2	演習						○		2			
健康生態学演習2	演習						○		2		2	
健康政策論演習2	演習						○		2			
ヘルスプロモーション論演習2	演習						○		2			
健康発達研究法	演習					○			2	2		
<b>[卒業研究]</b>												
卒業研究							○		10	10		

注：○ 通年授業

○ 半期授業

△ 隔年開講授業

科目名称	授業形態	配当学期				単位数	必修・選択の別			備考
		1年 前	2年 後	3年 前	4年 後		必修	選必	自由	
		後	前	後	前		前	後		
<b>[行動発達論コース専門科目] ※30単位必要</b>										
行動発達研究法	演習		○			2				
エイジング研究	講義		○			2				
行動適応論	講義		○			2				
運動処方論	講義		○			2				
ストレス生理学	講義		○			2				
ヘルスプロモーション論	講義		○			2				
予防医学概説	講義		△	△		2				隔年
身体適応論	講義		○			2				
スポーツプロモーション論	講義		○			2				
運動心理学	講義		○			2				
身体運動制御論	講義		○			2				
栄養学	講義		○			2				
乳幼児発達論	講義		○			2				
臨床心理学	講義		○			2				
社会行動論演習1	演習			○		2				
身体機能加齢論演習1	演習			○		2				
身体適応論演習1	演習			○		2				2
アクティブエイジング研究演習1	演習			○		2				
行動適応論演習1	演習			○		2				
健康行動科学	講義			○		2				
社会行動論演習2	演習			○		2				
身体機能加齢論演習2	演習			○		2				
身体適応論演習2	演習			○		2				2
アクティブエイジング研究演習2	演習			○		2				
行動適応論演習2	演習			○		2				
バイオメカニクス実験	実験			○		2				
健康政策論	講義			○		2				
行動発達演習1	演習				○	2	2			
行動発達演習2	演習				○	2	2			
<b>[卒業研究]</b>										
卒業研究						◎	10	10		

注：◎ 通年授業

○ 半期授業

△ 隔年開講授業

科目名称	授業形態	配当学期				単位数	必修・選択の別			備考	
		1年		2年			必修	選必	自由		
		前	後	前	後		前	後	前		
<b>[身体行動論コース専門科目] ※30単位必要</b>											
体育・スポーツ史	講義			○			2				
スポーツ社会学	講義		○				2				
スポーツマネジメント論	講義			○			2				
スポーツプロモーション論	講義			○			2				
運動心理学	講義			○			2				
身体運動技術論	講義		○				2				
運動処方論	講義		○				2				
体力科学論	講義			○			2				
身体適応論	講義			○			2				
身体運動制御論	講義			○			2				
子どものからだづくり	講義				○		2				
ストレス生理学	講義		○				2				
運動障害論	講義			○			2				
健康行動科学	講義				○		2				
運動生理学実験	実験				○		2				
バイオメカニクス実験	実験					○	2				
陸上運動方法論	実習		○				1				
水泳系運動方法論	実習		○				1				
球技運動方法論	実習				○		1				
武道系運動方法論	実習				○		1				
舞踊運動方法論	実習				△	△	1			隔年	
体操運動方法論	実習				△	△	1			隔年	
野外運動方法論	実習		○				2			通年, 不定期開講	
体育・スポーツ史研究法	演習				○		2				
スポーツ社会学研究法	演習				○		2				
運動心理学研究法	演習				○		2				
体育・スポーツ史演習	演習				○		2				
スポーツ社会学演習	演習				○		2				
運動心理学演習	演習				○		2				
身体運動技術論演習	演習				○		2				
身体運動制御論演習	演習				○		2				
運動処方論演習	演習				○		2				
体力科学論演習	演習				○		2				
運動障害論演習	演習				○		2				
ストレス生理学演習	演習				○		2				
<b>[卒業研究]</b>											
卒業研究							◎	10	10		

注：◎ 通年授業 ○ 半期授業 △ 隔年開講授業

### (3) 人間表現学科

私たち人間は、長い歴史にわたって、その時々の環境のもとで様々な表現を行い、その時代に固有の文化を生み出してきました。とりわけ、音楽や造形、舞踊といった文化的形態での創造的表現は極めて人間的な行為であり、人間の発達や変容にとって欠かすことのできない重要な営みです。人間表現学科では、こういった人間の創造表現の本質を探求するために、表現文化論、表現創造論および臨床・感性表現論の3つの履修コースを設定しています。

人間表現学科の学生は、1年次に3コースの概論を中心とする学科共通科目を履修し、人間の表現に関わる問題群へアプローチするためのさまざまな考え方や方法を学びます。こうした一連の学習を通じて学ぶ方向性を見定め、2年次から各履修コースに進学します。進学後は、それぞれのコースにおいて専門を学んでいきますが、他方、多様で柔軟な視点を養うことができるよう、幅広い学科共通科目が提供されているとともに、各コースのカリキュラムにおいても、他コースや他学科の授業を数多く取り入れるなどの工夫がされています。このように、人間表現学科では、表現に関わる幅広い領域をバランスよく学びながら、学生が自ら学ぶ方向性とテーマを見定められるようになっています。

科目名称	授業形態	配当学期				単位数	必修・選択の別			備考
		1年 前	2年 後	3年 前	4年 後		必修	選必	自由	
		後	前	後	前		前	後		
<b>[教養原論]</b>										
各授業科目	講義	○	○	○	○			各2	18	
<b>[外国語科目]</b>										
英語リーディング I	演習	○					1	1		
英語リーディング II	演習	○					1	1		
英語リーディング III	演習		○				1	1		
英語オーラル I	演習	○					1	1		
英語オーラル II	演習	○					1	1		
英語オーラル III	演習		○				1	1		
英語アドバンストA	演習		○				1		1	
英語アドバンストB	演習		○				1		1	
英語アドバンストC	演習		○				1		1	
独語 IA, 仏語 IA, 中国語 IA, ロシア語 IA	演習	○					1		1	
独語 IB, 仏語 IB, 中国語 IB, ロシア語 IB	演習	○					1		1	
独語 II A, 仏語 II A, 中国語 II A, ロシア語 II A	演習	○					1		1	
独語 II B, 仏語 II B, 中国語 II B, ロシア語 II B	演習	○					1		1	
独語 III A, 仏語 III A, 中国語 III A, ロシア語 III A	演習		○				1		1	
独語 III B, 仏語 III B, 中国語 III B, ロシア語 III B	演習		○				1		1	
独語 IV A, 仏語 IV A, 中国語 IV A, ロシア語 IV A	演習			○			1		1	
独語 IV B, 仏語 IV B, 中国語 IV B, ロシア語 IV B	演習				○		1		1	
独語 SA, 仏語 SA, 中国語 SA	演習	○					1		1	
独語 SB, 仏語 SB, 中国語 SB	演習	○					1		1	
独語 XI, 仏語 XI, 韓国語 XI, スペイン語 XI, イタリア語 XI	演習		○				1		1	
独語 XII, 仏語 XII, 韓国語 XII, スペイン語 XII, イタリア語 XII	演習		○				1		1	
<b>[情報科目]</b>										
情報基礎	講義	○					1	1		
<b>[健康・スポーツ科学]</b>										
健康・スポーツ科学講義	講義	○					2		2	
健康・スポーツ科学実習 I	実習	○					1	1		
健康・スポーツ科学実習 II	実習	○					1		1	

[学部共通科目]									
発達科学への招待	講義	○					2	2	
ESD論	講義	○					2		2
ESD演習 I (環境発達学)	演習			○			2		2
ESD演習 II (環境発達学)	演習			○			2		2
ESD実践論	講義				○		2		2
[学科共通科目] 36単位必要									
表現文化概論	講義	○					2	2	
表現創造概論	講義	○					2	2	
臨床・感性表現概論	講義	○					2	2	
人間の発達と表現	演習			○			2	2	
アートマネジメント	講義			○			2	2	
デザイン史1	講義		○				2	(2)	表現文化論コースは必修
都市・建築文化論	講義		○				2	(2)	表現文化論コースは必修
ファッショング文化論1	講義		○				2	(2)	表現文化論コースは必修
舞台芸術論	講義			○			2	(2)	表現文化論コースは必修
メディア論	講義				○		2	(2)	表現文化論コースは必修
音楽資料調査法	講義			○			2		
創造の発想とプロセス	演習	○					2		
音楽理論1	講義	○					2		
音楽理論2	講義	○					2		36注
声楽表現概論	講義		○				2		
合唱表現演習	演習		○	○			2~4		
音楽療法論1	講義		○				2	(2)	臨床・感性表現論コースは必修
ヴィジュアル・コミュニケーション論	講義		○				2	(2)	臨床・感性表現論コースは必修
身体表現論	講義		○				2	(2)	臨床・感性表現論コースは必修
空間表象論	講義			○			2		
サブカルチャー論	講義	○					2		
先端表現演習A	演習	○					2		
遊びと芸術	講義	○					2		
表現ワークショップ論	講義			○			2		
表現の政治学	講義			○			2		
心理学入門	講義	○					2		
生涯学習論	講義	○					2		
身体文化論	講義		○				2		
子どもの表現	講義		○				2		
発達支援論研究	講義			○			2		

注：学科共通科目に関して  
各コースごとに必修科目が異なるので注意すること。

科目名称	授業形態	配当学期				単位数	必修・選択の別			備考
		1年 前	2年 後	3年 前	4年 後		必修	選必	自由	
		後	前	後	前		後	前	後	
[表現文化論コース専門科目] ※30単位必要										
デザイン史2	講義			○		2				
デザイン史演習	演習			○		2				
都市と建築の20世紀	講義		○			2				
都市と建築の20世紀演習	演習			○		2				
ファッション文化論2	講義			○		2				
ファッション文化論演習	演習				○	2				
西洋音楽文化論	講義		○			2				
西洋音楽文化論演習	演習		○			2				
映像論	講義			○		2				
映像・メディア論演習	演習				○	2				30
社会調査法	講義	○				2				
音楽集団活動論	講義		○			2				
音楽理論3	講義		○			2				
音楽理論4	講義		○			2				
立体造形論	講義		○			2				
音楽療法論	講義			○		2				
感性を測る	講義			○		2				
感性心理学概論	講義			○		2				
臨床舞踊論	講義			○		2				
音楽民族学	講義			○		2				
[卒業研究]										
卒業研究						◎	10	10		

科目名称	授業形態	配当学期				単位数	必修・選択の別			備考	
		1年		2年			必修	選必	自由		
		前	後	前	後		前	後	前		
<b>[表現創造論コース専門科目] ※30単位必要</b>											
表現創造演習1・企画	演習			○			2	2			
表現創造演習2・運営	演習				○		2	2			
表現創造演習3・制作	演習					○	2	2			
表現創造演習4・総合	演習					○	2	2			
音楽集団活動論	講義		○				2				
合奏表現演習	演習				○		2				
ピアノ演奏概論	講義		○				2				
ピアノ演奏演習1	演習			○			2				
ピアノ演奏演習2	演習				○		2				
室内楽	演習					○	2				
声楽表現演習1	演習			○			2				
声楽表現演習2	演習				○		2				
音楽理論3	講義		○				2				
音楽理論4	講義			○			2				
音楽理論5	講義				○		2			22	
音楽理論6	講義					○	2				
立体造形	実技		○				2				
立体造形論	講義			○			2				
絵画表現	実技		○				2				
絵画表現論	講義			○			2				
先端表現演習B	演習		○				2				
舞踊創造論	講義		○				2				
舞踊創造論演習	演習			○			2				
映像・メディア論演習	演習					○	2				
リトミック	演習				△	△	2			隔年	
<b>[卒業研究]</b>											
卒業研究							◎	10	10		

注：○ 通年授業

○ 半期授業

△ 隔年開講授業

科目名称	授業形態	配当学期				単位数	必修・選択の別			備考	
		1年		2年			必修	選必	自由		
		前	後	前	後		前	後	前		
[臨床・感性表現論コース専門科目] ※30単位必要											
感性心理学概論	講義				○			2	2		
芸術療法論	講義			○				2	2		
感性を測る	講義			○				2	2		
音楽療法論2	講義			○				2			
音楽療法論演習	演習				○			2			
舞踊創造論	講義		○					2			
舞踊創造論演習	演習		○					2			
臨床舞踊論	講義			○				2			
臨床舞踊論演習	演習				○			2			
リトミック	演習				△	△		2		隔年	
深層心理学	講義				○			2			
心理統計法	講義			○				4			
生活環境心理学	講義			○				2			
社会調査法	講義	○						2			
西洋音楽文化論	講義		○					2			
ピアノ演奏概論	講義		○					2			
映像論	講義				○			2			
ファッション文化論2	講義				○			2			
合奏表現演習	演習				○			2			
先端表現演習B	演習				○			2			
[卒業研究]											
卒業研究						○	10	10			

注 : ○ 通年授業

○ 半期授業

△ 隔年開講授業

24

#### (4) 人間環境学科

人間環境学科の教育研究には、3つの特色があります。まず第1は、学際性・総合性です。今日の人間環境問題は、もはや個別のせまい専門分野の知識だけではとても解決することができません。人間環境学科は、文系と理系の枠を超えて、多様な専門分野の知識を学ぶとともに、それらの統合・融合を積極的にはかり、幅広い視野とユニークな視点をもった人材を育成します。

第2は、高度な専門性です。総合的な学部は、しばしば「広く浅く」にとどまりがちです。しかし、人間環境学科は、自然環境、数理情報環境、生活環境、社会環境の4つのコースを擁し、各コースごとに充実した基礎・専門教育を行います。学生時代のすぐれた卒業研究の成果が、大学院進学後、専門学会で発表されることも珍しくありません。

第3は、つねに最先端の課題に、アクティブに取り組んでいることです。人間環境学科では、講義するだけでなく、さまざまな実験、実習、演習、調査、フィールドワークを重視します。机上の空論に陥ることなく、新たな人間環境の創造に向けて、実証的・実践的な問題解決へのアプローチを行います。

科目名称	授業形態	配当学期				単位数	必修・選択の別			備考
		1年	2年	3年	4年		必修	選必	自由	
		前	後	前	後		前	後		
<b>[教養原論]</b>										
各授業科目	講義	○	○	○	○				各2	14
<b>[外国語科目]</b>										
英語リーディング I	演習	○					1	1		
英語リーディング II	演習	○					1	1		
英語リーディング III	演習		○				1	1		
英語オーラル I	演習	○					1	1		
英語オーラル II	演習	○					1	1		
英語オーラル III	演習		○				1	1		
英語アドバンストA	演習	○					1		1	
英語アドバンストB	演習		○				1		1	
英語アドバンストC	演習		○				1		1	
独語 IA, 仏語 IA, 中国語 IA, ロシア語 IA	演習	○					1		1	
独語 IB, 仏語 IB, 中国語 IB, ロシア語 IB	演習	○					1		1	
独語 II A, 仏語 II A, 中国語 II A, ロシア語 II A	演習	○					1		1	
独語 II B, 仏語 II B, 中国語 II B, ロシア語 II B	演習	○					1		1	
独語 III A, 仏語 III A, 中国語 III A, ロシア語 III A	演習		○				1		1	
独語 III B, 仏語 III B, 中国語 III B, ロシア語 III B	演習		○				1		1	
独語 IV A, 仏語 IV A, 中国語 IV A, ロシア語 IV A	演習			○			1		1	
独語 IV B, 仏語 IV B, 中国語 IV B, ロシア語 IV B	演習				○		1		1	
独語 SA, 仏語 SA, 中国語 SA	演習	○					1		1	
独語 SB, 仏語 SB, 中国語 SB	演習	○					1		1	
独語 XI, 仏語 XI, 韓国語 XI, スペイン語 XI, イタリア語 XI	演習		○				1		1	
独語 XII, 仏語 XII, 韓国語 XII, スペイン語 XII, イタリア語 XII	演習		○				1		1	
<b>[情報科目]</b>										
情報基礎	講義	○					1	1		
<b>[健康・スポーツ科学]</b>										
健康・スポーツ科学講義	講義	○					2		2	
健康・スポーツ科学実習 I	実習	○					1	1		
健康・スポーツ科学実習 II	実習	○					1		1	

[学部共通科目]								
発達科学への招待	講義	○					2	2
ESD論	講義	○					2	2
ESD演習 I (環境発達学)	演習			○			2	2
ESD演習 II (環境発達学)	演習			○			2	2
ESD実践論	講義				○	2		2
[学科共通科目]								
人間環境学概論	講義	○					2	2
自然環境概論	講義	○					2	
数理情報環境概論	講義	○					2	
生活環境概論	講義	○					2	
社会環境概論	講義	○					2	
統計の考え方	講義		○				2	
環境モデリング入門	講義		○				2	
高齢者環境論	講義			○			2	
エコロジー論	講義			○			2	
発達支援論研究	講義		○				2	2
[共通専門基礎科目]※自然環境論・数理情報環境論コースは14単位以上選択、生活環境論コース・社会環境論は8単位以上選択								
物理学B1	講義	○					2	
物理学B2	講義	○					2	
物理学B3	講義		○				2	
物理学C1	講義	○					2	
物理学C2	講義	○					2	
物理学C3	講義	○					2	
物理学C4	講義		○				2	
物理学実験	実験		○				2	
無機化学基礎	講義	○					2	
有機化学基礎	講義	○					2	
生物学 I	講義	○					2	
生物学 II	講義	○					2	
生物学 III	講義	○					2	
基礎地学	講義	○					2	
線形代数学入門	講義	○					2	
線形代数学1	講義	○					2	
線形代数学2	講義	○					2	
微分積分学入門	講義	○					2	
微分積分学1	講義	○					2	
微分積分学2	講義	○					2	
数理統計学	講義		○				2	
法律学	講義	△	△				2	
経済学	講義	△	△				2	
政治学	講義	△	△				2	
人文地理学	講義	△	△				2	
外国史	講義	△	△				2	

社会学	講義	○					2		
日本史	講義	△	△				2		
倫理学	講義	○					2		

注：◎ 通年授業

○ 半期授業

△ 隔年開講授業

隔年

科目名称	授業形態	配当学期				単位数	必修・選択の別			備考
		1年 前	2年 後	3年 前	4年 後		必修	選必	自由	
		後	前	後	前		前	後		
<b>[自然環境論コース専門科目]</b>										
自然環境科学実験A(主として地学)	実験			○			2	2		
自然環境科学実験B(主として生物学)	実験		○				2	2		
自然環境科学実験C(主として化学)	実験		○				2	2		
自然環境科学	講義		○				2			
環境地球科学A	講義		○				2			
環境地球科学B	講義		○				2			
現代物質科学	講義		○				2			
現代物理化学A	講義		○				2			
現代物理化学B	講義			○			2			
現代生命科学A	講義			○			2			
現代生命科学B	講義			○			2			
環境物理学実験	実験			○			2			
物質環境科学実験	実験			○			2			
生物環境科学実験	実験			○			2			
地球環境科学実験	実験			○			2			
野外生物学実習	実験			○			2			集中
分子生命科学実習	実験				○		2			集中
宇宙史	講義			○			2			
環境遺伝学	講義			○			2			集中
鉱物学	講義			○			1			集中
地球環境科学特別講義	講義			○			1			集中
地球環境変遷学	講義			○			1			集中
宇宙環境物理学	講義			○			2			
無機化学	講義			○			2			
環境植物生態学	講義			○			2			
科学哲学論	講義			○			2			
大気環境学	講義		△	△			2			隔年
環境地球化学・同演習A	講演			○			2			
環境地球化学・同演習B	講演				○		2			
環境計測学A	講義		△	△			2			隔年
環境計測学B	講義		△	△			2			隔年
植物環境学1	講義		○				2			
植物環境学2	講義		○				2			
生活環境緑化論1	講義		○				2			
生活環境緑化論2	講義		○				2			
環境経済学	講義			○			2			
公衆衛生学	講義			○			2			
身体適応論	講義				○		2			
環境物理学	講義				○		2			
量子物理学	講義				○		2			
基本粒子物理学	講義				○		1			

分析化学	講義				○		2		
環境有機化学	講義				○		2		
生物有機化学	講義				○		2		
化学反応論	講義				○		2		
量子化学	講義				○		2		
高次分子生命科学	講義				○		2		
生物環境科学	講義				○		2		
動物行動生態学	講義				○		2		
生物多様性論	講義			△	△		2		隔年
環境地質学・同演習1	講演				○		2		
環境地質学・同演習2	講演					○	2		
地球流体力学	講義				○		2		
自然環境科学特論A	講義		△	△			1		集中, 隔年
自然環境科学特論B	講義			△	△		1		集中, 隔年
自然科学演習	講演	○					1		
自然科学総合演習	講演	○					1		
自然環境総合演習	講演		○				1		
人間環境学総合演習	講演				◎		2		
現代物質科学演習	演習					○	1		
環境物理学特別演習	演習					◎	2		
情報処理演習	講演		○				1		集中
環境数値解析1	講演			○			2		
環境数値解析2	講演				○		1		集中
生命情報科学A	講義				△	△	1		隔年
生命情報科学B	講義				△	△	1		隔年
応用数学入門・同演習	講演		○				2		
数理の基礎	講義		○				4		
解析系の基礎	講義			○			2		
数理統計の基礎	講義			○			2		
応用解析学A	講義				△	△	2		隔年
応用解析学B	講義				△	△	2		隔年
応用統計学A	講義				△	△	2		隔年
応用統計学B	講義				△	△	2		隔年
情報環境科学A	講義				○		2		
情報環境科学B	講義				○		2		
情報環境科学C	講義				○		2		
[卒業研究]									
卒業研究						◎	10	10	

注：○ 通年授業 ○ 半期授業 △ 隔年開講授業

科目名称	授業形態	配当学期				単位数	必修・選択の別			備考
		1年	2年	3年	4年		必修	選必	自由	
		前	後	前	後		前	後	前	
<b>[数理情報環境論コース専門科目]</b>										
数理の基礎	講義			○				4	4	
数理と計算機	講義			○				2	2	
計算機科学A	講義			○				2	2	
計算機科学B	講義			○				2	2	
幾何系の基礎	講義			○				2		
解析系の基礎	講義			○				2		
代数系の基礎	講義			○				2		
数理統計の基礎	講義			○				2		
応用代数学	講義				○			2		
数理と論証	講義				○			2		
計算機数学	講義				○			2		
応用解析学A	講義				△	△		2		隔年
応用解析学B	講義				△	△		2		隔年
応用幾何学A	講義				△	△		2		隔年
応用幾何学B	講義				△	△		2		隔年
応用統計学A	講義				△	△		2		隔年
応用統計学B	講義				△	△		2		隔年
応用統計学C	講義				○			2		
数理情報先端特論	講義				○			2		
情報環境科学A	講義				○			2		
情報環境科学B	講義				○			2		
情報環境科学C	講義				○			2		
代数学II	講義				○			2		
解析学III	講義				○			2		
幾何学III	講義				○			2		
確率論I	講義				○			2		
環境経済学	講義				○			2		
生命情報科学A	講義				△	△		1		隔年
生命情報科学B	講義				△	△		1		隔年
生活環境メカニクス1	講義			○				2		
生活環境メカニクス実験	実験					○		2		
生活環境電子計測論1	講義		○					2		
ヒューマンエレクトロニクス実験	実験			○				2		
数理認識発達論	講義				○			2		
社会調査法	講義			○				2		
メディア論	講義				○			2		
応用数理特論1	講義				○			2		
情報環境特論1	講義				○			2		
応用数理特論2	講義					○		2		
情報環境特論2	講義					○		2		
応用数理特論3	講義						○	2		
情報環境特論3	講義						○	2		

34

[卒業研究]

卒業研究			:	:	:		◎	10	10			
------	--	--	---	---	---	--	---	----	----	--	--	--

注：◎ 通年授業

○ 半期授業

△ 隔年開講授業

科目名称	授業形態	配当学期				単位数	必修・選択の別			備考
		1年 前	2年 後	3年 前	4年 後		必修	選必	自由	
		後	前	後	前		前	後		
<b>[生活環境論コース専門科目]</b>										
生活環境基礎実験	実験			○			2	2		
生活環境調査法	講義		○				2	2		
生活空間計画論1	講義		○				2			
生活環境心理学	講義			○			2			
生活環境緑化論1	講義			○			2			
衣環境学1	講義		○				2			
生活環境メカニクス1	講義			○			2			
生活環境電子計測論1	講義		○				2			
食環境学1	講義		○				2			
植物環境学1	講義		○				2			
生活環境共生論1	講義		○				2			
生活空間計画論2	講義			○			2			
生活環境緑化論2	講義				○		2			
住宅設計論	講義				○		2			
生活電気・機械	講義				△	△	2			隔年
生活環境メカニクス2	講義					○		2		
衣環境学2	講義			○			2			
生活環境電子計測論2	講義			○			2			
生活エネルギー機器論	講義				△	△	2			隔年
食環境学2	講義		○				2			
植物環境学2	講義			○			2			
生活環境共生論2	講義			○			2			
ライフスタイル論1	講義		○				2			
ライフスタイル論2	講義			○			2			
栄養学	講義			△	△		2			隔年
食環境学実験	実験				○		2			
衣環境学実験	実験			○			2			
生活環境メカニクス実験	実験					○	2			
ヒューマンエレクトロニクス実験	実験				○		2			
植物環境学実験実習	実験実習				○		2			
食環境学実習	実習					○	2			
生活環境共生論実習	実習				○		2			
ライフスタイル論実習	実習				○		2			
生活空間計画論演習	演習					○	2			
生活環境心理学演習	演習				○		2			
生活環境緑化論演習	演習					○	2			
衣環境学演習	演習					○	2			
動作解析コンピュータ演習	演習				○		2			
植物環境学演習	演習					○	2			
生活環境共生論演習	演習					○		2		
ライフスタイル論演習	演習					○		2		

40

現代生活論	講義		○				2			
環境経済学	講義			○			2			
<b>[卒業研究]</b>										
卒業研究						○	10	10		

注：○ 通年授業      ○ 半期授業      △ 隔年開講授業

科目名称	授業形態	配当学期				単位数	必修・選択の別			備考
		1年	2年	3年	4年		必修	選必	自由	
		前	後	前	後		前	後	前	
[社会環境論コース専門科目]										
社会規範論A	講義		○			2				
社会規範論B	講義		○			2				
社会文化環境論	講義		○			2				
産業社会環境論A	講義		○			2				
産業社会環境論B	講義		○			2				
地域社会環境論A	講義		○			2				
地域社会環境論B	講義		○			2				
国際社会環境論	講義		○			2				
社会環境思想史	講義		○			2				
社会変動史	講義		△	△		2				隔年
産業構造論	講義		△	△		2				隔年
労働史	講義		△	△		2				隔年
都市地域論	講義		△	△		2				隔年
コミュニティ論	講義		△	△		2				隔年
国際平和論	講義		△	△		2				隔年
社会政策史	講義		△	△		2				隔年
福祉国家論	講義		△	△		2				隔年
農村開発論	講義		△	△		2				隔年
地域空間システム論	講義		△	△		2				隔年
フィールドワーク実習	実習		△	△		2				隔年
現代日本社会史	講義		○			2				
公共性論	講義			○		2				
家族論	講義		△	△		2				隔年
自治体論	講義		△	△		2				隔年
国際開発論	講義			○		2				
環境経済学	講義			○		2				
生活空間計画論1	講義		○			2				
生活空間計画論2	講義		○			2				
生活環境心理学	講義		○			2				
現代生活論	講義		○			2				
生活環境緑化論1	講義		○			2				
生活環境緑化論2	講義			○		2				
環境植物生態学	講義			○		2				
数理と論証	講義			○		2				
社会調査法	講義		○			2				
教育思想史	講義		○			2				
メディア論	講義			○		2				
公共性論演習A	演習			○		2				
社会環境思想史演習A	演習			○		2				
社会文化環境論演習A	演習			○		2				
産業構造論演習A	演習			○		2				

労働史演習A	演習			○			2			
都市地域論演習A	演習			○			2			
コミュニティ論演習A	演習			○			2			
国際開発論演習A	演習			○			2			
公共性論演習B	演習				○		2			
社会環境思想史演習B	演習				○		2			
社会文化環境論演習B	演習				○		2			
産業構造論演習B	演習				○		2			
労働史演習B	演習				○		2			
都市地域論演習B	演習				○		2			
コミュニティ論演習B	演習				○		2			
国際開発論演習B	演習				○		2			
[卒業研究]										
卒業研究						◎	10	10		

注：◎ 通年授業 ○ 半期授業 △ 隔年開講授業

## (5) 発達支援論コース

発達支援論コースは、どの学科にも属していない、学科横断のユニークなコースです。すべての学科から、実践的研究に関心のある学生が進学することができます。このコースでは、「ヘルスプロモーション」「子ども・家庭支援」「ボランティア社会・学習支援」「ジェンダー研究・学習支援」「障害共生支援」「労働・成人教育支援」の6つのうちのいずれかを主に選択して学び、地域のさまざまな活動と結びついた臨床的、実践的研究を行います。発達支援論コースの大きな特色のひとつは、学部で開講されるほとんどの授業を自由に選択して履修できることです。このコースでは、発達科学部の豊富な資源を活用しながら、新しい時代に挑む幅広い教養・知識・技能を身につけることで、応用的な学問領域と、発達に関わる個人・地域・学校・企業・N P Oなどの実践とを橋渡しできる専門家を育てます。学問と実践との接点で、臨場感溢れる研究を指向していますので、時代のニーズに適った新しい学問が生まれる息吹を感じることができるでしょう。

科目名称	授業形態	配当学期				単位数	必修・選択の別			備考
		1年	2年	3年	4年		必修	選必	自由	
		前	後	前	後	前	後	前	後	
<b>[発達支援論コース専門科目]</b>										
発達支援論研究	講義			○			2	2		
発達支援論演習(ジェンダー研究・学習支援論)	演習			○			2			
発達支援論演習(労働・成人教育支援論)	演習			○			2			
発達支援論演習(子ども・家庭支援論)	演習			○			2			
発達支援論演習(ボランティア社会・学習支援論)	演習			○			2			
発達支援論演習(障害共生支援論)	演習			○			2			
発達支援研究法	演習			○			2	2		
<b>[卒業研究]</b>										
卒業研究						◎	10	10		

### 3 資格免許のための科目

次の科目は、コース専門科目とは別に資格免許のための科目（教員免許状の取得等に必要な科目）として開講されるものです。開講の時期は変更される場合があります。

科目名称	授業形態	単位数	配当学期	備考
日本国憲法	講義	2	2年後期	教員免許の必修科目
情報機器の操作	演習	1	2年後期	教員免許の必修科目
中等カリキュラム論	講義	2	2年前期	教員免許(中・高)の教職科目
保健体育科教育論A	講義	2	2年前期	教員免許:保健体育(中・高)の教職科目
保健体育科教育論B	講義	2	2年後期	教員免許:保健体育(中・高)の教職科目
保健体育科教育論C	講義	2	3年前期	開講せず
保健体育科教育論D	講義	2	3年後期	開講せず
音楽科教育論A	講義	2	2年前期	教員免許:音楽(中・高)の教職科目
音楽科教育論B	講義	2	2年後期	教員免許:音楽(中・高)の教職科目
音楽科教育論C	講義	2	3年前期	開講せず
音楽科教育論D	講義	2	3年後期	開講せず
美術科教育論A	講義	2	2年前期	教員免許:美術(中・高)の教職科目
美術科教育論B	講義	2	2年後期	教員免許:美術(中・高)の教職科目
美術科教育論C	講義	2	3年前期	開講せず
美術科教育論D	講義	2	3年後期	開講せず
理科教育論A	講義	2	2年前期	教員免許:理科(中・高)の教職科目
理科教育論B	講義	2	2年後期	教員免許:理科(中・高)の教職科目
理科教育論C	講義	2	3年前期	開講せず
理科教育論D	講義	2	3年後期	開講せず
数学教育論A	講義	2	2年前期	教員免許:数学(中・高)の教職科目
数学教育論B	講義	2	2年後期	教員免許:数学(中・高)の教職科目
数学教育論C	講義	2	3年前期	開講せず
数学教育論D	講義	2	3年後期	開講せず
家庭科教育論A	講義	2	2年前期	教員免許:家庭(中・高)の教職科目
家庭科教育論B	講義	2	2年後期	教員免許:家庭(中・高)の教職科目
家庭科教育論C	講義	2	3年前期	開講せず
家庭科教育論D	講義	2	3年後期	開講せず
社会科教育論A	講義	2	2年前期	教員免許:社会(中学校)の教職科目
社会科教育論B	講義	2	2年後期	教員免許:社会(中学校)の教職科目
社会科教育論C	講義	2	3年前期	開講せず
社会科教育論D	講義	2	3年後期	開講せず
地歴科教育論A	講義	2	2年前期	教員免許:地歴(高校)の教職科目
地歴科教育論B	講義	2	2年後期	教員免許:地歴(高校)の教職科目
地歴科教育論C	講義	2	3年前期	開講せず
地歴科教育論D	講義	2	3年後期	開講せず
公民科教育論A	講義	2	2年前期	教員免許:公民(高校)の教職科目
公民科教育論B	講義	2	2年後期	教員免許:公民(高校)の教職科目
公民科教育論C	講義	2	3年前期	開講せず
公民科教育論D	講義	2	3年後期	開講せず
教職実践演習(幼・小)	演習	2	4年後期	教員免許(幼・小)の教職科目
教職実践演習(中・高)	演習	2	4年後期	教員免許(中・高)の教職科目
初等教育事前・事後指導	実習	1	3又は4年次	教員免許(幼・小)の教職科目
初等教育実地研究	実習	4	3又は4年次	教員免許(幼・小)の教職科目

中等教育事前・事後指導	実習	1	3又は4年次	教員免許(中・高)の教職科目
中学校教育実地研究A	実習	2	3又は4年次	教員免許(中学校)の教職科目
中学校教育実地研究B	実習	2	3又は4年次	教員免許(中学校)の教職科目
高校教育実地研究	実習	2	3又は4年次	教員免許(高校)の教職科目
教育実習	実習	3	4年次	教員免許(特別支援)の教職科目
ソルフェージュ	演習	2	2年前期	教員免許:音楽(中・高)の教科科目
邦楽器演奏法	演習	2	3年前期	教員免許:音楽(中・高)の教科科目
音文化論	講義	2	2年前期	教員免許:音楽(中・高)の教科科目
工芸表現演習	演習	2	2年後期	教員免許:美術(中学校)の教科科目
美術批評	講義	2	3年後期	教員免許:美術(中・高)の教科科目
ヴィジュアル・デザイン	実技	2	3年前期	教員免許:美術(中・高)の教科科目
生活情報処理演習	演習	2	2年後期	教員免許:家庭(高校)の教科科目 隔年
家庭看護	講義	2	2年前期	教員免許:家庭(高校)の教科科目 隔年
保育学	講義	2	2年前期	教員免許:家庭(中・高)の教科科目 隔年
家庭経済・経営学	講義	2	2年前期	教員免許:家庭(中・高)の教科科目 隔年
アパレル実習	実習	2	2年後期	教員免許:家庭(中・高)の教科科目 隔年
博物館概論	講義	2	2年	学芸員の必修科目(文学部開講)
博物館経営論	講義	2	2年	学芸員の必修科目(文学部開講)
博物館資料論	講義	2	3年前期	学芸員の必修科目
博物館資料保存論	講義	2	2年	学芸員の必修科目(文学部・理学部開講)
博物館展示論	講義	2	2年前期	学芸員の必修科目(国際文化学部開講)
博物館教育論	講義	2	2年前期	学芸員の必修科目
博物館情報・メディア論	講義	2	2年	学芸員の必修科目(文学部開講)
博物館実習	実習	3	3・4年前期	学芸員の必修科目

## 備考

発達科学部における教育実習の履修要件は以下である。

- (1) 小学校・幼稚園教諭免許取得希望者は「初等教育事前・事後指導」「初等教育実地研究」の2科目（計5単位）、中学校教諭免許取得希望者は「中等教育事前・事後指導」「中学校教育実地研究A」「中学校教育実地研究B」の3科目（計5単位）、高校教諭免許取得希望者は「中等教育事前・事後指導」「高校教育実地研究」の2科目（計3単位）を、いずれも同一年度において履修する。
- (2) 中学校教諭免許取得希望者が履修する3科目により、高校教諭免許取得も可能である。
- (3) 既に「初等教育事前・事後指導」「初等教育実地研究」の2科目の単位を修得した者は、「中等教育事前・事後指導」および「中学校教育実地研究A」または「中学校教育実地研究B」のいずれかを同一年度に履修（計3単位）することによって中学校教諭免許取得が可能となる。それによって、あわせて高校教諭免許取得も可能である。
- (4) 既に中学校ないし高校の教諭免許取得に必要な教育実習科目の単位を修得した者が小学校・幼稚園教諭免許取得を希望する場合は、「初等教育事前・事後指導」「初等教育実地研究」の2科目（計5単位）の同一年度における履修が必要である。
- (5) 既に高校教諭免許取得に必要な教育実習科目の単位を修得した者が中学校教諭免許取得を希望する場合は、「中学校教育実地研究A」「中学校教育実地研究B」（計4単位）の同一年度における履修が必要である。
- (6) 特別支援学校教諭免許取得希望者は「教育実習」を履修する。これに加えて、幼稚園、小学校、中学校ないし高校教諭の免許を取得するための教育実習を別途履修する。

## 4 教育職員免許状取得に関する履修要項

本学部において、教育職員免許状を取得しようとするものは、卒業に必要な単位を修得するほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定めるそれぞれの免許状に必要な科目の単位を併せて修得しなくてはならない。

### I. 本学部で取得できる教育職員免許状の種類及び免許教科

学 科 名	免 訸 状 の 種 類	免 訸 教 科
人 間 形 成 学 科	幼稚園教諭一種免許状	
	小学校教諭一種免許状	
	特別支援学校教諭一種免許状	
人 間 行 動 学 科	中学校教諭一種免許状	保健体育
	高等学校教諭一種免許状	保健体育
人 間 表 現 学 科	中学校教諭一種免許状	音 楽
	高等学校教諭一種免許状	音 楽
	中学校教諭一種免許状	美 術
	高等学校教諭一種免許状	美 術
人 間 環 境 学 科	中学校教諭一種免許状	理 科
	高等学校教諭一種免許状	理 科
	中学校教諭一種免許状	数 学
	高等学校教諭一種免許状	数 学
	中学校教諭一種免許状	家 庭
	高等学校教諭一種免許状	家 庭
	中学校教諭一種免許状	社 会
	高等学校教諭一種免許状	地理歴史
	高等学校教諭一種免許状	公 民

備考 学生の所属コースにかかわらず、希望者はいずれの免許状も取得することができる。

ただし、所属学科を越えての免許の取得については、履修困難な面がある。

## II. 基礎資格及び最低必要単位数

区分		基礎資格	最低単位数			
			教科	教職	教科又は教職	特別
小学校	専修	修士の学位を有すること	8	41	34	
	一種	学士の学位を有すること	8	41	10	
中学校	専修	修士の学位を有すること	20	31	32	
	一種	学士の学位を有すること	20	31	8	
高等学校	専修	修士の学位を有すること	20	23	40	
	一種	学士の学位を有すること	20	23	16	
特別支援学校	専修	修士の学位を有すること及び 小・中・高又は幼稚園の普通 免許状を有すること				50
	一種	学士の学位を有すること及び 小・中・高又は幼稚園の普通 免許状を有すること				26
幼稚園	専修	修士の学位を有すること	6	35	34	
	一種	学士の学位を有すること	6	35	10	

### 備考

- (1) 「日本国憲法」(2単位, 全学共通で開講される科目), 「体育」(2単位, 健康・スポーツ科学実習Ⅰ, Ⅱとして開講される科目), 「外国語コミュニケーション」(2単位, 英語リーディングⅠ, Ⅱとして開講される科目) 及び「情報機器の操作」(2単位, うち1単位は情報基礎として開講される科目, 1単位は情報機器の操作: 資格免許のための科目の項175ページ参照) は, 必ず修得しなければならない。
- (2) 小学校, 中学校的教諭の普通免許状を取得しようとする場合には, 介護等体験が義務づけられている。本学部においては, 2年次に介護等体験を行う。
- (3) 小学校, 中学校, 高等学校及び幼稚園の一種免許状取得に必要なそれぞれの学校種別の教科又は教職に関する科目の履修については, それぞれの学校種別の「教科に関する科目」, 又は「教職に関する科目」の最低修得単位数を超えて修得した単位をもってあてる。
- (4) 専修免許状取得に必要なそれぞれの学校種別の教科又は教職に関する科目について必要な単位の履修については, 専修免許状に必要な基礎資格を得ることのできる課程(大学院修士課程等)において教科に関する科目を修得するか, 又は教職に関する科目を修得することが必要である。ただし, 必要な単位数はそれぞれの学校種別的一種免許状の「教科又は教職に関する科目」の単位数を引いた単位数である。(いずれの学校種別においても必要な単位数は24単位である。)

### III. 教科に関する科目

#### 1. 小学校及び幼稚園

区分	教科に関する科目		最低修得単位数
小学校	国語 (書写を含む)	1 以上の科目について修得すること。	8 以上
	社会		
	算 数		
	理 科		
	生 活		
	音 楽		
	図画工作		
	家 庭		
	体 育		
幼稚園	国語 (書写を含む)	幼一種免 国語、算数、生活、音楽、図画工作 及び体育の教科に関する科目のうち 1 以上の科目について修得すること。	6 以上
	算 数		
	生 活		
	音 楽		
	図画工作		
	体 育		

## 2. 中学校及び高等学校

教科及び免許		教科に関する科目	最低修得単位数
保健体育	中学校	体育実技 「体育原理, 体育心理学, 体育経営管理学, 体育社会学, 体育史」及び運動学(運動方法学を含む。) 生理学(運動生理学を含む。) 衛生学及び公衆衛生学 学校保健(小児保健, 精神保健, 学校安全及び救急処置を含む。)	計 20
	高等学校	体育実技 「体育原理, 体育心理学, 体育経営管理学, 体育社会学, 体育史」及び運動学(運動方法学を含む。) 生理学(運動生理学を含む。) 衛生学及び公衆衛生学 学校保健(小児保健, 精神保健, 学校安全及び救急処置を含む。)	計 20
音 楽	中学校	ソルフェージュ 声楽(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。) 器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。) 指揮法 音楽理論, 作曲法(編曲法を含む。)及び音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)	計 20
	高等学校	ソルフェージュ 声楽(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。) 器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。) 指揮法 音楽理論, 作曲法(編曲法を含む。)及び音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)	計 20
美 術	中学校	絵画(映像メディア表現を含む。) 彫刻 デザイン(映像メディア表現を含む。) 工芸 美術理論及び美術史(鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)	計 20
	高等学校	絵画(映像メディア表現を含む。) 彫刻 デザイン(映像メディア表現を含む。) 美術理論及び美術史(鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)	計 20
社 会	中学校	日本史及び外国史 地理学(地誌を含む。) 「法律学, 政治学」 「社会学, 経済学」 「哲学, 倫理学, 宗教学」	計 20

教科及び免許		教科に関する科目	最低修得単位数
地理歴史	高等学校	日本史 外国史 人文地理及び自然地理学 地誌	計 20
公 民	高等学校	「法律学(国際法を含む。)政治学(国際政治を含む。)」 「社会学, 経済学(国際経済を含む。)」 「哲学, 倫理学, 宗教学, 心理学」	計 20
家 庭	中学校	家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。) 被服学(被服製作実習を含む。) 食物学(栄養学, 食品学及び調理実習を含む。) 住居学 保育学(実習を含む。)	計 20
	高等学校	家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。) 被服学(被服製作実習を含む。) 食物学(栄養学, 食品学及び調理実習を含む。) 住居学(製図を含む。) 保育学(実習及び家庭看護を含む。) 家庭電気・機械及び情報処理	計 20
理 科	中学校	物理学 物理学実験(コンピュータ活用を含む。) 化学 化学実験(コンピュータ活用を含む。) 生物学 生物学実験(コンピュータ活用を含む。) 地学 地学実験(コンピュータ活用を含む。)	計 20
	高等学校	物理学 化学 生物学 地学 「物理学実験(コンピュータ活用を含む。), 化学実験(コンピュータ活用を含む。), 生物学実験(コンピュータ活用を含む。), 地学実験(コンピュータ活用を含む。)」	計 20
数 学	中学校	代数学 幾何学 解析学 「確率論, 統計学」 コンピュータ	計 20
	高等学校	代数学 幾何学 解析学 「確率論, 統計学」 コンピュータ	計 20

#### IV. 教職に関する科目

第一欄	教職に関する科目	免許状の種類及び単位数			
		小学校	幼稚園	中学校	高等学校
第二欄	教職の意義及び教員の役割	2	2	2	2
	教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）				
	進路選択に資する各種の機会の提供等				
第三欄	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	6	6	6
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）				
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項				
第四欄	教育課程の意義及び編成の方法	20	12	6	6
	各教科の指導法				
	道徳の指導法				
	特別活動の指導法				
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	2	4		
	教育課程の意義及び編成の方法	14			
	保育内容の指導法				
	生徒指導の理論及び方法	4	4	4	4
	進路指導の理論及び方法				
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法				
第五欄	幼児理解の理論及び方法	2			
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法				
第六欄	教育実習	5	5	5	3
第六欄	教職実践演習	2	2	2	2

#### V. 特別支援教職に関する科目

	教科に関する科目	免許状の種類及び単位数
		特別支援学校
第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	2
第二欄	特別支援教育領域に関する科目	16
第三欄	免許状に定められていることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	5
第四欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	3

## VI. 教育職員免許状取得に関する科目認定一覧

### 1. 小学校及び幼稚園

第1表 教科に関する科目（小学校・幼稚園一種免許状）

教科に関する科目	最低修得単位数	本学部認定授業科目	単位数	備考
国語 (書写を含む)		○児童言語教育論	2	
社会		○初等社会科教育論	2	
算数		○算数教育論	2	
理科		○自然教育論	2	
生活	小一種免8単位以上 幼一種免6単位以上	○生活科教育論	2	
音楽		○音楽表現発達論	2	
図画工作		○造形表現発達論	2	
家庭		○初等家政学概論	2	
体育		○初等体育論	2	

### 備考

- (1)○印科目は、小学校及び幼稚園一種免許状の必修科目である。
- (2)表中の最低修得単位数は免許法施行規則に定める単位数であり、本学部認定授業科目欄において「必修」「選択必修」「選択」の各区分で指定された科目は遗漏の無いように履修すること。

第2表 教職に関する科目（小学校・幼稚園一種免許状）

第一欄	教職に関する科目	最低修得単位数	本学部認定授業科目	単位数	備考
第二欄	教職の意義及び教員の役割	小2 幼2	◎教職論	2	
	教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)				
	進路選択に資する各種の機会の提供等				
第三欄	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	小6 幼6	◎教育学概論	2	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)		◎教育心理学	2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		△乳幼児発達論	2	幼一種免のみ
			教育制度概説 教育政策 教育行政学	2 2 2	小幼とも1科目以上選択必修
第四欄	教育課程の意義及び編成の方法	小20	○カリキュラム論	2	
	各教科の指導法		○国語教育方法論 ○社会科教育方法論 ○理科教育方法論 ○算数教育方法論 ○生活科教育方法論 ○家庭科教育方法論 ○音楽表現教育方法論 ○造形表現教育方法論 ○運動教育方法論	2 2 2 2 2 2 2 2 2	
	道徳の指導法		○道徳教育論	2	
	特別活動の指導法		○特別活動指導法	2	
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	小2 幼4	教育方法学 学習指導論 授業システム論	2 2 2	小幼とも2科目以上選択必修
	教育課程の意義及び編成の方法		△幼児教育内容論	2	
	保育内容の指導法	幼14	△幼児健康指導法 △幼児人間関係指導法 △幼児環境指導法 △幼児言語表現指導法 △幼児音楽表現指導法 △幼児造形表現指導法	2 2 2 2 2 2	

第四欄	生徒指導の理論及び方法 進路指導の理論及び方法	小4	○生活指導論	2	
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		○相談心理学	2	
	幼児理解の理論及び方法	幼2	△幼児精神衛生論	2	
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		△相談心理学	2	
第五欄	教育実習	小5	○初等教育事前・事後指導	1	
		幼5	○初等教育実地研究	4	
第六欄	教職実践演習	小2 幼2	○教職実践演習(幼・小)	2	

## 備 考

- (1)○印科目は、 小学校及び幼稚園一種免許状の指定科目（必修科目）である。
- (2)○印科目は、 小学校一種免許状の指定科目（必修科目）である。
- (3)△印科目は、 幼稚園一種免許状の指定科目（必修科目）である。ただし、 小学校一種免許状を併せて取得する場合、 第四欄の「保育内容の指導法」の単位のうち、 半数（6単位）までは、 小学校教諭の免許状の授与を受ける場合の「各教科の指導法」又は「特別活動の指導法」の単位をもってあてることができる。
- (4)教育実習は、 原則として3年次に実施する。教育実習の履修要件については184ページ、 教育実習履修の前提となる要件については135ページを、 それぞれ参照のこと。
- (5)表中の最低修得単位数は免許法施行規則に定める単位数であり、 本学部認定授業科目欄において「必修」「選択必修」「選択」の各区分で指定された科目は遺漏の無いように履修すること。

## 2. 中学校及び高等学校

第1表 教科に関する科目  
中学校・高等学校教諭第一種免許状（保健体育）

教科に関する科目	最低修得単位数	本学部認定授業科目	単位数	備考
体育実技  「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学（運動方法学を含む。）	中一種免 20  高一種免 20	○陸上運動方法論	1	いずれか2科目選択必修
		○水泳系運動方法論	1	
		○球技運動方法論	1	
		舞踊運動方法論	1	
		武道系運動方法論	1	
		○野外運動方法論	2	
		○体育・スポーツ史	2	
		○スポーツ社会学	2	
		運動処方論	2	
		○身体運動技術論	2	
生理学（運動生理学を含む。）		運動心理学	2	いずれか2科目選択必修
		人体構造機能論	2	
		身体適応論	2	
衛生学及び公衆衛生学  学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）		身体運動発達論	2	
		○公衆衛生学	2	
		○健康教育論	2	
		運動障害論	2	

### 備考

- (1)○印科目は、中学校及び高等学校一種免許状の指定科目（必修科目）である。
- (2)中学校一種免許状を取得する場合は、上記の科目より教科に関する科目20単位と教科又は教職に関する科目8単位を修得すること。なお、教科又は教職に関する科目8単位の修得については「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」の最低修得単位数を超えて修得した単位をもってあてる。
- (3)高等学校一種免許状を取得する場合は、上記の科目より教科に関する科目20単位と教科又は教職に関する科目16単位を修得すること。なお、教科又は教職に関する科目16単位の修得については「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」の最低修得単位数を超えて修得した単位をもってあてる。

中学校・高等学校教諭第一種免許状（音楽）

教科に関する科目	最低修得単位数	本学部認定授業科目	単位数	備 考
ソルフェージュ	中一種免 20 高一種免 20	○ソルフェージュ	2	
声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）		○声楽表現演習 1	2	
		○合唱表現演習	2	
器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）		○ピアノ演奏演習 1	2	
		○ピアノ演奏演習 2	2	
指揮法		○合奏表現演習	2	
		○邦楽器演奏法	2	
音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）		○音楽集団活動論	2	
		○音楽理論 2	2	
		○西洋音楽文化論	2	
		○音文化論	2	

備 考

- (1)○印科目は、中学校及び高等学校一種免許状の指定科目（必修科目）である。
- (2)中学校一種免許状を取得する場合は、上記の科目より教科に関する科目20単位と教科又は教職に関する科目8単位を修得すること。なお、教科又は教職に関する科目8単位の修得については「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」の最低修得単位数を超えて修得した単位をもってあてる。
- (3)高等学校一種免許状を取得する場合は、上記の科目より教科に関する科目20単位と教科又は教職に関する科目16単位を修得すること。なお、教科又は教職に関する科目16単位の修得については「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」の最低修得単位数を超えて修得した単位をもってあてる。

中学校・高等学校教諭第一種免許状（美術）

教科に関する科目	最低修得単位数	本学部認定授業科目	単位数	備 考	
絵画（映像メディア表現を含む。）	中一種免 20 高一種免 20	○絵画表現	2		
		絵画表現論	2		
		メディア論	2		
		映像・メディア論演習	2		
		○立体造形	2		
		○ヴィジュアル・デザイン	2		
		ファッショング文化論 1	2		
		ヴィジュアル・コミュニケーション論	2		
		空間表象論	2		
		△工芸表現演習	2	(中一種免のみ)	
デザイン（映像メディア表現を含む。）		立体造形論	2		
		○美術批評	2		
		デザイン史 1	2		
		デザイン史 2	2		
		映像論	2		
		都市・建築文化論	2		
工芸					
美術理論および美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）					

備 考

- (1)○印科目は、高等学校一種免許状の指定科目（必修科目）である。
- (2)○、△印科目は、中学校一種免許状の指定科目（必修科目）である。
- (3)中学校一種免許状を取得する場合は、上記の科目より教科に関する科目20単位と教科又は教職に関する科目8単位を修得すること。なお、教科又は教職に関する科目8単位の修得については「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」の最低修得単位数を超えて修得した単位をもってあてる。
- (4)高等学校一種免許状を取得する場合は、上記の科目より教科に関する科目20単位と教科又は教職に関する科目16単位を修得すること。なお、教科又は教職に関する科目16単位の修得については「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」の最低修得単位数を超えて修得した単位をもってあてる。

中学校教諭第一種免許状（社会）

教科に関する科目	最低修得単位数	本学部認定授業科目	単位数	備 考	
日本史及び外国史	中一種免 20	○日本史	2		
		○外国史	2		
		社会環境思想史	2		
		現代日本社会史	2		
		社会政策史	2		
		社会変動史	2		
		労働史	2		
		○人文地理学	2		
		○自然地理学	2	文学部開講	
		地域社会環境論A	2		
地理学（地誌を含む。）		地域社会環境論B	2		
		都市地域論	2		
		農村開発論	2		
		地域空間システム論	2		
		コミュニティ論	2		
		フィールドワーク実習	2		
		○地誌	2	文学部開講	
		○法律学	2		
		○政治学	2		
		国際社会環境論	2		
「法律学、政治学」		国際平和論	2		
		公共性論	2		
		国際開発論	2		
		○社会学	2		
		○経済学	2		
「社会学、経済学」		産業社会環境論A	2		
		産業社会環境論B	2		
		社会文化環境論	2		
		産業構造論	2		
		家族論	2		
「哲学、倫理学、宗教学」		○倫理学	2		
		社会規範論A	2		
		社会規範論B	2		

備 考

- (1)○印科目は、中学校一種免許状の指定科目（必修科目）である。
- (2)中学校一種免許状を取得する場合は、上記の科目より教科に関する科目20単位と教科又は教職に関する科目8単位を修得すること。なお、教科又は教職に関する科目8単位の修得については「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」の最低修得単位数を超えて修得した単位をもってあてる。

### 高等学校教諭第一種免許状（地理歴史）

教科に関する科目	最低修得単位数	本学部認定授業科目	単位数	備 考	
日本史	高一種免 20	○日本史	2		
		現代日本社会史	2		
		社会変動史	2		
		○外国史	2		
		社会環境思想史	2		
		社会政策史	2		
		労働史	2		
		○人文地理学	2		
		○自然地理学	2	文学部開講	
		地域社会環境論A	2		
		地域社会環境論B	2		
		都市地域論	2		
人文地理及び自然地理学		農村開発論	2		
		地域空間システム論	2		
		コミュニティ論	2		
		フィールドワーク実習	2		
		○地誌	2	文学部開講	
地誌					

#### 備 考

- (1)○印科目は、高等学校一種免許状の指定科目（必修科目）である。
- (2)高等学校一種免許状を取得する場合は、上記の科目より教科に関する科目20単位と教科又は教職に関する科目16単位を修得すること。なお、教科又は教職に関する科目16単位の修得については「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」の最低修得単位数を超えて修得した単位をもってあてる。

## 高等学校教諭第一種免許状（公民）

教科に関する科目	最低修得単位数	本学部認定授業科目	単位数	備 考	
「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	高一種免 20	○法律学	2	国際法を含む	
		○政治学	2	国際政治を含む	
		国際社会環境論	2		
		国際平和論	2		
		公共性論	2		
		国際開発論	2		
		○社会学	2		
		○経済学	2		
		産業社会環境論A	2		
		産業社会環境論B	2	国際経済を含む	
		社会文化環境論	2		
		産業構造論	2		
		家族論	2		
		○倫理学	2		
「社会学、経済学（国際経済を含む。）」		社会規範論A	2		
		社会規範論B	2		
		生涯発達心理学	2		
「哲学、倫理学、宗教学、心理学」					

### 備 考

- (1)○印科目は、高等学校一種免許状の指定科目（必修科目）である。
- (2)高等学校一種免許状を取得する場合は、上記の科目より教科に関する科目20単位と教科又は教職に関する科目16単位を修得すること。なお、教科又は教職に関する科目16単位の修得については「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」の最低修得単位数を超えて修得した単位をもってあてる。

中学校・高等学校教諭第一種免許状（家庭）

教科に関する科目	最低修得単位数	本学部認定授業科目	単位数	備 考	
家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）	中一種免 20 高一種免 20	○家庭経済・経営学	2		
		生活環境心理学	2		
		○家族論	2		
		○衣環境学 1	2		
		衣環境学 2	2		
		衣環境学演習	2		
		衣環境学実験	2		
		○アパレル実習	2		
		○食環境学 1	2		
		食環境学 2	2		
		○栄養学	2		
		食環境学実験	2		
		○食環境学実習	2		
		生活空間計画論 1	2		
		生活空間計画論 2	2		
被服学（被服製作実習を含む。）		生活環境共生論 1	2		
		生活環境共生論 2	2		
		○住宅設計論	2		
		○保育学	2		
		○家庭看護	2		
		△生活電気・機械	2	高一種免のみ	
食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）		△生活情報処理演習	2	高一種免のみ	
住居学（製図を含む。）					
保育学（実習及び家庭看護を含む。）					
家庭電気・機械及び情報処理					

備 考

- (1)○印科目は、中学校一種免許状の指定科目（必修科目）である。
- (2)○、△印科目は、高等学校一種免許状の指定科目（必修科目）である。
- (3)中学校一種免許状を取得する場合は、上記の科目より教科に関する科目20単位と教科又は教職に関する科目8単位を修得すること。なお、教科又は教職に関する科目8単位の修得については「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」の最低修得単位数を超えて修得した単位をもってあてる。
- (4)高等学校一種免許状を取得する場合は、上記の科目より教科に関する科目20単位と教科又は教職に関する科目16単位を修得すること。なお、教科又は教職に関する科目16単位の修得については「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」の最低修得単位数を超えて修得した単位をもってあてる。

中学校・高等学校教諭第一種免許状（理科）

教科に関する科目	最低修得単位数	本学部認定授業科目	単位数	備 考	
物理学	中一種免 20 高一種免 20	宇宙史	2		
		○現代物理化学A	2		
		宇宙環境物理学	2		
		量子物理学	2		
		環境物理学	2		
		基本粒子物理学	1		
		○物理学実験	2	コンピュータ活用を含む。	
		○現代物質科学	2		
		環境有機化学	2		
		無機化学	2		
化学		分析化学	2		
		生物有機化学	2		
		○自然環境科学実験C (主として化学)	2	コンピュータ活用を含む。	
		○現代生命科学A	2		
		○現代生命科学B	2		
		生物環境科学	2		
		動物行動生態学	2		
		環境植物生態学	2		
		高次分子生命科学	2		
		環境遺伝学	2		
生物学		○自然環境科学実験B (主として生物学)	2	コンピュータ活用を含む。	
		○環境地球科学A	2		
		○環境地球科学B	2		
		地球環境変遷学	1		
		鉱物学	1		
		地球環境科学特別講義	1		
		環境地球化学・同演習A	2		
		環境地質学・同演習1	2		
		大気環境学	2		
		○自然環境科学実験A (主として地学)	2	コンピュータ活用を含む。	
備 考					

- (1)○印科目は、中学校及び高等学校一種免許状の指定科目（必修科目）である。
- (2)中学校一種免許状を取得する場合は、上記の科目より教科に関する科目20単位と教科又は教職に関する科目8単位を修得すること。なお、教科又は教職に関する科目8単位の修得については「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」の最低修得単位数を超えて修得した単位をもってあてる。
- (3)高等学校一種免許状を取得する場合は、上記の科目より教科に関する科目20単位と教科又は教職に関する科目16単位を修得すること。なお、教科又は教職に関する科目16単位の修得については「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」の最低修得単位数を超えて修得した単位をもってあてる。

中学校・高等学校教諭第一種免許状（数学）

教科に関する科目	最低修得単位数	本学部認定授業科目	単位数	備 考	
代数学	中一種免 20 高一種免 20	○代数系の基礎	2		
		応用代数学	2		
		数理と論証	2		
		○幾何系の基礎	2		
		応用幾何学A	2		
		応用幾何学B	2		
		幾何学III	2	理学部開講	
		○解析系の基礎	2		
		応用解析学A	2		
		応用解析学B	2		
		○数理統計の基礎	2		
		応用統計学A	2		
「確率論、統計学」		応用統計学B	2		
		応用統計学C	2		
		確率論 I	2		
		○計算機科学A	2		
		計算機科学B	2		
コンピュータ		数理と計算機	2		
		計算機数学	2		

備 考

- (1)○印科目は、中学校及び高等学校一種免許状の指定科目（必修科目）である。
- (2)中学校一種免許状を取得する場合は、上記の科目より教科に関する科目20単位と教科又は教職に関する科目8単位を修得すること。なお、教科又は教職に関する科目8単位の修得については「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」の最低修得単位数を超えて修得した単位をもってあてる。
- (3)高等学校一種免許状を取得する場合は、上記の科目より教科に関する科目20単位と教科又は教職に関する科目16単位を修得すること。なお、教科又は教職に関する科目16単位の修得については「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」の最低修得単位数を超えて修得した単位をもってあてる。

第2表 教職に関する科目（中学校・高等学校一種免許状）

第一欄	教科に関する科目	単位数	本学部認定授業科目	単位数	備 考	
第二欄	教職の意義及び教員の役割	2	◎教職論	2		
	教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)					
	進路選択に資する各種の機会の提供等					
第三欄	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	◎教育学概論	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)		◎教育心理学	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		教育制度概説 教育政策 教育行政学	2 2 2	1科目以上選択必修	
第四欄	教育課程の意義及び編成の方法	中12 高6	◎中等カリキュラム論	2	該当する教科教育法について2科目・4単位必修  (取得しようとする免許科目の教育論を履修すること。他教科教育論をもってかえることはできない)	
	各教科の指導法		保健体育科教育論A 保健体育科教育論B 保健体育科教育論C 保健体育科教育論D	2 2 2 2		
			音楽科教育論A 音楽科教育論B 音楽科教育論C 音楽科教育論D	2 2 2 2		
			美術科教育論A 美術科教育論B 美術科教育論C 美術科教育論D	2 2 2 2		
	各教科の指導法		社会科教育論A 社会科教育論B 社会科教育論C 社会科教育論D	2 2 2 2		
			地歴科教育論A 地歴科教育論B 地歴科教育論C 地歴科教育論D	2 2 2 2		
			公民科教育論A 公民科教育論B 公民科教育論C 公民科教育論D	2 2 2 2		

第四欄		4	家庭科教育論A	2	
			家庭科教育論B	2	
			家庭科教育論C	2	
			家庭科教育論D	2	
			理科教育論A	2	
			理科教育論B	2	
			理科教育論C	2	
			理科教育論D	2	
			数学教育論A	2	
			数学教育論B	2	
道徳の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		5	数学教育論C	2	
			数学教育論D	2	
			○道徳教育論	2	
			○特別活動指導法	2	
			教育方法学	2	1科目以上 選択必修
生徒指導の理論及び方法 進路指導の理論及び方法		4	学習指導論	2	選択必修
			○授業システム論	2	必修
			◎生活指導論	2	
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法		4	◎相談心理学	2	
			○中等教育事前・事後指導	1	
			○中学校教育実地研究A	2	中一種免(高 一種免兼ねる)
			○中学校教育実地研究B	2	
第五欄	教育実習	5	△高校教育実地研究	2	高一種免のみ
			○教職実践演習(中・高)	2	
第六欄	教職実践演習	2			

## 備 考

- (1)○印科目は、中学校及び高等学校一種免許状の指定科目（必修科目）である。
- (2)○印科目は、中学校一種免許状の指定科目（必修科目）である。
- (3)△印科目は、高等学校一種免許状の指定科目（必修科目）である。
- (4)高等学校免許状取得にあたっては、第四欄の道徳教育に関する科目を修得しなくてよい。
- (5)教育実習は、原則として3年次に実施する。教育実習の履修要件については184ページ、教育実習履修の前提となる要件については135ページを、それぞれ参照のこと。
- (6)中学校及び高等学校教諭一種免許状を取得する場合の「教科又は教職に関する科目」の単位修得については、「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」の最低修得単位数を超えて修得した単位をもってあてるため、「教科に関する科目」と「教職に関する科目」を合わせて59単位以上修得することが必要である。

### 3. 特別支援学校

第1表 特別支援教育に関する科目

	特別支援教育教科に関する科目	免許状の種類及び単位数 特別支援学校一種	本学部認定授業科目	単位数	備考
第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	2	○特別支援教育総論	2	
			特別支援教育学	2	
第二欄	特別支援教育領域に関する科目	16	○発達障害心理学1	2	
			○発達障害心理学2	2	
			○発達障害臨床学1	2	
			○発達障害臨床学2	2	
			○障害児発達学	2	
			○障害児指導学	2	
			○知的障害の心理・生理・病理演習	2	
			○心理検査法1	2	
第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	5	○視覚障害児発達学	2	
			○学習障害等教育総論	2	
			○児童青年精神医学	2	
第四欄	心身に障害のある幼児、児童または生徒についての教育実習	3	○教育実習	3	

#### 備考

- (1)○印科目は、指定科目（必修科目）である。
- (2)教育実習は、原則として4年次（附属特別支援学校）に実施する。135ページおよび184ページ参照。

## 5 教育職員免許以外の資格について

### (1) 学芸員の資格に関する科目

博物館法施行規則に定める科目	単位数	本学部で開講する授業科目	単位数	備 考
生涯学習概論	2	生涯学習論	2	
		社会教育論	2	
博物館概論	2	博物館概論	2	文学部開講
博物館経営論	2	博物館経営論	2	文学部開講
博物館資料論	2	博物館資料論	2	
博物館資料保存論	2	博物館資料保存論	2	文学部及び 理学部開講
博物館展示論	2	博物館展示論	2	国際文化 学部開講
博物館教育論	2	博物館教育論	2	
博物館情報・メディア論	2	博物館情報・メディア論	2	文学部開講
博物館実習	3	博物館実習	3	

※博物館実習には、事前指導・学内実習・館園実習及び事後指導を含む。

学内実習は3年次、館園実習は4年次に行う。

館園実習に伴う事前指導及び事後指導は館園実習の前後に行う。

博物館実習全体の事前指導は3年次、事後指導は4年次に行う。

※博物館法第5条により、大学において博物館に関する科目を修得し、学士の学位を得た者には学芸員の資格が発生する。この証明を必要とする者は、教務学生係に証明書発行願を提出し、交付を受けること。

(2) 社会教育主事の資格に関する科目

社会教育主事講習等規定に定める科目	単位数	授業科目	単位数
生涯学習概論	4	生涯学習論 成人学習論	2 2
社会教育計画	4	社会教育計画論 社会調査法	2 2
社会教育演習、社会教育実習又は社会教育課題研究のうち一以上の科目	4	発達支援論演習(労働・成人教育支援論) 発達支援論演習(ボランティア社会・学習支援論) 発達支援論演習(障害共生支援論)	2 2 2
社会教育特講 I (現代社会と社会教育)	4	スポーツプロモーション論 発達支援論研究 教育学概論 教育行政学 エイジング研究 生涯発達心理学 子ども発達論	2 2 2 2 2 2 2
		生涯スポーツ論 健康教育論 博物館学 I	2 2 2
		博物館学 II	2
		博物館学 III	2
		異文化教育論 カウンセリング	2 2
		音楽療法論 表現ワークショップ論	2 2
	4	都市地域論 コミュニティ論 公共性論 エコロジー論 家族論 福祉国家論	2 2 2 2 2 2
		農村開発論 地域空間システム論	2 2
		自治体論 国際開発論	2 2
		都市・建築文化論	2
		スポーツマネジメント論	2
		生活環境概論	2
社会教育特講 II (社会教育活動・事業・施設)	12	都市地域論 コミュニティ論 公共性論 エコロジー論 家族論 福祉国家論	2 2 2 2 2 2
		農村開発論 地域空間システム論	2 2
		自治体論 国際開発論	2 2
		都市・建築文化論	2
		スポーツマネジメント論	2
		生活環境概論	2
		都市地域論 コミュニティ論 公共性論 エコロジー論 家族論 福祉国家論	2 2 2 2 2 2
		農村開発論 地域空間システム論	2 2
		自治体論 国際開発論	2 2
		都市・建築文化論	2
		スポーツマネジメント論	2
		生活環境概論	2
社会教育特講 III (その他必要な科目)	4	都市地域論 コミュニティ論 公共性論 エコロジー論 家族論 福祉国家論	2 2 2 2 2 2
		農村開発論 地域空間システム論	2 2
		自治体論 国際開発論	2 2
		都市・建築文化論	2
		スポーツマネジメント論	2
		生活環境概論	2
		都市地域論 コミュニティ論 公共性論 エコロジー論 家族論 福祉国家論	2 2 2 2 2 2
		農村開発論 地域空間システム論	2 2
		自治体論 国際開発論	2 2
		都市・建築文化論	2
		スポーツマネジメント論	2
		生活環境概論	2

(3) 社会福祉主事任用資格に関する科目

社会福祉主事の設置に関する法律に定める科目	本学部で開講する科目	単位数
社会福祉概論		
社会福祉事業史		
社会福祉援助技術論		
社会福祉調査論		
社会福祉施設経営論		
社会福祉行政論		
社会保障論		
公的扶助論		
児童福祉論	児童福祉論	2
家庭福祉論		
保育理論		
身体障害者福祉論		
知的障害者福祉論		
精神障害者保健福祉論		
老人福祉論	高齢者保健福祉論	2
医療社会事業論		
地域福祉論		
法学	法律学	2
民法		
行政法		
経済学	経済学	2
社会政策		
経済政策		
心理学		
社会学	社会学	2
教育学	教育学概論	2
倫理学	倫理学	2
公衆衛生学	公衆衛生学	2
医学一般		
リハビリテーション論		
看護学		
介護概論		
栄養学	栄養学	2
家政学		

※ 3科目以上履修すること

## 6 交換留学制度

本学部・研究科では、下記の大学との間に交換留学制度を有しています。いずれも、留学に要する検定料・入学金・授業料が免除されます（但し、渡航費や生活費については学生の自己負担となります）。留学先で修得した単位については、一定限度本学部・研究科単位として認定されることがあります。募集については、掲示にて確認してください。

### 1. 北京師範大学教育学院、政治学興国際関係学院、外文学院

中国北京にある北京師範大学教育学院、政治学興国際関係学院、外文学院は、各年度2名以内の学生を受け入れる。留学の期間は原則として1年とし（学生の希望により、学期を単位とする留学も認めることがある）、学生の身分は特別聴講学生又は特別研究学生とする。学生は、中国語による十分な意志疎通が図れることを条件とする。

### 2. 華東師範大学教育科学学院・人文学院・継続教育学院

中国上海にある華東師範大学教育科学與技術学院は、各年度3名以内の学生を受け入れる。留学の期間は原則として1年とし（学生の希望により、学期を単位とする留学も認めることがある）、学生の身分は特別聴講学生又は特別研究学生とする。学生は、中国語による十分な意志疎通が図れることを条件とする。

### 3. オーフス大学

デンマーク、オーフスにあるオーフス大学は、発達科学部・国際文化学部・大学院総合人間科学研究科及び医学部より、各年度5名以内の学生を受け入れる。留学の期間は原則として一年とする（交換学生の希望により、学期を単位とする留学も認めることがある。また両大学の合意により、一年間の延長は可とする）。学生の身分は特別聴講学生又は特別研究学生とする。学生はデンマーク語、又は、英語による十分な意志疎通が図れることを条件とする。

### 4. 釜山国立大学師範学部

韓国の釜山にある釜山国立大学師範学部は、各年度2名以内の学生を受け入れる。留学の期間は原則として1年とし（学生の希望により、学期を単位とする留学も認めることがある）、学生の身分は交換留学生とする。学生は、韓国語による十分な意志疎通が図れることを条件とする。

※ 上記の大学の他、公州教育大学校（韓国）、ナザレ大学再活福祉大学院（韓国）、ペンザ州立建築建設大学（ロシア）、ヨハネスケプラー大学（オーストリア）浙江大学人文学院及び伝媒と国際文化学院（中国）、香港大学（中国）、ハンブルグ大学（ドイツ）、ピッツバーグ大学（米）、ワシントン大学（米）、クイーンズランド大学（豪）、西オーストラリア大学（豪）、ロンドン大学東洋アフリカ研究学院（英）、パリ第2大学（仏）、パリ第10大学（仏）、パリ第7大学、グラーツ大学（オーストリア）、カレル大学（チェコ）、ライデン大学（オランダ）、ソウル国立大学校（韓国）、武漢大学（中国）、精華大学（中国）、上海交通大学（中国）、国立台湾大学（台湾）等とも交換留学制度を有しています。

交換留学制度の詳細については、下記のHPを参照してください。

<http://www.kobe-u.ac.jp/international/study-abroad-programs/exchange.htm>



V  
学  
生  
関  
係

## V 学 生 関 係



# 1 学生の日常周知事項

## (1) 学生への通知等について

学生への通知及び連絡は、すべて公用掲示板により行いますので、定期的に掲示の内容に留意してください。

〈1〉大学教育推進機構全学共通教育部関係掲示板（鶴甲第1キャンパスA棟1階学生ホール）

- ① 全学共通授業科目等に関する事項
- ② 鶴甲第1キャンパスの学生生活に関する事項

〈2〉本学部掲示板（発達科学部キャンパスA棟2階等）

## (2) 証明書類の交付、発行等について

〈1〉学生証

学生証は学籍を証明するものですから、学生は、学生証の交付を受け、これを常に携帯し本学教職員の請求があったときは、いつでもこれを提示してください。

学生証を携帯していないときは、図書館その他の施設を利用することができないことがあります。

A 再交付

学生証の紛失、破損、改姓、氏名漢字の変更等又は有効期限が過ぎたときは、教務学生係へ申し出てください。

B 磁気データ消失

学生証の磁気データが消失した場合は、学務部学務課（学生センター）へ磁気データの書き込みを申し出てください。

〈2〉学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）、在学証明書、卒業見込証明書

JR（旅客鉄道会社）を利用して、実習・見学・帰省などで片道100km（営業キロ）を超えて旅行するときは、普通乗車券に限って旅客運賃の2割引で利用できるものです（他の鉄道・航路又はバス会社等については、事前に各社窓口に確認してください。）、有効期間は発行日から3か月間です。1回の交付は2枚までとし、1人年間10枚を限度とします。

学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）、在学証明書（和文・英文）、卒業（修了）見込証明書（和文・英文）、学業成績証明書（和文・英文）、仮受験票については「証明書自動発行機」で交付していますので、画面表示に従い操作を行ってください。

証明書の自動発行機を使用する際には、学生証とパスワードの入力が必要です。パスワードについてはガイダンス等で説明されますが、わからない場合には教務学生係に照会してください。

仮受験票については、初期パスワードでの交付できませんので、事前にパスワードの変更を行ってください。

証明書自動発行機の設置場所・取扱時間は次のとおりです。

設置場所	取扱時間
国際文化学部B棟1階ホール内 発達科学部本館A棟1階（発達ホールDルーム内） 六甲台第3学舎1階学生コーナー	午前8:40～午後5:10 午前8:30～午後7:00 <small>（授業・定期試験を含む） 以外の時は午後5:15まで</small>
工学部玄関1階 文学部本館1階	午前8:45～午後5:00 <small>（土曜日も稼働）</small>
農学部A棟1階学生ホール内 医学部医学科学生ホール1階 医学部保健学科B棟1階 海事科学部事務棟1階	午前9:00～午後5:00 午前9:00～午後5:15 午前9:00～午後5:00 午前9:00～午後6:00 <small>（水・金曜日は午後7:00まで）</small>
	午前8:30～午後5:15

ただし、土曜（六甲台は稼働）・日曜・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）は、利用できません。

### 〈3〉人物考査書、推薦書

就職のために必要なときは、できるだけ早くキャリアサポートセンターへ願い出てください。

### 〈4〉健康診断証明書

就職等のために必要な場合は、必要とする日の前日までに保健管理センターへ申し込んでください。（午前9:00～12:00、午後1:00～4:00）

ただし、必ずしも翌日に交付できない場合があるので、注意してください。

なお、健康診断証明書は、大学で行う定期健康診断を受検した者に限り交付します。（申込み期間等については、掲示に注意してください）

なお上記以外の卒業（修了）証明書、提出機関が指定する様式の各種証明書が必要なときは、教務学生係で所定の証明書発行（交付）願により申込み、交付を受けてください。

ただし、申込日から発行まで時間がかかりますので、教務学生係の指示に従ってください。

### （3）通学定期乗車券の購入について

通学定期券を購入するときは、学生証と「通学定期乗車券発行控（有効期間は1年）」を利用する交通機関の定期券発売所に提示し、備えつけの申込用紙に所定事項を記入して申込んでください。

ただし、購入できる通学定期乗車券は宿所（現住所）の最寄り駅から大学（就学学舎）の最寄り駅との間を順路により通学する場合に購入できます。

また、交通機関によっては別途「通学証明書（各交通機関で配付）」を必要とする場合もありますので、定期券発売所所定の用紙に必要事項を記入の上、2日前までに教務学生係に証明を申し込んでください。

（注）バスの定期券は月単位になっているところもありますので、確認のこと。

購入の時期を誤り、不利益にならないよう注意してください。

### （4）住所等の変更の届出について

入学時に提出した「学生登録票」の内容に変更があったときは、速やかに教務学生係へ届け出してください。

### （5）休学、復学、退学等願出について

休学、復学、退学等について願い出る場合は、所定の用紙により事前に理由を記入して、教務学生係を通じて学部長に願い出なければなりません。なお、病気のため休学、退学を願い出る場合及び病気のため休学をした者が復学を願い出る場合は診断書の添付を必要とします。

### （6）授業料の納付について

授業料は、毎年前期分については4月中、後期分については10月中に、口座振替（自

動引き落し)により、納付していただきます。

(7) 学内掲示物について

学内で掲示物を掲示しようとするときは、学生用掲示板に掲示してください。

学生用掲示板はB棟2Fに設けていますので、お互いに譲り合って利用してください。

(8) 学校施設の使用について

授業、大学行事、施設管理等に支障のない限り、研究、集会、スポーツ活動等のため教室、グランド、体育館、テニスコートを使用することができますが、その場合、使用責任者は、使用しようとする日の3日前までに所定の使用許可願を教室以外は学務部学生生活課へ、教室の場合は発達科学部教務学生係へ提出し、許可を得なければなりません。ただし、外部団体と共に催する催しについては、3か月前までに願い出なければなりません。

なお、教室の使用については、別に定めているので教務学生係に問い合わせください。

〔学生の学校施設使用許可基準（昭和60年10月23日教授会決定）〕

- ① 本学部の学生・学生自治会、本学の課外活動団体が学校施設を使用する場合には原則として許可する。ただし、3日前までに願い出なければならない。
- ② 本学部の学生自治会、本学の課外活動団体が、外部団体と共に催する催しについては、教授会が妥当と判断した場合には許可する。ただし、3か月前までに願い出なければならない。

なお、音楽棟および体育施設については、それぞれ当該教室の許可を必要とする。また、使用許可に当たっては、下記の注意事項を伝達すること。

イ. 学校施設使用後は使用前の状態に必ず復帰させ、掃除、整理整頓、施錠を確認すること。

ロ. 屋外では、附近の住宅の迷惑となるような、スピーカーによる発声、音楽等は認めない。

(9) 教材用印刷機の使用について

本学舎A棟2階に印刷機を備えています。印刷機を使用する場合は、下記の注意事項に従って使用してください。

(教材用印刷機使用上の注意)

1. 教材用プリント以外の目的には使用できません。
2. 使用できる者は、本学部学生に限ります。用紙類は各自で準備してください。
3. 使用時間は、午前9時30分から午後4時30分までとします。ただし、土曜、日曜、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は使用できません。
4. 使用する場合は、教務学生係で使用申込者台帳に所要事項を記入し、使用者の学生証を預けてください。
5. 共用の物品なので、使用については充分に注意し、清潔・整頓・後始末等には特に気をつけてください。

(10) 発達ホール（Dルーム）の利用について

発達ホール（Dルーム）は、学習環境改善の一環として、学生相互並びに学生・教職

員の交流を深め、かつ学生・教職員の福利厚生の増進を図るため、A棟1階（玄関西側）に設置されています。利用が可能な時間等は次のとおりです。

午前8時20分から午後9時30分までとし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、12月29日から1月3日までの日及びその他学部長が指定する日は利用できません。

(11) 禁煙について

本学部内においては共用スペースでの喫煙は禁止します。指定された場所で喫煙してください。

(12) 車両による構内への乗入れ禁止について

本学部では、キャンパスが狭隘なため駐車余地がなく、また教育研究環境保全の維持、事故防止等により四輪車による学生の構内への乗入れは原則として禁止します。

なお、単車による通学についても、常に危険を伴うので努めて自粛するよう要望しています。

身体上の理由により、車両の構内乗入れを必要とする者は「車両入構許可願」を教務学生係に提出して許可を受けてください。

やむを得ない理由により単車による通学をする者は、次の指定の駐輪場に駐車してください。

昼 間 午前6時30分から午後9時45分まで（グランド西側）

夜 間 午後8時から翌朝午前8時まで（C棟西側夜間専用駐輪場）

(13) 盗難の防止について

学部構内は多数の人が出入りしており、盗難事故もしばしば発生しています。盗難事故の被害者にならないためにも、貴重品等は必ず身につけるよう日頃から習慣づけておくことが望ましいです。

また、盗難にあったときは、ただちに教務学生係に届けてください。

(14) そ の 他

次の項目については、「平成23年度 学生生活案内」をご覧ください。

- 1 奨学制度
- 2 アルバイトの紹介
- 3 心身の健康管理
- 4 学生教育研究災害傷害保険制度
- 5 学生アカウント利用上の注意
- 6 ハラスメント

**発達科学部所在地及び電話番号**  
**発達科学部教員名簿**  
**六甲台地区建物配置図**  
**発達科学部配置図**  
**附属学校配置図**



このページはウェブでは  
公開していません。

实物の『学生便覧』での  
閲覧をお願いいたします。

神戸大学発達科学部・神戸大学大学院人間発達環境学研究科

## 学 生 便 覧 2012

発 行 神戸大学発達科学部  
〒657-8501  
神戸市灘区鶴甲3丁目11  
電話(078)881-1212大代表

印 刷 株 旭 成 社